

第百九回国参議院内閣委員会會議録第三号

昭和六十二年九月一日(火曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 名尾 良孝君
理事 板垣 正君
岩本 政光君
大城 眞順君
久保田 眞苗君

委員 大島 友治君
岡田 広君
亀長 友義君
小島 静馬君
古賀 雷四郎君
永野 茂門君
松垣 徳太郎君
堀江 正夫君
小野 明君
野田 哲君
飯田 忠雄君
峯山 昭範君
吉川 春子君
柳澤 鍊造君

國務大臣 外務大臣 倉成 正君
防衛大臣 (防衛庁長官) 栗原 祐幸君

政府委員 内閣法制局第一部長 関 守君
防衛庁参事官 潮木 博基君
防衛庁参事官 古川 武温君
防衛庁参事官 児玉 良雄君

防衛庁参事官 簡井 良三君
防衛庁長官官房 依田 智治君
防衛庁防衛局長 西廣 整輝君
防衛庁教育訓練局長 長谷川 宏君
防衛庁人事局長 松本 宗和君
防衛庁経理局長 日吉 章君
防衛庁装備局長 山本 雅司君
防衛庁施設庁長官 友藤 一隆君
防衛施設庁総務部長 弘法堂 忠君
防衛施設庁施設部長 鈴木 果君
防衛施設庁建設部長 田部 井博文君
防衛施設庁労務部長 山崎 博司君
防衛施設庁労務官 渡辺 允君
防衛施設庁労務官 川上 隆朗君
防衛施設庁労務官 藤井 宏昭君
防衛施設庁労務官 齊藤 邦彦君
防衛施設庁労務官 遠藤 實君

事務局側 常任委員会専門員 原 度君

説明員 外務省北米局長 岡本 行夫君
全保課課長 岡田 康彦君
大蔵省主計局主計官 岡田 康彦君
通商産業省機械情報産業局電気機器課長 横江 信義君
労働省職業安定局業務指導課長 小倉 修一郎君

本日の會議に付した案件

○防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第百八十八回国会内閣提出 第百九回国会衆議院送付)

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第百八十八回国会内閣提出 第百九回国会衆議院送付)

○委員長(名尾良孝君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。栗原防衛庁長官。

○國務大臣(栗原祐幸君) ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

初めに、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要について御説明いたします。

まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明いたします。

これは、自衛官の定数を、海上自衛隊二百三十九人、航空自衛隊二百六十七人、統合幕僚会議四人、計五百十人増加するものであります。これらの増員は、海上自衛隊については、艦艇、航空機の就役等に伴うものであり、航空自衛隊については、航空機の就役等に伴うものであります。また、統合幕僚会議については、日米防衛協力の推進等のためのものであります。

次いで、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

これは、自衛隊の予備勢力を確保するため、陸上自衛隊の予備自衛官千人、海上自衛隊の予備自衛官二百人、航空自衛隊の予備自衛官三百人、計千五百人を増員するものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要について御説明いたします。

この法律案は、予備自衛官手当について、その月額を現行の三千円から四千円に改定するものであります。

現行の月額は、昭和五十四年に定められたものであります。その後の経済情勢の変化等にかんがみ、これを改定することとしたものであります。

なお、この法律案の規定は、昭和六十二年四月一日から施行することとしておりましたが、衆議院において、公布の日から施行し、昭和六十二年四月一日から適用するよう修正されております。

以上が防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

○委員長(名尾良孝君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○野田哲君 まず今後の防衛政策といいますが、全体について伺いたいと思います。そこで、日本の防衛に非常に深くかかわっているアメリカの国防報告について伺って、アメリカが一体日本の防衛に対して何を求めているのか、何を期待しているのか、そしてそれに対して日本の政府あるいは防衛庁としてどう対応しようとしているのか、こういう点からまず伺ってまいりたいと思っております。

最初に、一九八七年度アメリカ国防報告、昨年春発表されているものでありますけれども、その中の日本関連部分についての見解を伺いたいと思ひます。昨年発表されている一九八七年度米国防報告の日本関連部分の中で次のような記述があります。日本は、その重要な位置、改善された対潜・機雷戦能力、近代化された自衛隊及び新しい任務（例えば、〇〇〇カイリの距離までの海上交通路の防衛）を引き受けることにより、この地域における西側防衛の強化のために重要な役割を果たしている。あるいはまた少し飛んで「日本は、自衛のための、そして米国の前方展開部隊に緊要なインフラストラクチャー支援のための能力を向上しつつある」。こういうくだりがあるわけであります。これによりますと、日本の自衛隊の一千海里のシーレーン防衛、これは西側防衛の強化のための役割としてアメリカの国防報告では評価をされているわけであります。いつの間にか日本のやうとする一千海里のシーレーン防衛が西側の防衛の強化のための役割、こういう形にはまり込んでいるわけですが、そういうつもりで防衛庁はやっているわけですか。

○政府委員（瀬木博基君） 我が国が自衛力の範囲におきまして我が国周辺の数百マイル、また航路帯を設ける場合には一千海里ということでは防衛力の整備を行っているということは、累次政府から申し述べているところでございます。ただいま先生がおっしゃられましたところの国防報告におきまして、恐らく先生が問題にされましたのは三つの点ではないかと思ひます。一つは、この国防報告によりますと、日本が海上交通の安全について任務を引き受けたと、この引き受けたという点であらうかと思ひます。この引き受けたという言葉につきましましては、これは日本語では引き受けたというふうに訳されておりました、日本語というのはニュアンスのある言葉でございますから、引き受けたという何となくだれから譲られたと、権利なり義務なりを譲られたというようなニュアンスを思い浮かべるところでございますが、英語

にいたしますと、これは言つてみれば引き受けたというよりは果たすとかこれを帯びるとかというやうな、正確に言えばそういう表現であると思ひます。したがひまして、こういう役割をアメリカから日本が譲られて、そういうことを引き受けざるを得なくなったということではございません。

で、また新しいという表現がございまして、これはアメリカ当局がどういふつもりでこういう表現を使つたかというところは明らかにいたしません。我が国が先ほど申し上げました海上交通の安全について防衛力を整備するということは、この八七年の国防報告に出るやうな時点で決められたことでも何でもございせん。特に我が国が新しい任務、役割を持つやうになつたということではございません。また、インフラストラクチャーという言葉が出ておりますが、これは従来からやっておりますやうに、在日米軍が我が国に駐留するに当たりましていろいろな形で施設、区域を提供するということを指しているものであらうかと思ひます。いずれにいたしましても、我が国の防衛力の整備ということとは、これは当然のことでございます。また、我が国の憲法その他の法規また日本の国策に従ひまして、自主的判斷によつて行つていくというところでございます。

○野田哲君 今ここで私の乏しい英語の知識であなたと英語の論争をするつもりはありせんが、私がやはり疑問を呈したのは、私が取り上げた文書の引き受けたというのは、これは防衛庁が訳した文書で質問しているんですから、あなたの方で、新しい任務を引き受けた、こういうふうに訳している。訳しているというところは、やはりそういう意識を持って訳しているんじゃないか、こういう疑問を持てているわけであります。

今のことに続いて、さらに私が疑念を持つのは、ことしの春発表されたアメリカの国防報告、その中の東アジアと太平洋地域という項目の日本関連部分の中に次のやうな記述があるわけであります。「防衛支出における持続的な実質増の継続は、日本が、世界の民主主義諸国社会の一員としての

責任」、そしてそこに説明があるわけだ。「この責任は中曽根総理大臣によつて公式に引き受けられた義務」を認識していることを示す一連の歓迎すべき措置の一つである。」「こうなつていいますね。つまり、持続的な防衛費の実質増の継続は、日本が民主主義諸国の一員としての責任としてやっているんだ、そしてこの責任は中曽根総理大臣によつて公式に引き受けられた義務だ、これを認識していることを示す一連の歓迎すべき措置の一つである」と、その他の積極的な措置としては、一、〇〇〇マイルまでのSLOC防衛の受入れ（そのための防衛力は一八八六—一九九〇年度防衛力整備計画において明らかにされている。）、や、民間のSDI研究計画参加を認める旨の最近の決定がある。」「こういうふうになつていくわけだ。

この中にある「この責任は中曽根総理大臣によつて公式に引き受けられた義務」とは、一体どういふ義務を中曽根総理大臣は引き受けてこられたのか。こういう義務、そして財政支出を伴う毎年防衛費を継続的に増大していく、そういう義務を公式に引き受けているのであれば、これは国際取り決めとして国会に内容を報告して承認を求めなければならぬはずなんです。このアメリカの国防報告に記述をされている「中曽根総理大臣によつて公式に引き受けられた義務」というのは一体何であるのか、明らかにしていただきたい。

○政府委員（瀬木博基君） この点につきましては、予算委員会におきましても問題提起がございまして、中曽根総理からもお答えになつたところでございまして、一部の新聞に、我が国の防衛費の継続的な増大が中曽根総理の引き受けた義務だというやうな報道がされたこともございまして、これは私から見ますと、誤訳に基づく誤解であると考えます。

この国防報告で書いてございましてところは、中曽根総理が引き受けられた義務というのは、我が国が民主主義諸国の一員として果たしていくという役割、そういう一般的なものを我が国が引き受け

た義務というふうには記述しておるわけでございます。このつながりからいたしまして、中曽根総理が継続的な防衛費増の義務を国際的約束として引き受けたというふうにはなつておりません。また、そういうやうなことはあり得ないことであります。

○野田哲君 これも私が勝手に訳した自分なりの文書で言っているんじゃないんです。防衛庁が訳して防衛庁が発表している文書に基づいて指摘をしているんですから、それをあなたの方の方が誤訳だということであるならば、誤りを正す措置をアメリカの国防省に対してやるべきじゃないですか。そして、ちゃんとした解釈を発表すべきじゃないですか。いかがでしょうか。

○政府委員（瀬木博基君） 野田委員がおっしゃられましたところの防衛庁の訳文というのは、これをとらえておられるのは結構いいと思いますが、防衛庁でもって監修いたしておりますところの国防報告におきましては、ここに誤解がないやうにいたしておりました。「日本が、世界の民主主義諸国社会の一員としての責任」ということについて、括弧をいたしまして、「この責任は中曽根総理大臣によつて公式に引き受けられた義務」というふうには、責任は民主主義諸国の一員としての責任であるということをはっきりと示すやうな文章で訳してございまして。

○野田哲君 文章の解釈の論争ではないのであります。私が根拠にしているのは、やはり防衛庁が発表している文書によつて質問をしているのであります。やはり「責任」とか「公式に引き受けられた義務」、こういうふうにあなたの方で訳しているんだから、この義務とは一体何を約束してきたんですか、こういうふうにあなたの方の文書によつて聞いているんです。中曽根総理が公式に引き受けた義務によつて日本の防衛費の継続的な実質増が行われているんだとこうなつてくるから、日本の防衛費を継続的に増大をするためのどんな義務を公式的に引き受けているんですか。具体的にでなければ何も義務ということじゃない。どうな

んでしようか。

○政府委員(瀬木博基君) ただいま申し上げましたことの繰り返しで恐縮でございますが、この国防報告で書いてございますのは、我が国が伝統的に防衛費の増を認めておるというところは、我が国が世界の民主主義国社会の一員としてそういう責任をみずから感じておるというところ、そういうところから出たところの自発的行為である、そういうふう書いておると思ひます。したがって、中曾根総理として引き受けられておる責任といひますか、義務といひますか、それはまさに我が国が民主主義国社会の一員として果たしていかなければならない、そういう認識を指しておるつもりです。

○野田哲君 栗原長官に伺いたいんですが、そういたしますと、日本の防衛費の毎年毎年の増大というのは、これは西側諸国に対する義務としてこういう措置がとられておる、こういうことなんでしょうか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 私はアメリカへ行つて話するときに、我が国の防衛というのには憲法の規定に従つて必要最小限の防衛力の整備をする、具体的に言つて、防衛計画大綱の水準を達成する、これが目標だと。そのために中期防衛力整備計画というのをつくつておる。これをやるためには継続的計画的にやつていかなきゃならない。これだけ言つておきまして、それ以上のことは言つてないんです。アメリカの方も、西側陣営の一員として日本に対して防衛費の増強、そういうような言葉は、またそういうニュアンスは一切私には言つておりません。

○野田哲君 国防報告では、今私が瀬木さんとやりとりしたようなことが書いてあるわけですが、それで、私が、持続的な防衛費の増は中曾根総理大臣によって公式に引き受けられた義務だと、こうなっているから、どんな公式の義務を引き受けてきたんですかと伺いたところ、いや具体的な義務をいうことじゃなくて西側諸国の一員としてやつておる、こういうことなんだと言つてから、

それでは日本の防衛費の毎年毎年の増加というのは西側諸国のためにやつておることなんでしょうか、こう聞いたわけなんですけれども、そうなんです。アメリカではそう書いておるんです。○国務大臣(栗原祐幸君) 西側諸国のためにやるというのじゃなくて、結果として日本がやるべきことをやつておるというのが西側諸国の連帯に寄与する、そういうことだろうと思ひます。しかも、国防報告にいろいろ書いてありますけれども、これはもう今までも随分あつたんですが、その言葉のやりとりというのはいろいろありますが、それから、私はそういうことは余り気にしないんです、これは要するに、日本としてやるべきでないことはやらない、その程度でありまして、一つ一つこれをどうのこうのと言つてみても、結局は見解の相違ということになるのではないかと私は思ひます。

○野田哲君 気にしないというわけにいかないんですよ、長官。これは防衛庁がアメリカの国防報告を訳して、西側諸国のためにやつておるんだと、これは公式に中曾根総理が引き受けておるんだと、こう言つておるんですから、日本の防衛費の毎年毎年の増大はそれと西側のためにやつておるんですかと、こう聞いておるのだから、そんなこと余り気にするなと言われたら、国会で審議をするのには気にしないわけにいかない。

○国務大臣(栗原祐幸君) これは、ある意味において中曾根総理がどう言つたかということの問題だと思ひます。したがつて、中曾根総理が国会でどう答弁しているか、それを政府委員から答弁をしてもいい。

○政府委員(西廣肇君) 本問題につきましては、中曾根総理が既にお答えになつておるわけですが、この国防報告につきまして、日本が防衛費を増強するという義務があるというようにとられては困ります、そういうことではなくて日本も民主主義社会の一員としての責任を果たしてきた、そういう民主主義社会の一員としての義務を果たすという意味であつて、日本の防衛費の増強の義務

ということとはまた別問題でございますというようにお答えになつておるわけでありまして、その点御理解をいただきたいと思ひます。

○野田哲君 総理のこの記述なんですから、改めてこれは総理と——もう機会ないかな、機会があればやりたいと思ひます。

さらに、私がもう一つ明確にしてみたいと思ふことは、一昨年度までの国防報告の中では、シーレーン防衛、日本語に訳せば、こういうふう表現をされていたわけですが、昨年度までの国防報告ではSLOC防衛という言葉に変わつてきていますね、アメリカの国防報告が。

こういうふうになつていますね。「その他の積極的な措置としては、一、〇〇〇マイルまでのSLOC防衛の受入れ(そのための防衛力は一九八六—一九九〇年度防衛力整備計画に)云々と、こういうふうになつてきておるわけなんです。この今までのシーレーンという言葉がSLOC防衛の受け入れ、ディフェンス・オブ・シーライン・オブ・コミュニケーション、こうなつてきています。

これは軍事的にかなり意味が変わつてきているんじゃないか、こういうふうに思ふんです。SLOCといへば、これはいわゆるレーンでなくて海域の兵たん組織を引き受けたんだと、こういうふうには私なりに解釈をしておるわけなんです、どうのような経緯でこのシーレーン防衛がSLOC防衛の引き受けと、こういうふうになつてきたのか、この点の説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(瀬木博基君) ただいま先生の御指摘になりましたことは、日本でも一部の新聞に出ておつたところでございますが、シーレーン防衛といふものがいわゆるSLOC防衛ということに変わったといふのは、必ずしもアメリカの中でも適切ではないのではないかと思ひます。昨年度の国防報告とことしの国防報告を見ますと、昨年はシーレーンという言葉とSLOCという言葉とが一つずつ出たわけでございます。ことしはそれがSLOCが一つ出たわけでございます、用法で、むしろ使い方が変わったというよりは、

が二つが一つになつたということではないかと思ひます。ちなみに、アメリカの議会報告それから要人の演説等を見ますと、シーレーン防衛という言葉は相変わらず使われておるということでございます。また、私も前からアメリカ当局に聞いたところでも、アメリカ側としてもこの二つに特に差は設けておらないということでございます。

なお、この点はまだ先生が今お聞きになつたこととはございませぬけれども、アメリカが考えておるところのSLOC防衛にしろシーレーン防衛にしろ、そういう概念と日本のシーレーン防衛といふものが違ふのではないかと、こういうことが、かつて国会でも御質疑があつたところでございますが、これはそれぞれの国が海上交通の安全を図るという場合に、それぞれの国がどういふものを最も主眼に置いて海上交通の安全を図つておるか、それぞれの国情によつて異なるわけでございます。その中で、アメリカが考えるところのSLOC防衛にしろシーレーン防衛にしろ、そういうものと日本が考えるものと、これはおのずから国柄が違ふのでございまして、それはちよつと違ふということではないかと思ひます。いずれにしても、これはその言葉の使い方によつて違つてくる差ではないかと思つております。

○野田哲君 私もおれこれひっくり返してみたいんですが、一昨年度までの日本閣連部分の記述ではこれはシーレーン、こうなつておるわけですね。そうして、昨年からSLOCといふところがあつたりシーレーンといふところがあつたりするわけですが、ことしになつて、一カ所というのはこれは日本閣連部分のところでは明確に一カ所であつたにしても、日本が引き受けたといふことでSLOCと、こういうふうになつておるわけでありまして。同じような意味なんだといふような説明もありましたが、これは言葉はちゃんと辞書があるわけですから、私も辞書で調べたわけですが、これはそれぞれにやつぱり意味が違ふわけですね。軍事的にシーレーン防衛とSLOC防衛について全く同じ

ように解釈をされているわけですか。

○政府委員(瀬木博基君) ただいま申し上げたところでございますが、本年になりましてはSLOCまたシーレーン防衛ということば、アメリカの中でもいろいろな機会にそれぞれ使われているようでございます。例えば議会証言を見ましても、ワインバーガー長官、アーミテージ国防次官補というアメリカの国防の要人が議会証言をいたしました際にはシーレーンという言葉を使っておりますし、また大統領が出しておりますところの国家安全保障戦略というものは、これは今年度初めて出たわけでございますが、その中で使われている言葉もシーレーンでございます。他方、もちろんSLOCという言葉も非常に確立した概念だろうと思えます。いずれもアメリカの中でも使われているということではないかと思えます。

○野田哲君 今お話があったように、シーレーンという言葉も使われているし、SLOCという言葉も使われているわけでありまして、そこで日本の関連のところが今までシーレーンであったところが去年からSLOCになったから、これは軍事的にシーレーンとSLOCというのは意味が違ふんだから、どうして日本の関連部分のところが言葉がシーレーンという言葉とSLOCという言葉がそれぞれ使われているのに、日本の関連部分のところはシーレーンからSLOCに変ったのか、これは軍事的に質が変わったんじゃないですかというのを私は聞いていますので、その点を明確にしたい、こういうことなんです。

○政府委員(西廣肇君) 今、瀬木参事官からお答え申し上げたように、私は、シーレーンの防衛といひ、SLOCの防衛といひ、内容的にはやや似た言葉であるけれども、米海軍の軍事用語としては従来からも、随分前からSLOCという言葉の方がより使われていたと思います。一般的にシーレーンの防衛といふのは航路の防衛ということでございますから、より普通の言葉といひますが、語リ言葉に近いものだと思っております。なお、SLOC防衛とそれじゃシーレーン防衛と違ふか

という、私はそうではなくて、先ほど瀬木参事官がお答え申し上げたように、やはり国によって同じSLOCの防衛であるがシーレーンの防衛であろうが、その形態、重点の置き方が違ふということではないかというふうに考えております。

例えばアメリカのように非常に海外依存度が少ない、そういう国でありかつ多くの部隊というものを前方展開させている、そういう国では、海上交通路の安全ということは大抵がそういう前方展開している軍への補給路の確保、そういったものがアメリカにとっては非常に重点になるということであらうかと思ひます。一方、日本のように海外に軍を出しているわけではない、国土防衛だけを考へている国では、そういう軍事的な海上補給路といふものはほとんど必要がありません。必要なのは国民の生存を図るための各種の物資の輸入等を確保するための海上交通路の確保といふものが非常に重要になる、ということになります。おのずから同じSLOCの防衛であるがシーレーン防衛といふのも、内容的にその重点の置くところが非常に変わってくるというものでありまして、言葉によつてその性格が変わるものではなくて、その国々の特性によつて何に重点を置いているかといふことによつて、シーレーン防衛なりSLOC防衛の内容がおのずから定まってくるというように御理解いただいた方がよいと思ひます。

○野田哲君 これは、西廣さんともあらう人が、ちよつとそこところはあいまいなんじゃないんですか。シーレーン防衛といふのはやはりいづゆる一つの航路帯、今説明されているのは一千海里までの航路帯のいわゆるデフィエンス、防衛でしよう。SLOCといふことになると、一定のエリアの兵たん組織、これを提供する、引き受ける、こういうふうになつて意味が変わってくるんじゃないんですか。どつちも同じなんだというふうなことにはならぬのじゃないんですか。これは、○政府委員(西廣肇君) シーライン・オブ・コミュニケーションといふのは決して面というような意味ではなくて、アメリカならアメリカの所要

の海上輸送路、それについてのコミュニケーションといふものを確保するということでありますから、一本の線ではないかもしれませんが、それぞれの所望の展開部隊等に対する海上交通路の確保ということだろうと思ひます。

一方、シーレーンの防衛と申す場合も、航路帯といふふうにはシーレーンをお説いたたくと若干誤解があると思ひます。シーレーンといふのは航路そのものだろうと思ひますが、私どもはシーレーンの防衛といふのは日本語で従来海上交通の安全確保といふように申し上げております。したがつて、これはオペレーションの対応としては面である場合、あるいは船舶護衛のようになつて点である場合、あるいは移動を航路そのものとして帯のようになつて守らうといふいろいろなオペレーションはあらうかと思ひますが、それはシーレーン防衛であつたり、あるいはそれをSLOC防衛と呼んだらうかと思ひますが、オペレーションの形態が変わつてくるというものでなく、それはやはりそのときどきの状況、何をどういう形で輸送するかといふ、時に応じてとられるオペレーションの形態はいろいろそれぞれについてあらうかと思ひますが、SLOCとシーレーンといふものが全く違つたオペレーションがなされる、そういうような理解ではないかといふふうに私は考へております。

○野田哲君 これは私にはどうしても了解できない。また機会があれば、これからいろいろ議論を続けたいと思ひます。

防衛白書に記述されている事柄について、幾つか伺いたいと思ひます。

栗原長官、こゝに発表された防衛白書を一読して、これは大変攻撃的といふか、平易な言葉で言へばタカ派的な、随分さま変わりをした防衛白書だ、こゝに印象を受けたわけでありまして、きのうの国会で、いろいろ栗原長官と質疑者とのやりとりを聞いています中で、私どもの同僚の中でささやきが起こつておりました。栗原祐幸さんといふのは、これはハト派だと思つていたが随分

タカ派になつたんだ、こゝにうきやきが起つておりました。そして、国際情勢のとらえ方にしても、これは余りにも硬直をしているのではない。一言で言へばソ連は悪玉、アメリカは善玉、そしてソ連がやっていることは軍事力の拡大、影響力の拡大、アメリカのやっていることは抑止力の提供、こゝにうきやきをされているんです。そして、世界の国々をすべてソ連につく国かアメリカにつく国か、殊さらに区分けをされるような印象なんです。中国についてまでもどちへつかといふことで区分けをされるような印象なんです。今日の国際情勢にはこゝに硬直した考え方は対応できないんじゃないか。INFの削減、ダブルゼロの話がこゝの秋には決着をしようか、そしてニューヨークワシントンで米ソ首脳会談が開かれようか、こゝにうきやきであるし、NATOの諸国の中でも西ドイツなどもこゝにうきやきが出てくるに、依然として世界の国々をソ連側とアメリカ側に区分けをして、ソ連のやっていることは軍事力の拡張、アメリカのやっていることは抑止力の提供、こゝにうきやきを区別をした中で物を見ていこうといふのは、余りにも硬直をしていられる方じゃないか、こゝにうきやきにまず私の印象を申し上げておきたいと思ひます。

そこで、まず最初に、こゝの白書の冒頭に「軍事力の意義」、こゝにうきやきが出てきているわけですが、平和と安全を保つためには、外交努力や経済の発展による内政の安定だけではだめだ、こゝにうきやきに指摘をされているわけですね。そして、軍事力の意義を強調されている。世界の中には軍事力を持たないといふ国がある、こゝにうきやきに触れているわけですね。そして、それはもう経済的にもごく限られた、人口、面積、経済力、あるいは周辺の国際環境が我が国などとは異なつていふんだ、こゝにうきやきに軍事力を持たないといふ国を指摘をされているわけですね。そして、この軍事力の役割ない機能は、究極的には力によつて

相手に対する要求を充足させていく、こういうふうになっています。

この点について、きのうの本会議で中曾根総理は、あのくだりは一般的なことを言っているんだ、こういうふうには言っていなかったけれども、一般的じゃないんですよ、これは「軍事力を持たない」としてある国もあることは事実であるが、これらの国は、いずれもその人口、面積、経済力などや周辺の国際環境がわが国などの場合と異なっている。」、こういうことで、二、三の国を念頭に置いておられるようですが、我が国とは違うんだと、我が国は軍事力を持つ、こういう国の中に置いている。こういう記述になっているわけです。こういう形で、軍事力を持たない国というのは人口の少ない国土の小さい経済力の弱い特定の国なんだ、我が国などは事情が違うんだ、こういうふうにとらえて、そういう形で軍事力というものは究極的には力によって相手に対する要求を充足させていくんだ、こういうふうになつてくると、このくだりというのは、これは憲法九条とはまるきり理念が一致しない、憲法九条を否定する考え方に立っているんじゃないか、こういうふうにいるんです。この点いかがでしょうか。

○政府委員(瀬本博基君) 白書についてのお尋ねでございますので、私の方からまずお答えさせていただきます。

ただいま先生、この白書の冒頭では善玉悪玉論というものが非常に流れているのではないかと、御指摘ございましたが、これは私どもの考えと全く反するところでございます。国際情勢を分析するということに当たりましては、できるだけ客観的に事実即ち判断をするということが、まず大切なことでありまして、こういう事実即ち客観的な分析というものを欠く場合には、おのずと分析そのものが誤るといふことであります。我々としてはできるだけそういう観点から、毎年もうそうでございますが、ことしについてもいろいろな局面にわたっていろいろな角度から分析したつもりでございます。

世界の国が米ソ二つに属するのではないか、これこそまさに我々が今回の白書においてそういうことを避けようとしたところの非常に大きなところでございまして、世界の軍事情勢の中を流れる東西対立というものが基調をなすということとを分析しながらも、他方、その外においていろいろな形で国際的な紛争というものが起こっているということ、特に地域紛争などに注目したというのがことしの一つの特色ではないかと思ひます。

他方、我々が書きましましたのは防衛白書でございます。したがって、国際情勢の分析に当たりましては防衛面、軍事面というものを主体として記述する、また分析する、これが防衛白書の特色というか、そういうものでございます。世界的な国際情勢を分析するということであれば、もちろん軍事面に並んで政治、経済、文化、それぞれの局面でももちろん大切だと思ひますが、これはあくまでも防衛白書というものの特色としてやはり一つの局面というものを取り出さざるを得ない、これは御理解いただけたところではないかと思ひます。

で、「軍事力の意義」というものをことし特に冒頭書いて、国民の皆様に見る上で軍事力というものは一つの大きな要素であるということとを御理解いただくために参考にしたわけでございまして、特に私どもが強調したかったところは、野田先生が今引用されましたところのむしろその下にございまして、すなわち軍事力というものが決して戦争を行うということにだけ意義があるのではない。そういう究極的な意味で戦争が行われるときにだけ軍事力が意味があるということになりますと、今日の国際社会の理解を誤る。むしろ、平和時において果たしておられる軍事力の意味、すなわち政治的な影響力になる、また相手からの影響力を抑止するところにある、そういう意味における平和時における軍事力、国防力の意味というところを我々はむしろ強調したかったわけでございます。

○野田哲君 これは政治論ですから、私は長官

に答えていただきたいと思ひます。

くだいようですが、私が言っているのは、今も瀬本参事官の方から後段のところをよく読んでくれば、こういうことで説明があったわけですが、つまり平和というものは国家間の力の均衡によって保たれているんだ、「世界の大多数の国は、そのために多くの人的、物的資源を投入して努力を重ねている」、こういうところを読んでくれという意味だろうと思ひます。そしてその前段のところ、軍事力を持たないことにしている国もあることは事実であるが、そういう国々は我が国とは置かれてある条件が違うんだと、こういうことで、我が国は軍事力を持つという立場の方に立っているんだと、こういうふうになつていくわけですね。

そして、この「軍事力の役割ないし機能は、究極的には力によって相手に対する要求を充足させる、あるいは相手の軍事力の行使を直接阻止することにある」と、こういうふうになつていくわけですね。だから、ここまで書くと、これは憲法九条の国際紛争を解決する手段としては永久に軍備を放棄する、そしてその「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と、こういう憲法のくだりと真正面から衝突してくるんじゃないですか、こういうふうになっているんです。そのことについての説明を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(栗原祐幸君) 先ほどのお話の中で、栗原はハト派だと思つたがタカ派だ。これは言論の自由でございまして、これに対してどうこう申し上げません。しかし、私はタカ派とかハト派じゃなくてリベラリストで、おおむねこちら辺が常識だろうなと、そういう点を述べているんです。そういう常識というのか、常識と合わない人がこれをハトと言ひ、タカと言ひのはこれは自由でございまして、気持ち悪いとは思ひませんが、余り力まらずに、これは常識じゃないか、そういうふうなところをやっておりますことを一応御理解いただきたいと思ひます。

それから、ここの軍事力の記述でございすけれども、そういったいろいろ自分のそれぞれ持っている良識というものがあつて、自分の定見から見るとこれは行き過ぎじゃないか、あるいは一方から見ればそれは行き過ぎじゃない、しよせんはそういうことだろうというふうには思ひます。私どもは憲法を逸脱して軍事力を行使するという考え方は毛頭ない。防衛力というものの、必要最小限度、それはもうこの防衛白書全部に通じているところでございますから、そういう意味で御理解を賜りたいと思ひます。

○野田哲君 だから、こういう軍事力のとらえ方というのは、日本の立場はあくまでも憲法が基本ですから、憲法九条の立場とはこういう軍事力の評価、考え方は両立しないじゃないですか。余りにもこれは走り過ぎていくんじゃないか、憲法を無視しているんじゃないか、こういうふうには私は指摘しているんです。

○政府委員(西廣輝君) 先生御指摘のように、我が国には憲法があり、かつまた我が国自身の政策というものがいわゆるパワーポリティクスでないというところは、先生のおっしゃるとおりであります。一方、世界の事情を見ますと、パワーポリティクスといひますか、軍事力というものの外交なり国際関係に占める位置づけというものも、まだ依然としてかなり高いものがあるということも実態だろうと思ひます。そこで、我々としては、日本としてそういうパワーポリティクスをとるということではなくて、日本のような相当な人口があり産業があり、かつまた地理的にも要衝を占めている国、そういう国が世界の現状を踏まえまして、それなりに日本自身が力の空白になつていようなことがないような、自衛のための最小限の措置というものは現状では必要であるという意味でこの白書の記述も書かれておると思ひます。で、その点御理解を賜りたいと思ひます。

○野田哲君 だから、九条はもうあなたの方の念頭にはない、こういうことなんですよ。日本のような置かれてある地勢の立地条件の中で、経済力も

あり人口も多い、そういうところは軍事力を持たなければいけない、軍事力によって究極的には相手に対する要求を充足させていく、そういう立場をとらざるを得ない、こういうふうにもう防衛白書の冒頭から書いてあるわけですから、つまりそれは今まで憲法の九条の枠内での憲法九条といえども防衛のための最小限度の自衛力は認めていたんだ、こういうのが今までの防衛白書の立場であり、そういう説明であつたわけです。冒頭にこういうくだりが出てくると、もう防衛庁の皆さんには憲法九条は念頭にないのか、こういう疑問がまぎ起きてくる。こういうふうには指摘をせざるを得ないじゃないですか。これはもう水かけ論がいつまでも続くと思うのですが、何か御説明がありますか。

○政府委員(西廣整輝君) 繰り返しになると思いますが、我が国自身が軍事力というものであるいは抑止効果の高い軍事力を持つてみずからの外交政策といえますか、そういったものの遂行の後盾にしようという考えはないということは先ほどお答え申し上げたとおりでありまして、我が国には憲法があり、非核三原則その他の政策があつて、そのようないわゆる抑止効果の高いといえますか、相手方に自分の意思を押しつけるような軍事力は持たないという決心をしておるし、現にそういう防衛力を整備しておるわけであります。しかしながら、世界の中にはまだそういう動きというものが残つておるといふ状況下で、日本としては自分自身がそういう積極的な軍事力を背景にした外交政策をとらうといふわけじやございせんが、その種の圧力があつた場合に最小限の自衛措置がとれる程度のもは持つておる必要は依然として残つておるといふことを御理解いただきたいわけであります。

○野田哲君 防衛局長の説明はここに書いてあるような説明ではないので、今までのような説明なんだ。こはあなたの今の説明のようなことにはなっていないですよ、これは。軍事力を持たないという国々が幾つかあるけれども、それは日本

のような条件のところじゃないんだと、こういうところから始まって、軍事力がなければ平和は保てないんだ、究極的には軍事力によつて相手に對する要求を達成させていくんだ、こうなっているから、これはいかに憲法を守ることを義務づけられてゐる政府や防衛庁の書くことではないじやないか、こういう点を指摘をしているんです。繰り返しになりますからもうここでやめますが、これはしかし私はこのままでは済まされない問題だと思つています。

次に大綱に対する考え方が、栗原長官、随分変わってきていますね。こういうふうになっていますね。「大綱」の基本的考え方を見直しはもちろん、別表の修正も考えていない。「こうまず初めに述べているわけです。これに対して、「将来これに有効に対処し得なくなるのではないかといった疑問も提起されている」。こういうふうに述べているわけです。「将来、科学技術等の進歩に伴い装備体系等が変わるようなことがあれば、別表に掲げた部隊や主要装備の数量が変動し得ることを考慮したものである」。こういうくだりがあるわけです。そして、防衛力の効率化のための別表の修正もあり得るんだと。しかし、別表の修正を行

う場合でもおのずから限度がある、そしてまた修正に際してはこういう手順を経るんだと、こういうふうに説明があるわけです。つまり、ここに述べている回りくどい記述があるわけですが、これは、今は大綱も別表も変更は考えていないが、しかし、有効に対処できないのではないかと疑問も提起されている。この点で、大綱は情勢が変われば変更する道もあるんですよ、変更をここで示唆されているわけでありまして、これはここでまず布石を打っておいて近い将来大綱の見直し、別表の修正を意図した、そういう意図が隠されているんじゃないんですか。いかがでしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) 大綱につきましては、一昨年以來たびたび論じられておるところでございますが、御承知のように、一昨年五カ年計画ができました。この五カ年計画を実施する段階で、

我々としては大綱については、大綱本文はもちろんのこと別表についても一切手を触れないでその整備が行われるという前提のもとに、五カ年計画がつくられておるというように考えております。

なお大綱そのものについての性格といえますが、一般論としての論議も一昨年以來しばしば行われたわけでございますが、それについて言いますと、大綱の物の考え方あるいは大綱で期待している防衛能力というものについては、私は大綱の考え方そのものを変えない限りこれは不動なものであるうと考えております。なお、その考え方、能力を果たすための部隊のあり方ということについて言えば、これは工夫の仕方なりあるいは技術の進歩、そういったものによっていろいろな態勢というものはとり得るであろうと思ひます、その能力については、したがって、状況が変われば、同じ大綱で定めた能力を持つについても周辺の軍事的な状況というものが低下すれば、態勢そのものも縮小されてしかるべきものであるし、逆に周辺の状況がより厳しくなれば、そういったものに対応して同様の能力を持つために防衛力というものが一層強化されるということもあり得るだろうと思ひます。

なお、特に申し上げたいのは、大綱別表について言えば、その注に記述されておりますように、それは大綱がつくられた当時の装備体系あるいはそのときもう既に予定をしておる装備体系、そういったものでつくられておりますから、装備体系というのはいはり技術の進歩なり物の考え方が変わつてまいりますと、時間がたてばたつほど変わる可能性というものはふえてまいらると思つております。そういう意味で変わり得る余地が残されていることは事実であります、そういった大綱そのものの性格なり防衛力というものの性格的なものとして変わる余地というものはあるということとは事実であるということも、また御理解を賜りたいところであります。例えば同じ力、同じものを持つのにいたしましても、ある部隊についてそれを陸上自衛隊が持つか、航空自衛隊が持つかとい

うようなことで、合理性の面からあるものを横に移すということになりますと、防衛力としては全く変わらなくても、別表としてはそれぞれの自衛隊の態勢の中のとちうで持つかということで変更が行われる場合もあるというように御理解をいたされたかと思ひますし、先ほど申したように、同じ小規模侵攻といひながら、周辺の諸國の軍備の動向からいつて軍備がどんどん縮小されるというような段階になれば、小規模侵攻対処能力としてもより少なくて済むという状況も出てまいりましょうし、逆に周辺諸國の軍備というものが逐次逐年ふえ、かつ技術的にも高度なものになつていくことになりますと、同じ小規模侵攻対処能力であつても、そのときの相対的な防衛力という意味でより技術的、質的になりあるいは量的に強化しなくちやならない場合も大綱の中であり得るということもあるということをお理解賜りたいと思ひます。

○野田哲君　そうすると、もう端的に言えば、大綱の別表というものは周囲の情勢によってふやすこともある、減すこともある、変更はフリーハンドだと、こうおっしゃるんですか。

○政府委員(西廣整輝君) 御承知のように、大綱の別表も含めまして閣議決定で決められたものでありますので、我々としては常にその枠内でできる限り状況の変化に応じていくということに、その別表を動かさないでその枠内でできるだけ周辺の状況の変化に応じていくことに最大限の努力を重ね、工夫を重ねておるわけであります。しかし、それでは全く動かさないかという理論的な問題になれば、それは動かすことは可能でありますし、それなりの手続、御理解を得て、閣議なり安全保障会議で十分御審議の上、変え得ることもまた事実であらうと思っております。

○野田哲君　そのところが、ことしは白書に随分回りくどい表現で防衛計画大綱に疑問も提起をされている。今は変えるつもりはない、しかし変える場合にはこういう手順を経るんですよと、こういうことでまさにことしは変更いたしますよ

という布石と言わざるを得ないと思うし、今の西廣防衛局長の考え方も、言葉はかなり遠慮をされているが、やはり動かすことは可能なんですよと、こういう説明なんです、長官は今どう考えておられるんですか。

○國務大臣(栗原祐幸君) 私は、今までも言ってきましたけれども、大綱と別表というのとは一体である。しかし、一体であるからといって別表がいささかでも動かさない、ちよつとでも動かしただらこれはけしからぬ、そういうものじゃない。それは限定的かつ小規模の侵略に対処し得るといふ、そういう大綱の精神の範囲内に属するものならは変動はあり得ると、これは多少ふえることもあるだろうし減ることもある、そういう考え方できている。これは私の防衛庁長官になってからの一貫した考え方でございます。ですから、私は、一体であるが、だからといって絶対に別表はいじくちやいけな、そこまではなかなか言えないということである。

したがって、今西廣局長からいろいろ言われましてけれども、問題はこういう記述をとらえてどう考えるかですよ。そこが分かれた目だ。例えばいゆる大綱を見直すべきだという議論もあるが、そこら辺に重点を置けば、これは大綱を要するなどということはその簡単に考えるべきことと、いざいざいざいざ、大綱の中でできるだけのことをするべきですよ、そういうふうに読めるわけですよ、これ。ですから、そこら辺に現時点においては、これが私の一貫した態度であります。

○野田哲君 そうすると、長官は大綱の見直しはすべきでない、別表とは一体だと、しかし別表は絶対変えないうかぬといふものじゃないと、こういうことなんですか。これは一体じゃないじゃないですか。別表は変えてもいいんだということだった、大綱と別表は一体じゃないじゃないですか。

○國務大臣(栗原祐幸君) 一体不可分ではないです。一体である、だから、大綱があつて別表があるんです。ただし、別表というものがきちつとちやつてどうにもならぬといふのは、これはおかしい。やっぱ限定的かつ小規模の侵略、そういうものに對処しなやならぬと。ですから、それは最後はどうするかという、それぞれのシビリアンコントロールのルールで決めなやならぬといふことですよ。むやみやたらにやっちゃいかぬ、これはもう当然のことです。

○野田哲君 大綱の扱いについて、私はずっとこの数年の防衛白書がどういふふうになつて大綱を扱っているか、こういうことですよ。五十七年以來振り返つてみたわけなんです。そういたしますと、非常にやっぱこれはロングランの立場で巧妙に一つずつ布石を打つてきていることがうかがえるわけなんです。

例えば五十七年の防衛計画の大綱、このときは別表もきちつと本文の中へ、防衛計画の大綱という項の本文の中に別表も編集されていたんです。五十八年もそういうふうになつていっているんです。ところが、五十九年、中曾根内閣になつての二年目のところですね、五十九年のところで別表だけは外されていっているんですよ。別添の資料のところへ別表だけが分離されているんです。そして、六十一年のときに、去年ですね、別表の変更も可能なんですよという表現が出てきたわけなんです。そして、さらにここにはその点が露骨になつてきている。

それからもう一つは、防衛費の取り扱いについても、これを越えるためにやはり二年、三年の非常計画的なこれは知恵を絞つた踏み越え方が防衛白書の中でもうかがえるわけなんです。六十年のときは、これはすき間がもうほとんどありませんよ、八十九億しかありません、しかし防衛力は水準に達していないんだ、早く達成することが急務なんですよ、こういうふう書いてある。六十一になると、今度はこれやは一%のすき間というのは非常に少ない、しかし、この水準

の達成が急がれるんです、こうなっている。そして、六十一の暮から六十二年の初めにかけてついに一%を踏み越えたわけですね。そういう経過を見ると、やはり二年なり三年なりで段階的に手をつけているんですね。別表についても、そういう形で一つずつ布石を打ちながら変更への扉をずつと開いていった。一%の扱いについても、これはそういう形で二年、三年と積み上げてついに踏み越えている。こういうことで、私はこの防衛白書といふものは、数年間をずつと見ていくと防衛の動きといふものが、特に今まで踏み越えてはならないそこを踏み越えるための巧妙なやり方そこに表現、記述といふものがうかがえるわけなんです。

そこで、この問題で結局どうするんですか、大綱の別表は近い将来変えようという考え方があられるんですか、どうなんですか。

○政府委員(西廣整輝君) 最後の御質問にお答えする前に、まず白書の性格について若干申し上げたいんですが、御存じのように、白書は各省でこの種のものを出しておりますけれども、いずれもこれはアニュアルレポートといふことで、その一年間にあつたことについて整理し記述をするといふことで、将来への布石といふような形で政策提言をするといふようなことは慎むという、各省間でそういう申し合せになつておりますし、各省合意の上においてもそういう点は厳密にお互いに審査し合つていられるという状況であります。したがって、今回の大綱等の問題につきましても、この一年間にその種論議があつて、その内容を整理したものでございまして、例へば、本日野田先生からいろいろ御質問賜つていらっしゃるわけですが、その御質疑を通じて新たな問題等が出てまいりますと、それが次の来年の白書に出てくるということでありまして、決して我々が白書に将来を見越して意圖的に何かを盛り込んでいくということではございませんので、その点は御理解を賜りたいと思ひます。

なお、大綱改定については、我々、御承知のように、現在防衛力整備を進めておりますが、これは一昨年決定されました中期五カ年計画において決定された計画といふもの、これを枠組みとし、経費的にも重要内容として枠組みとしておるわけがあります。これは先ほどちよつと申し上げましたけれども、大綱の改定は全く意圖してない、変えない、現在のままにやるということ、現在その種の大綱について手をつけるという考えは全くございませぬので、その点申し上げておきます。

○野田哲君 今の中期防衛力整備計画、五年計画、六十五年が来た段階ではこれは見直すといふこともあり得るわけですか。どうでしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) 六十六年度以降の防衛力整備につきてはどういう形をとるかといふことは、この一月の閣議においてまだ決められておりません。したがって、我々としてもどういふ形になるかまだわからないわけでありまして、我々としてはやはり六十六年以降の防衛力整備といふものが単年度でそのときそのとき積み上げていくといふことは、しっかりと計画性を持った防衛力整備といふものはできませんので、できれば引き続き五カ年計画といったものがつくられた方が、合理的かつ計画的な防衛力整備ができるといふふうにご考慮をしておりますけれども、これについては今後御審議を賜ることになると思ひます。

いづれにしても、我々としては六十五年ごろまでの間に、その時点における防衛力整備といふものがどういふ形であるべきかといふことについて我々自身としては勉強していきたい、そういったものを安全保障会議等で御披露をして、どういふ形式によつて防衛力整備を進めていくかといふことを改めて御審議いただき、御決定いただきたいといふふうに考えております。

○野田哲君 どうも守るといふ言葉が出てきませんね、これね。
栗原長官、これはやっぱシビリアンコントロールなんですから、六十五年、西廣さんも今のポストにはいないと思うんです。しかし、栗原さんは長官を二回も務めて自由民主党の——私の方

にまだ政権が来るとはちょっと見通しがありませんので、そうすると栗原さんは相当やはり防衛問題についても与党の中の枢要な地位についておられると思うんですが、今長官は六十五年以降について大綱の扱いをどう考えておられますか。

○國務大臣(栗原祐幸君)　これは総理大臣が、六

十五年以降の防衛力の整備については、そのときの責任ある政權がもろもろの条件を勘案して決めるべきものである、こう言われております。これは私は可能性の問題としてそれなりの見識だと思惟しますが、私自体からいうと、防衛大綱の水準を維持する、これはなかなか大変なことだと思ひます。というのは、いろいろと技術水準等どんどん変わりますからね。ですから私はそれを防衛計画の大綱水準の維持、そういう点に重点を置くべきではないか、こう考えております。ですから、そのときに国際情勢に大きな変化があれば別でございますが、そうでない限りは大綱水準の維持、そういうことでいくべきではないかというのが私の基本的な考え方であります。

○野田哲君 別の問題で進めたいと思うんですが、今度の防衛白書のもう一つの特徴は、国民と防衛ということにかなりのウエートを置かれているように思うわけですが、その中で先進諸国の諸外国の予備役制度というものをいろいろな事例を挙げて、イギリスがどうでございませつか、フランスがどうでございませつか、ドイツがどうだとか、こういう形で予備役制度の事例を盛りだくさんに紹介をされているわけでありませつか。今の法案とも直接かかわる問題でありませつか、これはどういふ意図で諸外国の例、予備役制度を盛りだくさんに紹介されているわけですか。

○政府委員(西廣整輝君) 予備自衛官と申しますか、予備役制度の問題につきましては、実は私も現在防衛力整備を進めておりますその段階において、本日もそのための定員増加の御審議をいただいておりますが、逐次どうしても艦艇、航空機等の就役に伴って人員をふやしていくことがないといけないということがあります。一方、

できるだけそういった人員がふえないように合理化をしていきたいということを考えて、我々の部隊編成そのものについて申せば、御承知のように、日本はよその国と違ひまして、国土防衛というものを中心に考えておりますから、もろもろの作戦支援機能については国内のそういった能力というものに期待をするということで、自衛隊自身が多くの支援機能というものを持たない編成にいたしております。しかし、なおかつ検討していけば、例えばもろもろの装備の修理であるとか整備であるとかそういったことについても、現在以上にあるいは民間等に委託できるのではないかとといったような問題もいろいろ問題提起され、勉強いたしておるところであります。

しかながら、そういった形で平時民間にいろいろな業務を委託していくことになるかもしれない。有事それがどういうことになるのかというのを考えておかなくちやいけない。有事においてもその種機能が確保されなければいけないということになりまずと、それではその方々に、やっていただく方々に予備自衛官になっていただき、有事になればそれが自衛官として同様の職務をやっていたけるようになるのかといったようなことを含めて、予備自衛官制度というものを十分活用することによって、できる限り平時の自衛隊の定員というものを合理的な持ち方に行けるのではないかとということで、今庁内で検討いたしておるわけでございます。それに関連して、白書においても各国の予備役制度等についても一応調べ、そういうことも参考にしながら、我が国の

特性に合った予備自衛官制度というのはいかにあるべきかということについて、今勉強いたしておる最中でございます。

○野田哲君　今お話がありました予備自衛官制度の活用、適用業務の拡大ということについて庁内で検討委員会があって、その検討の結果が出されているわけですが、その中の予備自衛官制度の活用ということで、「予備自衛官を充てるべき職務について」云々というのがあるわけですが、これ

はどういう意味ですか、意味は

○政府委員(松本宗和君) 現在、検討を進めております予備自衛官をもつて充てる職務でございいますけれども、現在、現におります予備自衛官についで、この職務というものにつきましては、ただいまも防衛局長の方からも御説明がございましたし、主として有事における後方支援でありますとか、あるいは損耗補充と申しますか、そういう面で考えておるわけでございますが、今後ものと広い意味で予備自衛官を有効に活用していくという道があるのではないかと。例えば現在自衛官が実施しておる業務の一部を合理化という観点から民間の方に委託していく、そういうものにつきまして、有事における有効性を確保するという意味から、予備自衛官という制度を活用できないかというようなことも考えられるわけでございますが、いづれにいたしましても、そういうものにつきまして具体的にどういうことが考えられるかということについて、現在検討を進めておるといのが実情でございます。

○野田哲君　　こういうふうに書いてありますね。
「予備自衛官を充てるべき職務については、その
拡大を図るとともに従来は、後方警備・第一線部
隊の補充が主体」、諸外国において即応性等に差
を設けていることを参考とし、即応度等に応じた
カテゴリー化についても検討する」、こうなつて
いるわけですね。諸外国における例を参考にし
て、即応度等に応じたカテゴリー化を検討するとい
うのは、もっとわかりやすく言えばどういふこと
なんでしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) 私自身この研究に参画しておりませんので、あるいは違っている点があるかもしれませんが、御承知のように、例えば他国の陸軍部隊等について言えば、その配置の場所あるいはその部隊の性格等によってその即応度、充足度等段階を設けておるのは御承知のとおりであらうと思います。我が国についても、現在はおおむね一律の充足なり即応度を持たせておりますが、それでもなおかつ、例えば北部方面隊に配備

されております部隊について言えば、他の地域に配備されておる部隊よりも充足率を高めてあると云ったような若干の差異は設けております。そういったことについて、地域的にあるいは部隊の性格によってそれぞれの充足の度合い等を変えらるゝといったようなこともあるいは可能ではないかということも、研究の対象にならうと思ひます。

また、そういった場合にどういう形でその未充足部分というものを有事埋める手だてをとるかという点についても、あわせて考えなくちゃいけない。その際には、当然その重要なソースとしては予備自衛官というものが考えられるということであろうと思ひますので、やはり部隊の配置、部隊の性格、そして今度はそれぞれの隊員の職域と、いいますか、それらによつて充足をどう考えるか、かつ即応度をどう考えるか、またその裏づけとしての予備自衛官制度をどう考えるかということ、を、さらに詰めて研究してみたいということであらうと考えております。

○野田哲君 民間委託における予備自衛官制度の活用の可否、こういう点が検討課題になっておりますが、これは具体的にはわかりやすく言えばどういうことなんでしょうか。

○政府委員(松本宗和君) 民間委託におきます予備自衛官の活用の問題につきましても、現在まだどういふと具体的に御説明し得る段階までいっていないと思います。現在のところ、漠然としたところで大変申しわけないと思いますが、例えば自衛隊が現在実施しております後方関係の業務の一部でございますね、こういうようなものを平時において民間に委託するというようなことを実施したといたしました場合に、有事においてその辺の業務が非常にふえてくるであろうというようなことも考えられるわけであります。そういう際に、これの有効な対応といえますか即応といえますか、こういうものを確保するという観点から予備自衛官の制度を活用するわけにはいかないかというようなあたりも、検討の対象として考え得るのではないかということだというぐあいに思っております。

ります。
○野田哲君 もう一つ、自衛官の未経験者を予備自衛官として採用することが検討課題に入っているわけでありませうけれども、こういう発想は一体どういう理由によるものなんでしょうか。

○政府委員(松本宗和君) 自衛官の未経験者を予備自衛官に採用するという発想自体、たゞいま話題になっております予備自衛官の適用業務の拡大、そういうものに伴います予備自衛官制度の拡充と関連のある問題として発想されてきたこととでございます。現在、御案内のとおり、予備自衛官は自衛官を経験した者の中から採用することになっておりますけれども、予備自衛官の数が予備自衛官の適用業務の拡大によりまして相当数ふえてまいりますと、現在のソースでは募集し切れないのではないかと。つまり、自衛官を経験した者の中から採用しておいたのでは予備自衛官を充足し得ないのではないか。そうなりますと、考えられる方法といたしまして、自衛官を経験していない一般の人の中から予備自衛官として採用させていただくという方法も考えられるのではないかと。ということで、その点につきまして、いろいろな制度面について検討しておるということとでございます。

○野田哲君 自衛官の未経験者までも予備自衛官として採用することを検討されているということについて、一体この予備自衛官というものはどのくらい必要だということに考えておられるわけですか。

○政府委員(西廣整輝君) 予備自衛官については、大きく分けると二つに私は分けられると思っております。
一つは、有事特別に編成しなくちゃいけない部隊に充てる。例えばこれは現在の師団等の主動部隊が戦場地域の方に移動をする、そういう後について警備責任を負う警備部隊等を新編をするというものがございませう。さらに、先ほどちょっと触れましたけれども、現在の部隊編成というのは平時の態勢を中心に考えておりますので、有事の

補給部隊であるとか、あるいは前線に出る野整備部隊、そういったものについては非常に手薄な形というか、欠編成にいたしております。そういったものについて、野戦でそういったことができるような部隊というものをつくらなくちゃいけないということがあります。そういったものに充てべき人員ということが一つございませう。

さらに申せば、現在、平時における部隊維持管理をできるだけ俗な言葉で言えば安上がりにするために、充足を計画的に抑えておるという面がございませう。そういったものに對して、有事速やかにそれが補てんできるように補充して、全員がそろった形で戦場行動ができるようにするためにどういう形でそれを維持するか。今は予備自衛官を充てると同時に、新規に募集をするといったようなことも含めて考えておるわけでございませうが、そういったものについて予備自衛官で直ちに十分な補充ができる態勢をとるといったようなことも必要であらうと思ひます。

そういったものもろもろの施策を行う際に、例えば平時の学校で勤務しておるか、後方のものもろもろの事務的な組織で勤務しておる者については、それらが多くは戦場部隊へ配置がえになるということになると思ひます。そうしますと、そういった後方の整備、修理業務、補給業務等については多くを予備自衛官で充てる、あるいは引き続き民間に委託をするという格好になると思ひます。そういった場合に、その種いわゆる戦場職種でないものについて言えば、平時からより民間に委託する分野があるのではないかと。研究を今いたしておるわけですが、それが有事になると民間であるということとでその業務が行われなくなってしまうということになる大変なことになるので、その方たちに予備自衛官という資格といふ身分を与えておいて、有事は自衛官に変更することによって引き続きその種後方業務に従事していただくといったような制度も必要なのではないかというふうな、多面的ないろいろな面からの検討というものがなされておるわけでございませう。

○野田哲君 今の話を聞いておりますと、予備役の招集とか補充兵の招集とかいう四十何年前のイメージがよみがえってくるんですが、人員の構想は持つておられるんですか。どのぐらいのものを考えておられますか。

○政府委員(西廣整輝君) 現状におきましては、例えば陸上自衛隊でいけば十八万人の定員としての自衛官、それプラス予備自衛官として五万数千人、これは中期計画で予定をしております予備自衛官でございませうが、それらを合わせたものが有事における――失礼しました。今の計画は陸海空合わせて五万数千人でございませうが、陸自としては四万四千人、これらを含めたものが陸上自衛隊全体の規模というように考えておるわけでございませう。

それにつきまして、現在の十八万人というものの、あるいは海空が現在まだ増員をお願いしておりますが、そういった増員が今後どんどん出てくるという点では、なかなかこれに對応していくことも困難になってくると思ひますので、そういった増員をできるだけ最小限にとどめるためにも、予備自衛官というもので賄い得るものであればそれによって賄うことの方がより合理的であらうということとで、今検討しておるわけでございませう。

○野田哲君 いや、私伺いたいののは、民間人までも予備自衛官として採用することを検討されているということなんです。そこまで手を広げているということであれば、一体予備自衛官というものは人員としてはどのぐらいの人員を持つことが望ましいかと考えておられるのか、それを伺っているんです。

○政府委員(西廣整輝君) 実は、今先生のお尋ねの点を研究課題にしておるわけでございませうけれども、我々といひますと、部隊の当事者としてはすべてが予備自衛官ということじゃなくて、現役の自衛官によつて充足されていることが望ましいということは間違いないと思ひますが、それではいかにも不経済な平時の持ち方であるというこ

とでありまして、これから戦域、仕事の内容等十分精査をいたしまして、そういったものについては自衛官でなくてもいいではないか。そういった自衛官はできるだけ戦場職種の方に回つてもらつて、現在例えば補給隊等自衛官が勤務をしておる戦域、そういったものについては、それを場合によつてはシビリアンにかえる、そうでなければ民間に委託をする。民間に委託をするかわりに、その方たちに予備自衛官になっていただいて、有事においても引き続きその仕事ができるような態勢という裏づけをしておきたいというようなことが、現在研究している研究に際しての着意といひますか、そういった点が可能かどうかということとをこれから勉強していきたいというものであります。

○野田哲君 どうもかみ合わないんですが、この程度にとどめて、外務大臣にお見えたいておりますので、ちよつとそちらの方に質問を移してまいりたいと思ひます。

この間からちよつと話題になって、きのうの本会議でも話題になっていたんですが、アメリカの太平洋艦隊司令官の指示の文書、一九八四年五月八日付のS八一〇四C、一九八二年七月三十日付S二七一〇、きのうの本会議でも質問があったときに、倉成外務大臣ですか、総理ですか、文書を持ってないので正確な答えができないというお話でしたけれども、もう大分前のことなんです。八月の初めごろに公表されたもので、これ本当に外務省としてはこれだけ大きな問題になっていて文書を取り寄せておられないわけですか。

○國務大臣(倉成正君) 昨日、参議院の本会議で久保田委員から御質問がありました際にはまだ正式に入手しておりませんでしたが、昨日の夕刻入手いたしました。
○野田哲君 この文書によりまして、私もかなり前から持っていたんですが、ニュークリア・ウェポン・アシメント、核兵器の事故、重大事件の対処のための地域調整官というのを指定をしている。そして、その中で地域として日本を指定をし

て、その地域調整官として在日米軍司令官が指定をされている。こういう事実が文書によつて間違いないと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(藤井宏昭君) お答え申し上げます。昨日入手いたしました八四年五月八日付の文書の内容の今の点に関連しまして、事実関係を御説明させていただきます。

この文書は、米太平洋軍司令部がたてた日付、すなわち一九八四年五月八日付で作成いたしました表題は「ニュークリアセーフティー、核の安全」という文書でございまして、太平洋地域における核事故の発生を未然に防止すると同時に、万一核事故が発生した場合、その影響を最小限にとどめるための諸措置に遺漏なきを期するというもので、米太平洋軍の指揮下にあるすべての軍の組織が行うべき各種事項を規定したものでございまして、これは米軍の内部文書ではございまして、作成の当初から秘密指定は行われておりません。秘密でない文書でございまして。

この文書は、冒頭におきまして、核事故というものの重大性にかんがみて、米太平洋軍司令官麾下のあらゆる将兵が核事故に対しての意識と申しますか、そういうものをきちんと持つべきであるということをお述べております。そこでさらに具体的に言っておりますことは、太平洋地域において核兵器事故が生じた場合には、その処理のための全体的な責任は米太平洋軍司令官が有している。通常かかる責任は、適当な司令官を通じて遂行される。現場での管理を効果的なものにするために、次のようなことを適用することと、米太平洋軍司令官指揮下の米統合司令官——これは二つございまして。日本と韓国とございまして。それから、米太平洋軍司令官代理、これは六つほど海外についてございまして、そのすべてを地域調整官として、それぞれの管轄する地域において生じるすべての核兵器事故の処理のための全体的責任を有する。なお、本件文書には、ただいま申し上げましたように、地域調整官のリストが別添されておりますけれども、これは太平洋地域にある海外

における米統合司令官及び米太平洋軍司令官代理のすべてを列記しているものでございまして。それから、さらにこの文書は、基地における核兵器事故に際しては現場の司令官が第一義的な現場責任を有する。基地外における核兵器事故に関しては、当該事故に最も近い基地、軍事施設あるいは船舶の指揮官がまず責任をとるというようないことを書いてございまして。さらに、米国領域外の地域において、地域調整官は、現地政府職員または任国の米国防政府の長との間で計画の立案、調整を確保するということを述べておるわけでございます。

○野田哲君 今、いろいろ説明があったわけですが、要するに一九八四年五月八日付の合衆国太平洋軍司令官の指示で合衆国核兵器事故の地域調整官を指定している。その中に在韓米軍司令官、在日米軍司令官あるいはグアム、フィリピン等々が何力所か指定をされている。そして、五月八日付の文書では地域調整官の役割と申しますか、やるべきこと、そしてさらに核兵器事故あるいは重大事件が発生した場合のとりべき措置、これが具体的に記述をされている。そして、このEODですが、要するに常設の核爆発物処理の分遣隊として、コロラドとかあるいはノースアイランドとかシールビーチとかずつと各市が指定をされている。そのEODの分遣隊の中に、横須賀と佐世保が地域のリストとして指定をされている、こういうふうになっている。これは事実でしょうか。

○政府委員(藤井宏昭君) まず事実関係を申し上げますと、ただいま御指摘になりましたEOD云々と申しますのは全く別個の文書で、これは一九八二年七月三十日のアメリカの太平洋艦隊司令官の——先ほどの太平洋軍でございまして。今度は太平洋艦隊司令官の指令の文書でございまして、先ほど申しました一九八四年五月八日付の文書と八二年七月三十日付の文書とは関連がございせん。

で、ただいまの太平洋軍司令官の指令文書が言っておりますことは、この爆発物の処理につい

ての一般的な情報、特にどのような手続で爆発物の処理というサービスを受けることができるかというところを周知徹底せしめるためのこれは指令であるということをお頭に、その目的というところ述べております。その中で爆発物処理第一グループ云々というところを言っております。その爆発物処理第一グループの分遣隊が日本の佐世保、横須賀にあるということもそのとおりでございましてけれども、本文書で言っておりますことは、これは定義というところを言っておりますけれども、このEODすなわち爆発物処理というものの定義は一つは不発弾の処理である、それからさらに損傷した爆弾等、これについての処理であるというところを明確に述べておるわけでございます。

さらに、一部の報道では核兵器事故を含めるように指示されているというところもございまして、そのような記述はこの中にございまして、この中の一部の記述に爆発物処理第一グループ分遣隊が扱う事故の中には——失礼いたしました。EOD一般でございまして。の中には核爆発事故も含まれるというところは言っておりますけれども、これは理の当然でございまして、爆発物全般ということとでございまして、理論的にそれは含まれるということをお言っております。特に爆発物処理分遣隊の任務の中に核兵器事故を含めるというようないふことをこの文書が書いておるわけでもございせんし、そのようにまた意図されておるものでもございせん。

○野田哲君 確かに、今北米局長言われたように、文書は常設の爆発物処理の分遣隊、EODのリストと、それから核兵器事故の地域調整官を指示した文書とは文書は別のものでありますけれども、一九八四年五月八日付の文書によつて核兵器事故の処理のための地域調整官というものが在日米軍司令官、所在は日本、担当地域として日本を指定されているわけですよ。在日米軍司令官、地域は日本。そして、その中に別の文書で横須賀と佐世保に爆発物処理の分遣隊が配置をされている。

こうなっていれば、特にこの核兵器事故の処理の調整官として地域を日本と指定して在日米軍司令官が調整官として指定をされているという事実、これはやはり日本にそのような該当事項があるということを示していることにはかならないんじゃないですか。この点をどういうふうに受けとめておられますか。

○国務大臣(倉成正君) 爆発物処理、EODについては政府委員から御説明申し上げましたが、今先生お話しした文書について申し上げますと、核兵器事故を未然に防止するとともに、万一事故が生じた場合等の緊急事態において、米太平洋軍司令官の指揮下にあるすべての地域の米軍代表者あるいは現場の指揮官が、事故の処理あるいは事故による被害を最小限にとどめ、さらには後方対策をどのように処理するかといった手続をあらかじめ指定したものでございまして。一般に軍隊が緊急事態に対処するための計画を有することは当然のこととでございまして、無論核事故はあつてはならないものでございまして、万一かかる事故が生じた場合には、その影響は国境を越えて及ぶ性質のものであり、特定地域における核兵器の存在の有無にかかわらず、米太平洋軍司令官が指揮下のすべての地域調整官に対し、米軍核兵器事故に際して後方対策を含めその処理の任務に当たつての指示をあらかじめ与えておくことは、核兵器保有国たる米国の責任として当然のことであると考え次第でございまして、各地域調整官があらゆる種類の核兵器事故に対してその処理の任務を与えられていること、核兵器が現にそれらの地域に存在するということとは、全く別問題と考へておる次第でございまして。

○野田哲君 倉成外務大臣のそういう説明では、国民の持っている疑惑は、これは解消されません。具体的に文書はこうなっているでしょう。合衆国核兵器事故、重大事件地域調整官。一、合衆国太平洋軍司令官のもとに統合された各司令官及び合衆国太平洋軍司令官の各代表は、核兵器事故、重大事件への対処を以下のように調整するも

のとする、こういうことで下級統合司令官、合衆国太平洋軍総司令官代表、地域、こういうことに整理されて、在韓米軍司令官、これは地域は韓国、在日米軍司令官、これは地域は日本、それから、以下グアム、フィリピン、オーストラリア、タイ、インド洋、南太平洋、それぞれに官職を指定しその担当地域を指定した、こういう指示文書になっているわけでありまして、政府や外務大臣が言うように、日本には核兵器は存在しない、非核三原則をアメリカは守っている、こういうことであれば、何もここに地域日本ということで指定して調整官を置く必要はないんですよ。どうですか、この点は。

○國務大臣(倉成正義) 米太平洋軍司令官の組織に関する御指摘は先生がお話しのとおりでございますけれども、この核兵器事故に関する文書、一九八四年五月八日付について申し上げますと、米太平洋軍司令官から指揮下にあるすべての軍組織に対して一律に与えられている指示であります。その実施の様子は、各軍の組織の置かれた状況によって異なるものと考えておる次第でございます。現に核兵器の存在しない我が国において、同文書に規定されている核兵器事故をコントロールするための計画に関する協議、調整は一切行われておりません。また、我が国との関係でいえば、理論的に考えて、万が一にでも太平洋その他の地域でかかる事故が生じた場合にも、その影響、後方対策を含む対応策が国境を越えて及ぶ性質のものであることから、在日米軍等がこの指示を受ける軍組織の一つとなっていることにそれなりの意味があると考えておる次第でございます。

○野田哲君 大臣、アメリカの太平洋軍司令官が下級司令官あてに一般的に指示した文書じゃないんですよ。ちゃんと地域を指定しているんですよ。その地域を指定された中に韓国とか日本とかフィリピンとか、こうずっとあるわけです。在日米軍司令官は担当地域は日本だと、こういうことで核兵器事故の担当地域を調整官として指定されているわけですから、アメリカを信じない信じない

いと言ったって、こんな文書があつてどうして信じられるんですか。この問題が公表されてから、外務省はアメリカに対して何か説明を求めたんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) ただいまの御指摘でございますが、先ほど申し上げましたように、この文書は太平洋軍司令官の統下のすべての将兵が核事故の重大性にかんがみてその手続、いろいろな意識を高揚する等、それを周知徹底せしめるということが冒頭にある趣旨でございます。具体的に今御指摘の点は、これはもう先生御存じのとおりでございますけれども、太平洋軍司令官の次にいる司令官というのは統合軍として日、韓、それからあと先ほど申しました代表ということで、グアム等に六人いるわけでございます。その次にいる司令官すべてに対して太平洋軍司令官が指示を与えているということでございます。そういうことでございまして、これは理の当然すべての統下の指揮官に調整官としての任務を与えたということでございます。

○野田哲君 これは、じゃなぜ地域として日本を指定をし、そして別の文書なんだとおっしゃるが、別の文書で正確に、その別の文書で爆発物の処理の分遣隊がなぜ佐世保と横須賀、そこに指定をされて置いているんですか。一般的な文書であり、一般的な爆発物の処理であれば、日本で横須賀、佐世保だけでなく米軍の所在する爆発物のあるところは全部、横田とかあるいは岩国とか三沢とか、全部一般的な爆発物の処理であれば置いてなきやいけなんですよ。横須賀と佐世保にだけ置いてあるところに、私も非常に問題を感じていてあるわけでありまして、これは私は外務省ももっとアメリカに対して厳しく対処してもらいたい、こういうふうな考えのわけで、今のような説明だけでは私は国民は理解できないと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(藤井宏昭君) ただいまの前段の御質問でございますけれども、なぜ地域かと申しますと、まさにこの太平洋軍司令官の統下の指揮官が

おりますのがこの全部で八つのところでございます。その担当の地域がそれぞれの地域でございますのでそれを書いてある。つまり、全指揮官に命じたということでございます。

それから第二の点でございますけれども、EODの方は、先ほど申しましたように、片方は太平洋軍司令官の文書、片方はちよつと文字は似ておりますけれども太平洋の海軍でございまして、艦隊でございまして、全く出どころが違う文書でございます。この二つの文書は直接の関係はございません。

ということでございます。EODと申しますのは、先ほど申しましたように、その文書にも書いてありますように、不発弾の処理等をその主な任務とするものでございまして、およそ爆発物は全部入っておるわけでございますけれども、その不発弾の処理というような任務はすべての軍隊に必要でございます。したがって、これはEODの第一グループというのは海軍にございまして、EODそのものは海軍のみならず我が国におきましても横田でございましてかあるいは富士とか、ほかの場所にもあるわけでございます。

○國務大臣(倉成正義) 今政府委員から御説明したとおりでございますけれども、いずれにしても、政府としては核兵器の持ち込みについて事前協議が行われていない以上、米軍による核持ち込みがないことについては何ら疑いを有していないこととでございます。従来これは答弁したとおりでございますが、また事実の問題として、核兵器事故に関し本文書にあるような協議が行われたこともございません。そういうことも一つ申し添えておきたいと思ひます。

○野田哲君 この問題はすれ違ひですから、もう時間がございますので、防衛庁、まだ洋上防空の問題とか予算の概算要求のことなどお聞きしたいこといっぱいあるんですが、もう私の今日の時間が来ましたので、栗原長官に一言だけ伺つておきます。

何か九月、国会が終わるとアメリカへ行かれる

というようなことが報道されております。いろいろな報道があるんですが、FSXについて栗原長官はどういう態度を持ってアメリカへ行こうとされているわけですか。この点だけ一言伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(栗原祐幸君) まだアメリカへ行つて何をするかというところは決めておりませんけれども、もしアメリカへ行くようになれば、当然FSXの話が出てくると思ひます。これに関しましては、もうかねてから申し上げているとおり、これは客観的に軍事的、防衛的に見てすぐれたものでなけりやならないと。それから、日米の安保体制というのがありますから、少なくともアメリカの国防総省の理解を得る必要があると。もう一つは、こういうことには航空機になりますと防衛産業と云々、企業というものが非常にこれはかかわってくる。今までもそのために大変不信を起したこともございまして、これは日米ともにそういう企業と云々、防衛産業の影響を受けけない、排除する、この三原則でいきたいと考えております。今いろいろと検討しておりますけれども、まだこれだといって結論が出ておりませんので、私が行く場合には、大体こちらの方でこういうことだというのが固まらなければこれは行けないと思ひます。まだいつ行くと、こうなったということを言えない段階でございます。

○委員長(名尾良孝君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(名尾良孝君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大城眞順君 ます、今回提案になっております防衛二法につきまして、簡単に触れてみたいと思います。

政府が国会に法案を提出する場合、この国会でぜひ可決してくれという前提があるはずであります。しかしながら、防衛法案に関する限り、何かジレンクがあるようでございまして、必ず三国会にまたがるといような流れがあるようでございまして、これはちよつと普通でないんじゃないか、このように私は考えます。そういった観点から、今回の提案されております防衛庁設置法及び自衛隊法の改正法案がそういった形の中に埋もれても可決されない場合、大変自衛隊の運営に支障を来すと思ひますけれども、どういった支障があると思はれるのか。定員増の関係あるいはまた予備自衛官の問題も出ておりますけれども、そういったものも問題について、もし可決されなかったらどうなるのか。この辺についてお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(西廣整輝君) 御承知のとおり、今回お願いしておりますのは航空及び統合幕僚会議の自衛官の定数と予備自衛官の員数でございますけれども、この航空の自衛官定数と申しますのは、主に、既に数年前に予算として成立をいたしております契約しておる艦艇なり航空機が製造を終わってその年度に就役をしまひます。そうしますと、当然のことながら乗組員なり整備員をつけまさんと、そのでききてきた艦艇なり航空機が運航できないということになりまひます。しかも、御承知のように、自衛隊の場合は、定員を管理する上で実員につきましてはさらに充足率ということで予算措置としてそのうちの一部を放置されております。例えば陸上自衛隊は十八万人でございまして、けれども、三万人近い者については平時はできるだけそれを節約するということで、予算的な裏づけをつけておりません。海空につきましては九六%の充足率でございます。まあ人員の採用というのは大体新卒者を四月に採用しまして、それが逐次減っていく、途中採用はそれほどございせんので、

そういったやめていく人も含めて平均充足率ということで、我々は九八%ぐらい欲しいと申し上げていますが、九六というところでぎりぎりのところで抑えられてゐる。

ということになりますと、仮に艦艇が就役してくる、あるいは航空機が就役してきて現在お願いしているような定数の改正がないとしますと、当然のことながら人を探ることができませんので、既に配分されておる艦艇の人間を一部薄めてきて、それを新しく就役した艦艇に配属するという形をとるわけでございまして。そうしますと、艦艇要員というのは普通三直で二十四時間を勤務して航海するわけですが、それが二直しかないというやうなことになるかと、せつかく訓練がしたくて一週間なら一週間の航海をしたくても、二直ですとそう続きませんので二日ぐらいで帰ってくるかと、そういうことをせざるを得ない。あるいは一般の部隊等でも非常に超過勤務等が多くなつて、自衛官は超過勤務手当というのはいくらもせんけれども、実質的に勤務時間だけ長くございまして、何をとて何となく暗くちやいかぬということになって、非常に過重な労働を隊員に強いなくちやいけないというやうなことになるわけでございまして。そういう点で、毎年毎年就役してくる航空機の必要数と、それから一方退役していくのもございまして、それとの差し引きをお願いしておりますので、この増員についてはぜひともその予算が成立した年に早目にお認めいただく、法律の方も改正いただかないと大変苦しい状況になるというものであります。

一方、予備自衛官につきましては、午前中の審議でもお答え申し上げたように、これは有事におけるさまざまな役割を果たすために平時から確保しておくというものでございまして。ですから、それじやないかと申すまでも来年までとてやればよいじやないかという御意見もたまに出るわけでございましてけれども、この予備自衛官というのは現状では自衛官を退職した者の中から採ることになつております。したがって、ある年一週にたく

さんの予備自衛官を採用するということは不可能でございまして、毎年毎年やめていく中から選抜をして予備自衛官になつていただくというところでありますので、そういう計画的に予備自衛官というものを確保していくためには、どうしても毎年ある程度ずつふやしていいただくことではないかと、何年かに一週採るといひましても退職者はそのう多うございせんし、その中から所望の人員が確保できないというところでありますので、毎年のことで大変恐縮でございまして、今回提出しております法案につきましてぜひともお認めいただくたいというように考えておるものであります。

○大城眞順君 ただいまの質問に関連いたしまして、昨年十二月に定員をふやしたばかりでございまして、またことしもふやしていくと、ある程度数年を見通して、そして基準なんかをつくつてやる方法はないものですかね。同じ法案を毎年毎年同じように繰り返していくということは、法案の提出のあり方にはちよつと疑問を立法の立場から持つわけですが、それとも、そんなことはできないんですか。簡単にお答え願ひます。

○政府委員(西廣整輝君) 確かに、一般公務員の場合総定員法というものがございまして、総定員の中でやりくりしていくという考え方もございまして。また、自衛隊におきましても、陸上自衛隊について言へば十八万人という定員をまずいただいております。その中で工夫を重ねていくということでありまして、それから、海空については、先ほど来申し上げておるように、毎年毎年積み上げて現在までお願いしておりますが、それでは陸上自衛隊なりあるいは一般公務員のように一つの総定員としての枠組みを定めて、その中で予算によつて、全部一週に使つてしまふということではなくて、予算的な審議の中で逐次必要なものだけ増員していくという考え方はあるかと思ひますが、それはそれなりに相当な根拠のある、例えば五カ年計画なら五カ年計画でできた初年度に、それに基つて何人になるかということと五年分ぐらゐを、ある程度確たる数字を積み上げてお願い

をするということでありませんかと、やみくもに何万人というわけにまいりませんので、その辺我々としてももう少し研究してみたいと思ひますが、今の段階ではそれれ就役に合わせてやつてゐるというところでございまして、御理解を賜りたいと思ひます。

○大城眞順君 午前中に野田委員の方から、今回の防衛白書の問題について、攻撃型ではないのかあるいは憲法九条に対する真正面からの対決ではないのかという形で御質問があつたわけでございましてけれども、ずばり申し上げまして、今回の今日までと違つた白書の特徴というものは何ですか。お答え願ひます。

○政府委員(依田智治君) 御承知のように、五十年に防衛計画大綱というものがございまして、昨年の十月で十年になつたというところでございまして。今回の白書におきましては、こういう防衛力整備に向けての日本の着実な努力というやうなものを国民にわかりやすく説明するということで、「大綱」十年のあゆみ」とか、またこの一月に「今後の防衛力整備について」ということで、政府の方で発表しました。そういう方針を国民にわかりやすく説明したというのが大きな特徴ではないか。まあ情勢とかいろいろなる面もこの一年間の変化等を重点に記述しておりますが、特にこのことになりまして、そういう点じやないかと思ひます。

○大城眞順君 これも午前中にファイター・サポート・エックスの問題について長官に御質問がありましたけれども、このFSX、二、三のうちにはベースができたが、言葉をかえて言ひますならば、何とか話し合ひの基礎ができたかというやうなことを私承りましたけれども、最終的に決定するのはいつごろなのか。ことしじゅうにできるのか、できるとするならば今年度の概算要求との関係はどうなるのか、十二月の本予算との関係はどうなるのか、その辺の関連性についてひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(西廣整輝君) FSXにつきましては、先生御案内のように、選抵肢としては大きく分け

ますと三つございまして、一つは現に自衛隊が使っている航空機、これを転用していく、若干改造する場合も含めて転用していくという考え方がございまして。もう一つは、アメリカを初め各国が既に持っているといいますが、使用されている航空機、そういったものを新たに外国から導入をしていくという考え方がございまして。最後に、開発をする、つまり新たに独自に開発する場合もございまして、アメリカ等にある航空機を改造、開発する場合もございまして、いずれにしても相当の手を加えて新しいものをつくるという考え方がございまして。

この第三番目でございますと、どうしても開発の期間というものが五年なり六年かかりますので、それであればできるだけ早く着手をしないといけない。つまり、来年の予算にも組んでいただかないといけないということになります。仮に前者の転用なり導入ということになりますと、まだ急ぎませんので予算措置は要りませんが、我々が求めているものがどうしても新しい開発したものでないといけないという検討の結果になりますと、もう既に余り早い時期でもない、来年でもかからなさいいけないということですから、十月中にも決心をして、そして予算の追加要求をして来年度予算に組み込んでいただくという措置をしなくちゃいかぬのではないかと考えております。

○大城眞順君 次に、日米安全保障条約と日本における提供米軍基地施設との関連において、二、三御質問を申し上げたいと思います。

日米安全保障条約が今日まで果たしてきた役割というものは、我が日本の発展に大変な私は歴史的な貢献をしてきたものだ、このように確信を持っております。日本の平和そしてアジアの安全、平和のみならず、今日まで日本がここまで経済発展をし、世界のリーダー格の一人として発展してきた。まさにこれは安全保障条約のやはり大きな貢献があったからではないか、このように考えておりまして、私は大きく評価をいたすものでござ

いますし、今後とも日米安全保障条約は堅持すべきであるという姿勢を持っております。

しかしながら、堅持する方法論については私はささか意見がございまして、みんなを国を守る、みんなを国防のことを考えよう、せっかく自衛隊に対する認知も国民世論で八三%までいっているわけですから、こゝろで喜びも苦しみもみんなをやっているという基本的な姿勢を持ってからでないか、この安全保障条約というものはいつまで続くのか。その辺で、私は将来の見通しについていろいろと物事を考えながらこれから御質問申し上げたいと思います。長官も毎度のこと、国民一人一人の協力を得て我が国をしっかりと守っていくんだ、安全、平和を維持していくんだ、このように大変なすばらしい哲学を持っておられるわけでございますけれども、さて、日米安全保障条約の裏というべきか、側面を考えた場合に、今、沖縄の基地の密度というものが大変に濃い。在日米軍施設の七五%はあの小さい沖縄にひしめき合っている。一般常識としてだれでも沖縄は基地が多いなということとはわかっておりますけれども、実態として一体どうなのかということをもっと私は数字を挙げてから、質問に入りたいと思います。

沖縄県の面積というのはたったの二千二百五十一平方キロであります。こんなに小さい島に、四十七年五月十五日復帰当時、米軍八十七施設がありました。二億八千六百六十万平方メートルの基地がございました。それから満十五年、現在四十六施設に減っております。しかしながら、その面積はちっとも減っておりません。取るに足らないわずかなだけしか減っておりません。二億五千三百五十一万平方メートル、三千万平方メートルしか減ってないわけでございます。これは、先ほど申し上げましたように、全国の米軍専用施設の七五%を占めておりまして、県土の一・三%であります。沖縄は、御案内のとおり、四十二の島々に人間がひしめき合って住んでおります。その四十二の島全部合わせて、あるいはほかの無人島も全部合せて全土の一・三%。本島だけを考えた場合に、本島の二

〇%。地域的に考えますと、沖縄本島の中部地域は二七%も米軍施設なんです。これを市町村におろしてまいりますと、例えば嘉手納町の八五%は米軍基地であります。お隣りの北谷町が六〇%であります。キャンプ・ハンセンのある金武町が六〇%であります。

これを他県に比べてみましょう。一番多いと言われる二、三の県を申し上げます。静岡県でたつたの一・二%であります。沖縄は一・三%、全県で。山梨県で一・二%であります。あとはほとんど他県は〇・以下であります。県土に占める米軍施設の割合というものが。そして、この施設は沖縄においては九八%が米軍専用であり、それが本土ではたつたの一・三%。あと八七%は自衛隊との共用に相なっております。これだけ数字を申し上げれば、いかに沖縄に米軍基地が偏っているかということが、私はこれは冷厳なる否定のできない事実だと思えます。これを正常なあり方と思っておられるのか。安全保障条約を堅持するという立場から、この実態をどう長官は受けとめておられるのか、長官のひとつ御姿勢をお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(栗原祐幸君) お話を承るたびごとに、大変沖縄の方々苦勞されておるといことがよくわかります。安全保障条約の意義を十分に御理解いただいて御協力をいただいているわけでございますが、安全保障条約というのは日本側もこれを守っていかなくちゃなりません、アメリカ側も安全保障条約の重要性をよくわきまえてそれなりの対応をしていただきたい、これが私の願いでございます。いろいろな場面でのことは強くアメリカ側にも申し上げたいと考えております。

○大城眞順君 大臣、私が申し上げたいことは、日米安全保障条約をこれからも堅持していこうという立場の中で、いつまでも沖縄に七五%の米軍基地を持つていいのかどうか。例えばなぜ本土にはほとんどないというマリン隊が沖縄だけにひしめき合っているのか。こういったものは沖縄に

北陸ではいかぬのか、北海道にあつては悪いのか、その意味なんです。これ絶対動かしがたいものなのか。今度の質問の資料をいただこうとしたときに、私はこういった資料はないかと、米軍専用の本土における施設の面積は幾らなのか、沖縄は幾らなのか。これがなかなかおわかりにならぬようございまして、それは結構ですけれども、中には必ずしも沖縄でなくてもいいという施設が僕はあると思う。そうであるならば、やはり自民党としても基地の整理縮小というものは政策でございますので、そういった見地からも今後は見直すべきだ。ただ必要がなくなつたから返しましようというだけでは、政策的な基地の整理縮小には私はならぬと思ふんです。

そういったことを考えた場合に、先ほど申し上げましたように、みんなを国を守るためにみんなが苦しむところは苦しみ、汗を流すところは流してやろうじゃないか。沖縄だけが七五%いつまでも未来永劫に担ぐその義務があるのかというように私は絶えず自分に反問しながら、基地の実態というのを見てまいりました。歴史の流れで沖縄で唯一の地上戦をやつた結果、米軍が乗り込んで勝手ほうだいに土地を接収して、そして二十七年の米施政権下の中においてほとんど勝手ほうだいに、自分の権利ですから、施政権を持っていくわけですから、どんどん接収してきた形が沖縄なんです。したがって、とつてしまつたからもう放すまい、本土に持つていくとまた反対運動が起るから、沖縄にそのまま押つけておいた方が日米安保条約を堅持する意味において有効な手段ではないかと、いささかでもそういった考えがあるならば、これは私は大変なことだと思ふんです。その辺について私は実はお伺いしたかったんですけれども、これはもう未来永劫そうなのか。沖縄の歴史はめっちゃくちゃになります、これ。みんなが苦しみますよ。みんなを国を守りましようや。分けてくださいよ、ほかに。これについて長官もう一度。

○国務大臣(栗原祐幸君) これは私逃げるわけじゃ

ございませぬけれども、現在に至っている今までの経緯がございませぬし、この問題については防衛庁が有権的に意見を述べるところでないと思うので、これはどこになりますかね、外務省じゃないかな、今までの経過を有権的に述べられるところからお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(西廣整輝君) まず軍事的な観点から一般論を申し上げたいと思ひますが、先生御承知のように、日米安保条約というのは、我が国は集団的自衛権を行使しないでアメリカ側に日本有事の際には共同対処してもらうというかわりに、日本及び極東の安全のためにアメリカ側に施設を提供しているわけがございませぬ、その際アメリカの前進配備の基地として沖縄というものが、例えばソ連等の戦術航空機の行動半径外にあるということ、地理的にアジアのかなめ石と言われるぐらい非常に重要な地位にあるということは否めな

いと思ひます。そういうことで、本土が独立した後でも沖縄については施政権がなかなか返還されなかつたということも、沖縄のこの東アジアにおきまます軍事的な地理的な条件として非常に重要な要件にあるということ、アメリカとしてもここにかなり大きな東アジアでは主力になるような部隊を置いていこうという軍事的な一般的理由があるというところは御理解いただきたいと思ひます。

もちろん、現在沖縄に所在いたします各種部隊の中で、果たしてそれらはどうして沖縄になくちやいけな

いのか、すべてがそうなのかということにつきましても、十分これからも検討されるべき問題であらうと思ひますし、この点につきましては外務省等が中心になってこれからまた御検討になると思ひますが、私も一般論としては今のような特徴があるということをお願いしたいと思ひます。

○大城眞順君 軍事的に戦略上沖縄のポジションというものが極東の平和の維持あるいはまた他の諸国との関連において重要な地位を占めておる位置を占めておるということは私わかりませぬ。それにしても、これはいろいろと論議ができる問題

だと思ひますけれども、時間がございませぬので申し上げませぬが、このように私が声を高くして申し上げませぬのも、私が沖縄の軍事基地の歴史を知っており、自分自身が、私ごとを申し上げて大変失礼だと思ひますけれども、戦争で中学生として駆り出された健児の塔の生き残り組なんです。私が国会に出てきたのはただそれだけの理由なんです。亡くなった皆さんにかわつて沖縄のためにやりますと言つてきた手前、こういった形で質問せざるを得ないということをお願いしたいと思ひます。

先ほど来申し上げましたこの沖縄のひしめき合う基地の実態、安保の立場から外務省はどう考へておるか。

○政府委員(渡辺允君) お答え申し上げます。まず日米安保保障条約、日米安保保障体制が日本それから極東の安全に寄与しておりますことにつきましても、先ほど先生御指摘のとおりでございます。私どもいろいろな理由から沖縄県において先ほど先生御指摘のような数字でお示しになつたような米軍の施設、区域が非常に多く存在するということにつきましても、まず機会がございませぬに米軍にもその旨をよく説明をし、理解を深めさせるような努力をいたしております。私の記憶に間違いございませぬでしたら、外務大臣の米軍における講演のようない機会にも、具体的に数字を挙げてそのことを述べたことがございませぬ。それからまた、私もいましては、基地の整理縮小、できる限りの返還、それから存在いたします施設、区域、それから米軍の活動から住民の皆さんにお与えをしております影響をできるだけ小さくするということ等につきましても、日ごろできるだけの努力をしております。日ごろし、これからは、先生のお話も踏まえまして、できるだけ

だけの努力をしていきたいと思ひます。○大城眞順君 このように申し上げてきましたのも、今、沖縄の空、海、陸、安全なところはどこもないんですよ。最近の事故を振り返つてみるまでもなく、沖縄の空は米軍の演習区域の残された

ちよつとしたわき道を日本航空や全日空が飛んでおる。海の方は海の方で片っ端から演習区域に入つておりました、この前みたいに、例のサガ号事件あるいは第一徳丸事件、米軍からはやられるし、まだ因果関係わかつておりませぬけれども、当時の状況からして私は自衛隊と思つておりますけれども、その事故による漁船への爆発物の落下

ですか、そういったことを考えた場合に、これいふ何となく大きな事故が起るのか、もうはらはらするわけです。今日まで毎月、事故、事件、起らない日はないわけですね。そういったことからして、単に事故をなくすようにしようというだけではどうにもならぬ。必ず事故が起るんです。このサガ号、第一徳丸のその後のてんまつはどうなつておるのか、簡単に答えを願ひます。

○政府委員(弘法堂忠君) お答え申し上げます。まず、防衛施設庁からサガ号の関連についてお答え申し上げます。

本件の事故の後、防衛施設庁から日米軍司令部に對しまして、また現地の那覇防衛施設局長からは在沖縄の米海軍艦隊活動司令部に對しまして遺憾の意を表明いたしましたと同時に、本件事故の原因の究明と再発防止策の確立を要求しております。また、米海軍としましては、とりあえず事故に関する詳細が判明するまで、嘉手納に滞在しておりましたF4A18機の同地域いわゆる島島における夜間の武器訓練を中止いたしました。事故調査委員会をつくりまして原因究明に当たつておることをございませぬ。

なお、被害者に対しては、私どもの方から既に被害の補償の制度等を御説明申し上げております。

○大城眞順君 今たつた二つの事件、事故について触れましたけれども、今年に入つてからの主な事故を簡単に読み上げてみますと、キャンブ・ハセンの実射訓練による砲弾が空中爆発をしまして、その破片が金武町の喜瀬武原という部落の畜舎のトタン屋根をぶち抜いたんですね。これが一

月、二月、沖縄市において米兵が日本人女性を暴行した。これはもうしょつちゅうあることです。五月、金武町において酔つた米兵が民家に侵入をして器物を破壊する。そのほかに、学校校舎まで酔つた米兵が入つてきて子供たちをけ散らした。六月、嘉手納飛行場で離陸中のRF4ファントム機から燃料タンクが落下する。六月、キャンブ・ハセン及び伊江島飛行場で催涙ガスを使用している訓練中に付近にガスが流れていつていた。七月に今申し上げましたサガ号事件が起つた。そのほかに、四月に与那城村というところで児童公園にヘリコプターが不時着する。同じく嘉手納基地内で先ほど申し上げましたような燃料タンクが落下して燃えている。

米軍人や軍属の検査状況を沖縄県警の調査から見えますと、四十七年から六十年まで、いわゆる復讐から六十年まで三千五百十件、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、こういった、まあ犯罪はみんな悪いんですけれども、悪質犯が三千六百六十名です。これが沖縄における米軍人のぶざまな行動なんです。しかも、キャンブ・ハセンには下士官を養成する学校があるにもかかわらず、こういったざまざまなんです。偏見かもしれぬけれども、我々の耳に入るのは、質の悪い兵隊はヨーロッパに送つて、質の悪いやつは日本に行かせているのだと。本当ですか、外務省。質の悪いのは日本に

よこして、特に沖縄でしようね、質のよいのはヨーロッパに行かせているという話も聞かざるけれども、そんなことありますか。

○政府委員(渡辺允君) 米軍側が米軍それから世界各地に配置しております軍隊の中で、そのように質によつて分けられているというようなことはあり得ないことではないかと思ひます。

○大城眞順君 それでは、質問を変えます。大変外務省や防衛施設庁そして労働省に御迷惑をおかけし、そして御苦勞を願つてまいりまして大変感謝申し上げます。ございませぬけれども、例の基地従業員の大量解雇の問題、解決しましたね。長官、どうですか。解決しましたね、これ。

月、二月、沖縄市において米兵が日本人女性を暴行した。これはもうしょつちゅうあることです。五月、金武町において酔つた米兵が民家に侵入をして器物を破壊する。そのほかに、学校校舎まで酔つた米兵が入つてきて子供たちをけ散らした。六月、嘉手納飛行場で離陸中のRF4ファントム機から燃料タンクが落下する。六月、キャンブ・ハセン及び伊江島飛行場で催涙ガスを使用している訓練中に付近にガスが流れていつていた。七月に今申し上げましたサガ号事件が起つた。そのほかに、四月に与那城村というところで児童公園にヘリコプターが不時着する。同じく嘉手納基地内で先ほど申し上げましたような燃料タンクが落下して燃えている。

米軍人や軍属の検査状況を沖縄県警の調査から見えますと、四十七年から六十年まで、いわゆる復讐から六十年まで三千五百十件、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、こういった、まあ犯罪はみんな悪いんですけれども、悪質犯が三千六百六十名です。これが沖縄における米軍人のぶざまな行動なんです。しかも、キャンブ・ハセンには下士官を養成する学校があるにもかかわらず、こういったざまざまなんです。偏見かもしれぬけれども、我々の耳に入るのは、質の悪い兵隊はヨーロッパに送つて、質の悪いやつは日本に行かせているのだと。本当ですか、外務省。質の悪いのは日本に

よこして、特に沖縄でしようね、質のよいのはヨーロッパに行かせているという話も聞かざるけれども、そんなことありますか。

○政府委員(渡辺允君) 米軍側が米軍それから世界各地に配置しております軍隊の中で、そのように質によつて分けられているというようなことはあり得ないことではないかと思ひます。

○大城眞順君 それでは、質問を変えます。大変外務省や防衛施設庁そして労働省に御迷惑をおかけし、そして御苦勞を願つてまいりまして大変感謝申し上げます。ございませぬけれども、例の基地従業員の大量解雇の問題、解決しましたね。長官、どうですか。解決しましたね、これ。

○政府委員(友藤一隆君) 現在まだ解決をいたしておりません。

○大城眞順君 昨日の夕刊、そしてけきの朝刊、沖縄の地方紙ですけれども、一面トップに一件落着の記事が載っておりましても、これはどういうことですか。

○政府委員(友藤一隆君) 私どもとしては、当該新聞記事で述べられている内容については全く承知をいたしております。

○大城眞順君 この新聞の内容によりまして、めでたしめでたしの感じがいたしますし、また先ほど申し上げました三省庁に対して感謝の気持ちがあるけれども、どうも新聞記事の出所が、きのうから私も一生懸命走って捜しておりますけれども、県もわからない、防衛施設庁もわからない、外務省もわからない。内容は極めて詳細にわたっておりまして、予備費から二億一千万出して、そして例の日米間の特別協定で一億四千万ですから三億五千万調達できるわけでございます。赤字の四億のうちあと五千万向こうが負担すればできるという解決の方法。そしてまた、週四十時間であったのを四時間短縮いたしました、三十六時間にしてこれが決着がついた。そして、マネージャー十名以外は全部戦場復帰という新聞報道ですけれども、このようになっていきますか、いいきませんか。

○政府委員(友藤一隆君) 御案内のとおり、今回の人員整理を米側が通告してきました理由と申しますのは、沖縄の米海兵隊クラブの経営が独立採算性という点もございまして、特別協定というもののございまして、非常に円高によりまして経営が悪化したという点で、通告をしてきたものでございまして、したがって、私どもその経営の状況でございますとか人員整理を必要とする人数の詳細等について、現在まで種々詰めておる段階でございます。まだ具体的にその解決方法あるいは圧縮の人数等について米側から特段の通報を受けておりません。現在それについて折

衝しておる最中でございます。

○大城眞順君 皆さんは撤回は求めなくて圧縮を求めておられるんですか。

○政府委員(友藤一隆君) 通告について再考を求めていると、考え直していただきたいというところは当初から申し上げておりますが、御案内のとおり、なかなか経営状況というものが厳しい状況でございますし、特にこの組織と申しますのが歳出外資金によりまして独立採算性、こういうような制約がございまして、全面撤回ということにつきましては大変厳しい条件下にあると推察されるところでございます。私どもとしては、でき得ればその整理が全面的になくなるということが望ましいことはもちろんでございますが、昨今の円高状況、あるいは今回私ども特別協定でもって措置していただきました特別の負担の状況等、これも全面的に米側の負担増をカバーしてあるという点でございます。それから、なかなかそういう点については必ずしも樂觀を許さないという点があることを御理解賜りたいと思

○大城眞順君 おっしゃる通りだろと思えますけれども、私はこの二十カ所にわたるマリン隊のクラブの経営は極めてずさんであったのではなか、このように察しております。なぜかと申しますと、過般私は嘉手納基地の副司令官に会いまして、あなたたちのところにもこういう問題が波及してくるのか、あなたたちのクラブはどうなのかと聞いたところ、絶対ございませんと、御心配なくという返事をいただいたわけなんです。同じ歳出外資金でもって独立採算性をとっておるクラブが、マリンの方はだめになって三百三名、今は実質的には二百九十八名ですか、この首切りにつながつた。陸と空は何でもないんです。そんなばかな話は私はないと思うんです。そういうこととからしますと、私はいわゆる彼らが安上がりするために、一たん首を切つて新しい人を初任給で安く持つていくと申すのか、あるいはHPTにわゆるパートタイムに持つていくと申すのか、

はまたまた業者に請け負わすのか、あるいはまた米軍人の妻や家族にパートとして働いてもらう、いろんなことを考えておると思うんですけれども、今後申し上げたようなことで空軍、特に沖縄空軍、陸軍もお持ちけれども、他の軍に波及するおそれはないかどうか、その辺簡単に。

○政府委員(友藤一隆君) 先ほど御質問ございまして、なせ海兵隊のクラブだけがこういう状況になっておるのかということについて私どもも大変な疑念を持しまして、そういう点からその状況等について詳しく米側にも問いたしましておるところでございます。それぞれ組織の実情等も個別には相当違いますが、なかなか一概には申し上げられないということでございますが、特に海兵隊の場合は多くの施設に分散設置しているという点も問題もあるかと思ひますし、従業員の年齢構成あるいは給与の構成等あるいは勤務に依存する部分の大きさ、こういう点も相当大きく影響をしておるものと推察されるわけでございます。

それで、他のクラブはどうか、こういう点でございますが、現在のところこういう人員整理という点からいって至っていないというふうに見ております。

○大城眞順君 今度この問題の処理を誤りますと、私は大変なことになるんじゃないかと思ひます。全国で三千名もおるこのIH A、インディレクト・ハイヤー・アグリメント、間接雇用、まあほかの言葉もありますけれども、そうやって間接的に雇用されておる皆さんが三千名、うち二千名が沖縄なんです。これが全部やられますと、平均年齢四十七、八歳になっていきますから、もう、沖縄、家族、その構成の数多いんです。五名平均いくと思うんです。千名が首を切られたら五千名の生活がめっちゃにされていくということになりますので、これは極めてこの処理を誤らないように、どんなことがあつてもひとつアメリカに食いついていただきたい。しかしながら、アメリカとしてはやっぱり円高ドル安が原因でここまで

来ておるはずですから、日本側が手当てしてでもこれをやらぬと大変なことに僕はなるんじゃないか、このように考えますけれども、特別な手当ての方法をもしアメリカ側がどうにもならぬという場合に考えておられるのか。特別協定の中で例えば傾斜配分をするとか、さつき新聞報道の中身を申し上げましたけれども、あるいは予備費から持つてくるのか、あるいはまたこの方々をさつき申し上げました空とか陸の米軍の方に再雇用してもらうのか、その辺いろいろが考えられますけれども、もし今月いっぱいこれに十二分な形で解決されない場合には話し合いをもつと延長して解雇を延ばして、何とかこんなことがあつてもこれは根気強くやつてもらわぬといかぬのじゃないか、このように考えます。

そしてまた、例えば今の海兵隊のクラブの皆さん方に傾斜配分をしますと、じゃ陸軍にもやれ、じゃ空軍にもやれ、いろんな問題が出てくる。そういうものを総合的に考えて、この種の基地従業員に対して今後日本政府としてはどうするかという一つの政策樹立をしない限り、この問題は大変なことになります。その辺を含めまして、今後の解決方法、そしてまたきのう米いろいろ話がありましたけれども、二、三日うちにアメリカから返事が来るということですが、どんな返事が来るのか、あるいはまた今後どういった方向に展開していくのか、その辺の見通しをひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(友藤一隆君) 今この交渉につきましては非常に厳しい状況であることは、先ほど御答弁申し上げましたとおりでございますが、沖縄の現在の雇用状況あるいは安定的な基地の運営維持の必要等、いろいろ日米安保体制の円滑な運用等も十分勘案して、この人員整理についてひとつ十分考えていただきたいということで、私どもあるいは外務省からも申し入れをしてございまして、そのベースに立ちまして現在日米双方で交渉を行つておるわけでございます。私どもとしては、もう本当に人員整理の影響を最小限とするように

現在強く要請をしておるところでございます。制度上許容されるいろいろなやり方を工夫していただくようお願いをしておるわけでございますが、米側もそれぞれの軍の事情もございまして、状況はなかなか予断を許さない状況であることは事実でございます。ただ、私も申しまして、先ほど申し上げましたように、沖縄の状況あるいは日米安保の安定的維持の問題、こういったことを勘案しまして、ぎりぎりの期日まで最大の努力をしてこの問題に対応してまいりたいというふうに考えております。

○大城眞順君 ぎりぎりの期日まで対応してまいりたいという真剣な答えをいただいたわけですが、けれども、一歩踏み込んで予想をつけまして、ぎりぎりまでやってもできないようだったら、何とかもつと話し合おうということその幅を持たせて、先ほど米側もこの重要性を私は申し上げておりますので、当分の間何とか解雇を待ってらうと、何とかやって話し合いを続けていくという方法もひとつ考えていただかないと、安全保障条約との関連におきまして沖縄県民のいわゆる安保に対する信頼性を失わせないような立場からしても、これは私は大変重要な問題だと思っております。だから、私があえて先ほど冒頭に基本的に沖縄基地に対する苦言めいたことを申し上げたのはその辺に理由があるので、真剣にひとつ取り組んでいただきたいことをお願い申し上げます。

こういうふうに沖縄の基地の実態を並べてまいりましたけれども、またまた変なやつが起こっているんですね。せっかく各官庁の御努力、開発庁を初め各官庁の御努力をいただきまして、先般五カ年の沖縄復帰特別措置を延長していただいた。三回目の延長をしていただいたところなんです。この復帰特別措置の中の一つ、これを米軍が押しつぶそう、吹っ飛ばそうとしておるんです。大変なことですよ。米軍がですよ、日本政府が沖縄にやっていたいた復帰特別措置をけ散らしておる。

それは何かと申しますと、復帰特別措置の中で

沖縄では基地の町周辺に承認輸出品販売場というものが置かれております。免税売店みたいなものです。そして、これは音響、映像機器とか、カメラ、時計、宝石等、米軍人、軍属、家族向けの販売をやっておるわけなんです。これは本土のオーディオメーカーあたりから入れて売っておるわけですが、これもアメリカの基地内にあるPXもこのメーカーから入れております。これを最近になって横田にあるPX本部、PFO、パシフィック・フィールド・オフィス、いわゆる契約事務所からメーカーに圧力をかけてまして、沖縄のこの種業者に同様な品物は出しては困る、こう言って圧力をかけてきた。沖縄にそういったオーディオ関係の機器を出すならば我々はこれからあんなたちのものは買いません、仕入れません、このような圧力をかけてきた。沖縄でPXで売られるこの種の品物が約四十五億から五十億です。このさっき申し上げました商売、特免業者の売り上げはたったの十五億なんです。そうすると、メーカーとしては十五億の商売にかかわるよりは五十億の商売にかかわった方がいいわけですから、圧力に負けま

す。この米軍のPXというのは、先ほど来の問題とも関連してきますけれども、円高ドル安で恐らく大変な苦しい経営、あるいはまた放漫な経営を先ほどのマリクラブみたいな私はやっていると思う。それで、そういったことをしてPXでもうけて、そして沖縄のこういった復帰特別措置の売店をつぶしていかう、こういった魂胆がありありと出てきておるわけです。この問題、御承知しておられますか、外務省。

○政府委員(渡辺允君) ただいま先生御指摘の問題につきましては、沖縄現地の新聞報道もございまして、また先生からも御指摘がございまして、私もとしてはまず事実関係を確認するように、今調査をいたしております。また現在のところ事実関係を十分に把握しておりませんので、まずそれをやらせていただきたいと存じます。その上で、必要に応じて私どもとしても措置をとることを考えたいと思っております。

○大城眞順君 これは早目に対応していただきたい。私はすべての証拠物件を持っております。業者対横田基地の契約担当事務所との電話も全部テープにおさめてあります。はっきり言っている、圧力をかけた人そのものが、これは沖縄の復帰特別措置でできた店であるというのがわかっておりながら、そうやっておる。十月にはセブ・ア・トーン、英語ですけれども、どういった意味か私もトーンという意味はよくわからぬけれども、セブ・ア・トーン、いわゆるセールス・フェアを毎年PXはやっているらしいんですね。ずつとオーディオ機器を並べましてやっている。それに間に合せてこんな汚いことをやっているわけです。みんなつぶれちゃうですよ。あなたたちが高く売ればいいじゃないかと、これはPXの連中がこの業者に、商売は自由の原理がありますから、高く売ったかどうかにもならぬ、商売は。同じようにこの業者の皆さんも売ってきたわけだ。幾らで売れ

と言う権利は何もないはずですよ。私がここで申し上げたいことは、そういったところまで侵犯してきて、アメリカの軍内のPXだったアメリカの品物を売ればいいんですよ、こういった貿易摩擦の問題もあるわけですから。日本の品物を買っておって、おまえたちは日本の品物を仕入れるな、我々が売らねえから売らねえと、そんなことで日本の法律まで犯すような権限はアメリカに僕はないと思う。いかがですか、そんなことをやらせていいのか。事実だとするならば、そんなことがあつていいのかどうか。外務省、その辺お答え願いたいと思っております。

○政府委員(渡辺允君) 先ほどもお答え申し上げましたように、私どもとしてはまず事実関係をぜひ確認させていただきたいと思っております。問題があるようなことがございまして、当然それに対応して措置をとることをいたしたいと思っております。

○大城眞順君 私は事実だということ証拠を持っておりまうけれども、皆さんはこれからお調べになる。少なくとも外務省は、先ほど来申し上げておる七五%の軍事基地を持って、基地にまつわる

問題というのは毎日起こっておるんですよ。少なくとも沖縄をかわいがつてもらわないと、安全保障条約は大変なことになりますよ。だから、沖縄に関する記事ぐらいいはなにやって対応してもらわぬと。きのうだれもわからぬですよ、外務省は。新聞記事も見えない。僕に言われて初めてもらったんです。これではもう大変ですよ。私の申し上げるのが事実だとするならば、そんなことがあつていいのか。日本の法律を犯してまでPXは商売する権利があるのかどうか、それを言っておるのであつて、もう一回お答えを願いたいと思っております。

それから通産省、これが事実だとするならば、メーカーに対してどういった行政指導をなされるかお答え願いたいし、もう時間ですので申しわけございませぬけれども、そしてまた労働省までいらつしやいますか。――先ほどの例の首切りの問題について労働省としては、いわゆる本土三・二%の失業率の倍の六・四%の失業率を持っている沖縄の雇用安定の立場から、この問題はどう考えてどう対応しておるのか。この辺まとめて御返事をいただきたいと思っております。

○政府委員(渡辺允君) 私どももいたしまして、もちろん例えれば日本の法令上問題があるようなこととございまして、それに応じた措置をとるのは当然でございます。

○説明員(横江信義君) 今先生のお話の中に三つの主体が出てまいります。PXそれから家電メーカーそれから周辺の免税店。このうち家電製品の販売をやっております免税店、あるいは家電製品をつくって卸しております家電メーカー、この辺は通産省の所管でございます。

きのういただいた資料、それから本日のお話で大体の構図がわかったかと思っております。実はけさから幾つか家電メーカーを呼んで事情を調査しておりますが、まずは事実関係をしっかりとつかみまして、それから法律関係を詰めて、その後恐らく外務省さんと御相談をしながら、もし問題があり

ますればその解決に努めていくべきであらうと思っております。

○説明員(小倉修一郎君) 沖縄の基地従業員の大量解雇問題につきましては、先生も御指摘のように、沖縄が非常に深刻な雇用失業情勢にあるというところでございまして、私どもとしてもこの解雇問題は厳しく受けとめておりまして、防衛施設庁等とも緊密な連携をずっととってまいったところでございます。

この問題につきましては、これまでも関係者の間で協議がなされておりますし、また今後も努力が続けられるというふうに承知をしておりますが、労働省といたしましても、従業員の雇用の安定の確保が最大限図られることを期待いたしておりますところでございます。

○飯田忠雄君 本日、審議をいたします防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、拝見をいたしますと人員の増だけでありまして、そのほか改正すべき点が多々あると思われしますが、一つも触れられておりません。そこで、そうしたことを中心として、また現在自衛隊に課せられておるところのいろいろの仕事の問題点について質問をいたしたいと思っております。

まず最初に、最近全会一致で成立いたしました国際緊急援助隊の派遣に関する法律というのがございまして、この法律を見ますと、その三条に「外務大臣は、被災国政府等より国際緊急援助隊の派遣の要請があった場合において」、「別表に掲げる行政機関の長及び国家公安委員会と協議を行う」、「こうございまして、別表を見ますという」と防衛庁は入っております。

そこで、お尋ねをいたしますが、自衛隊法の八十三条に災害派遣の規定がございまして、この規定を見ますと、自衛隊の任務として「天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある」と認められる場合、こういう場合には部隊の派遣を長官に申請をして、長官が派遣するということになっております。これは国内ではそうなっております。そして、こういうような規定は

余り各官庁の関連の法令を見ましても数多くありません。災害派遣は、今のところ実際にこれを実行し得る力を持つ官庁は自衛隊だと言わざるを得ない現状であります。ほかの機関は、もちろん警察もあり海上保安庁も消防庁もありますが、こういうところは日常の業務に手いっぱいでありまして、とても災害派遣に出ていくだけの余力はないと思われまして、ところが、この国際緊急援助隊の派遣に関する法律というのは、出ていく力のない海上保安庁とか警察とか消防それから市町村、そういうものを使つて行つたというこれは法律になっております。これは大変ごまかしも甚だしいのではないかとと思われるわけでありまして、そこで、こういうような処置に至りました理由、殊に防衛庁長官がこの法律に名を連ねることを拒否されたその理由その他の問題につきまして、政府のお考えをお尋ねいたします。

○政府委員(川上隆朗君) お答え申し上げます。ただいま御指摘のございました国際緊急援助隊の法律でございますが、従来の例を見ますと、緊急援助活動と申しますのは、主として救助チームそれから医療チーム及び防災、災害復旧のための専門家あるいは災害応急対策のための専門家の派遣、こういうようなもので構成しておるわけでございますが、ただいま先生より特に御指摘のありました救助チームにつきましては、今度の法律によりますれば、市町村の消防救助隊員、これは三十三市町村から約四百名を既に消防庁に登録しているわけでございますが、のほかに都道府県警察の救助隊員等の御協力を得て、今後救助活動を進めていくという仕組みになっております。

最近起こりましたメキシコの大地震、コロンビアの火山噴火、エルサルバドルの地震等、幾つかの例がございまして、考えてみますと、これらの経験に照らして考えてみた場合に、我々としたしましては関係十六省庁、この法律の立て方が十六省庁の御協力を得るということになっておるわけでございますが、十六省庁及び都道府県警察、市町村消防等の御協力によって、機動的かつ効果的

に事態に対処し得るというふうに判断した次第でございまして、そこで、同法では自衛隊の参加を予定していないという仕組みになっているわけでございます。

○飯田忠雄君 今度の法律を見ますと、これは大規模な災害が外国に起こった場合、殊に開発途上国で起こった場合、こういうような場合に救済を出すんだ、そのためのもののように読めるんですが、この法律はね、そうしますと、そういうところへ派遣するところの部隊が、現在我が国の国内で使つておる消防隊とかあるいは都道府県警察とか、そういうもので任にたえ得るか大変疑問です。災害といひましても、そういうところでは病氣もはやるでしょうし、恐らく私は衛生隊が中心をなす、この判断せざるを得ないわけですね。その衛生隊というものは、今日これを持っておるのには恐らく自衛隊ではないかと思われまして、赤十字にいたしまして、赤十字も実は看護婦を持っておるわけじゃないわけですか。そういうような点を考えますと、どうもこの法律をせつかつくつて、天下に我が国の国際愛を示しておるんですけれども、実体は何もないと言われても仕方がないもののように思いますが、こういうことについて防衛庁長官はどう考えておられるかという問題です。

自衛隊法の八十三条によりまして、政令で定める者は長官に災害派遣を要求できる、こうなっております。この災害派遣というのは、内地、外地を問わないんです。日本とは書いてないんです。そうなりますと、政令で外務大臣と書いていたら、外務大臣が請求すれば防衛庁は派出になるかどうかという問題です。緊急援助隊派遣に関する法律に書かないでこの八十三条でうまく処理する、こういうお考えであるのかどうか、そういう点どうでしょうか。

○政府委員(西廣肇君) この国際緊急援助隊につきましては、これまで外務省を初めとする関係省庁で御検討になった結果、従来の経験からいくと自衛隊を含めなくても処理し得る、こういう御判断のもとに今回の法案ができたものと私どもは

承知しております。したがって、防衛庁といたしましては、現段階でこの種事業に対して防衛庁としてこれに参加するということは全く考えておりません。

○飯田忠雄君 この法律をおつくりになった政府当局、国際緊急援助隊を派遣しなければならぬような、そういう事態はどういうものかというところを御研究になったんでしょうか。例えば、アメリカでナイル川がはんらんをして大変な洪水になった、疫病が発生した、飢饉者も出る、そういうのを救うんですよ。そういう場合に日本の町の消防隊を動員して出して役に立つかという問題です。これは行つてみてどうにもならぬ問題ではないでしょうか。私は、なぜ国内で災害派遣をなさる自衛隊を国外に派遣できないかという問題ですね。自衛隊が持つておる衛生隊、自衛隊が持つておる施設隊、こういうものを現地に派遣して洪水を防いだり病人を看護したり、または自衛隊にあるところの医療隊、これはもう相当の部隊があるはずですが、防衛庁の防衛大学校では医学に関する――防衛大学校ではないにしても医学学校がございまして、ここでは相当お医者さん養成しておられる。大変な部隊を持つておられるにもかかわらず、なぜそういう国際緊急援助に使えないのかという問題ですが、防衛大臣どうお考えになりますか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 防衛大臣はございせんけれども、この問題は、防衛庁がそういう役割を担う実体的なものがないわけじゃないわけですが、これは、しかも、武力を行使するということではない限り、海外の方へ出るということは憲法上これは認められておる。しかし、いろいろの議論をやつておる中で、防衛庁に対する積極的にやれというのと、いや防衛庁はできるだけそういうものに関与すべきでない、そういう議論が渦巻いておるわけですね。そこら辺は政治的な判断になりますから、防衛庁としては、防衛庁に全体としてそういうことをやるべきであるという議論が詰まつて

いったときには、それはそのときにいろいろ検討する、これが今の政治的な対応としては適當ではないか、こう考えております。

○飯田忠雄君 こういう災害派遣を自衛隊にやるという考え方の基礎には、防衛庁というものはこれは憲法が禁止しておる陸海空軍だから、そんなものを使うとんでもないことになるという考え方が基礎にどうもあるように想像されるわけですね。私は防衛庁をそういうものとは考えていないのです。憲法どおりのものとは考えているんです。憲法どおりのものと考えておりますから、いわゆる武力じやない看護兵を送ったり施設隊を送ったりすることは戦争をやりに行くわけじやないです。向こうの人を救済に行くわけですから、そういうことをやるのになぜ防衛庁を出してはいかぬ、自衛隊を出してはいかぬんだとこだわるのか。そのこだわる人たちの、議論なさる方々の根底には、防衛庁というものはこれは戦争屋だからいかぬのだという観念がある。この戦争屋だからいかぬという観念を取り去らなければ、私は今後の自衛隊はあり得ない、こう思いますが、いかがですか。

○國務大臣(栗原祐幸君) いろいろ意見がございしますが、大変貴重な意見だと考えます。

○飯田忠雄君 そこで、この問題につきまして国際緊急援助隊というものの実効をあらしめるための法改正をお考えになるかどうか、お尋ねします。これは外務省ですか。

○政府委員(川上隆朗君) 将来の問題として自衛隊の派遣、援助隊として海外に自衛隊を派遣する可能性があるのかという御質問だと理解をいたしますが、この問題につきましては、自衛隊の参加につきまして万一それが必要と判断されるようなことになれば、その時点で諸般の事情を十分慎重に考慮しながら検討されるべき問題であるというふうに認識しております。その意味で我々としては将来の検討課題というふうに考えておる次第でございます。

いずれにいたしましても、その場合でも自衛隊

がこの緊急援助隊派遣法に基づきまして国際緊急援助活動を行うためには、法律の別表を国会の審議を経て改正する必要があることは、言うまでもないことであるわけでございます。

○飯田忠雄君 自衛隊法の解釈上、この自衛隊法に書いてあることはすべて国内のことだけであつて国際的には関係がないという解釈を一貫してとる、そのために緊急援助隊派遣に関する法律を出したというのであれば、それも一つの立派な理論でございます。そのかわり、自衛隊法はあくまでもそういう態度で解釈されねばならぬことになつてしまふ。そうなつた場合に大変都合が悪いのではないかと私は思いますがね。

そこで、八十三条の「都道府県知事その他政令で定める者は」の政令で、この政令というものの内容はこういうものになつておりますか。

○政府委員(西廣肇君) この災害派遣の要請権者として、都道府県知事のほか、海上保安庁長官、管区海上保安本部長あるいは空港事務所長、そういった方々、それから、そのほか自衛隊の派遣を防衛庁「長官又はその指定する者」ということで、方面總監、師団長、駐屯地司令等に要請することができると書いてありますが、ここに書いてありますのは、地方公共団体の長なりあるいは国民の安全を図っている海上保安庁なりそういった方々を前提としておりますので、海外における災害、そういったものは予定してない法文であらうというふうに私もは考えております。

○飯田忠雄君 わかりました。

それでは、この際ここで自衛隊と憲法九条との関係について少しく考え方をほつきりさせておきたいと思ひます。どうも観念が混乱をいたしますので。

まず、憲法の第九条が決めております戦争放棄、これは「国権の発動たる戦争」、こういうふうに書いてありますが、「国権の発動たる戦争」というのはどういう戦争だと政府ではお考えになりますか。

○政府委員(関守君) この「国権の発動たる戦争」

と申しますのは、それぞれ独立国には戦争する権利がある、交戦の権利があるということを前提として、極めて一般的な意味での国際法上戦争と認められるような戦争という趣旨であつたかと思ひますが、要するにそういう、今それが国連憲章でどういふふうになつてゐるかとか、いろいろ問題がございしますけれども、国の主権の発動として行つていふような戦争ということだと思ひます。

○飯田忠雄君 これは国が自国の国家権力を使つて、そして政策として行つ戦争であるわけですね。つまり、国家権力を発動して政策として行つ戦争。だから、政策として行わない戦争は放棄してないということでしょう。例えば自衛隊の名において戦つたのはこれは政策としての戦争ですから、そういう戦争は放棄する。ただし、本當の意味の自衛、つまり名目じやなしに、外国から攻められていふや応なしに立ち上がつて反抗する、これは反抗権の行使ですよ、国際法上のね。そういう場合の戦争、これは戦争です。やっぱり戦うんだから戦争です。そういう戦争までは放棄してはいない。放棄するのは「国権の発動たる戦争」だと、こうはつきり憲法では書いておるんです。そういうことを明確に理解すれば、自衛隊がそういう戦争をやらないものとして確立されておるならば、ちつとも恥ずる必要はないと私は思ひます。

国家権力がある。つまり、国家権力というものは、これは国家を構成するための必要の条件です。国家権力のないようなものは社会ではあつても国家ではない。しからば、国家権力はこれを保障するものは何であるかといへば、武力です。すべての国家は武力を持つ、これが国家の本質的構造であるわけですね。ただ、その武力をどう使うかの問題は、これは政策の問題であり、法律の問題です。我が国の憲法は第九条で国の本質として持つ武力に対して、これを使用していい場合、使用してはいけない場合、明確にしております。つまり、憲法九条というのは国の本質的に存在する武力の行使の規制事項であるわけですね。根本的な規制条

項ですね。ですから、憲法に反することは一切国としてはできない。そういうものでありますので、武力の中には国権の発動たる戦争に使わない武力、それから国権の発動たる戦争をやるための陸海空軍、そういうものでない武力、これは當然初めから国には備わつてあるわけですね。そういうものが国家にはない。社会ではあつても、国家ではないのです。そういう意味で、今日まで警察の保有だとかいったようなものについてはどこにも憲法は書いていないわけですね。いなくても当然警察力というものは国の武力として存在する。

それから、自衛隊というものもそういう意味で国権の発動たる戦争をしない武力、これを警察と名づけるか自衛隊と名づけるかは、それは名づける態度の、名前の問題です。そういう点は明確に私は政府は持っていただかと思ひます。そうでなければ、あまいな形で自衛隊の発動だからいいとか、そういうことは理由にならないんです。自衛隊の発動と称しても国権の発動たる戦争ならだめです。

従来、満州事変とか支那事変とか、全部自衛隊の発動でやりましたが、あれは政策として行つた戦争ですから、外国を攻めてこれをとるといふ政策の戦争です。ですから、許されません。そういうものは放棄したんです。その辺のところを明確にしておいていただかないと、もう話にならぬと思ひます。せつかく国際緊急援助隊、この法律をつくつても、これに防衛庁が加わるのは憲法違反のような考え方を持ってくるのは、憲法の正確な理解がないからです。と私は思ひます。こういう点について、どうですかね。法制局おいでになるかね。私の見解が間違つておるならば間違つておるとおしやつてください。

○政府委員(関守君) 政府といたしましては、憲法第九条第一項は、国際紛争を解決するための手段としての戦争、武力による威嚇あるいは武力の行使というものを禁じておりますけれども、今先生のお話がございましたように、独立国家に固有

○政府委員(倉藤邦彦君) 我が國は日中共同声明におきまして、たゞいま御質問の点に関連する事項につきましては、二つのことを定めております。

一つは、日本國政府は中華人民共和國政府が中國の唯一の合法政府であることを承認する、これが第一点でございます。それから、もう一つは、中華人民共和國政府は台灣が中華人民共和國の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する、日本國政府はこの中華人民共和國政府の立場を十分理解し尊重する、この二点でございます。

○飯田忠雄君 国家財産の継承に関するウィーン条約というのを外務省は御存じだと思ひますが、まだ我が国は加盟していませんがね、これの十五条はどういうふうな御理解をなさっておりますか。

○政府委員(齊藤邦彦君) ただいま御指摘の条約は数年前に作成されたわけでございましてけれども、我が国はこの条約の採択に当たりまして、内容にいろいろ疑義がございましたために棄権をしております。で、いまだに我が国はこの条約の締約国になっていない次第でございます。

もしただいまお尋ねの十五条の内容ということであれば、条文をお読みすればよろしゅうございましょうか。

○飯田忠雄君 条文をできれば読んでください。もし今そこになけりやいですがね。

○政府委員(齊藤邦彦君) 多少長くて恐縮でございますが、第十五条は新独立国について規定しております。

1 承継国が新独立国である場合、

(a) 先行国の所有する不動産であつて、国家承継が関連する領域内に所在するものは、承継国に移転する。

(b) 国家承継が関連する領域に属していた不動産であつて、従属していた期間中この領域の外に所在し、かつ、先行国の国家財産となつていたものは、承継国に移転する。

(c) 先行国の所有する不動産であつて、(b)に掲げられたものに含まれず、国家承継が関連する領域の外に所在し、かつ、その創設について従属地域が寄与したものは、その従属地域の寄与の程度に応じて、承継国に移転する。

(d) 先行国の所有する不動産であつて、国家承継が関連する領域についての先行国の活動に係るものは、承継国に移転する。

(e) 国家承継が関連する領域に属していた期間中先行国の国家財産となつていたものは、承継国に移転する。

(f) 先行国の所有する不動産であつて、(d)及び(e)に掲げられたものに含まれず、かつ、その創設について従属地域が寄与したものは、その従属地域の寄与の程度に応じて、承継国に移転する。

以下、二項、三項、四項とございますが、直接関係ないかと思ひますので省略させていただきます。

○飯田忠雄君 今の条文だけでは、今度の中国の財産の処分問題は解決は難しいかも知れませんがね。しかし、我が国の立場、我が国が宣明した国家意思は、先ほどおっしゃいました、台湾も含めて中国は一つであつて、中華人民共和国だけが中国なんだと、こうおっしゃいましたね。

そこで、我が国の領域内にあるところの中国財産——中国の財産です、これは動産、不動産を問わず中国の財産、中国という政府機関が持つておつた財産、こういうものは承継するかどうか、つまり、従来中華民国が持つておつたものですが、この中華民国は日本が国交を断絶して否定しました。否定して、あるのは中華人民共和国だけだとなつた場合、日本国内にある中国財産は中華人民共和国に承継されるのではないか、受け継がれるのではないかとどう思われるのですか、その点の御見解はどうでしょう。

○政府委員(齊藤邦彦君) 国際法上の一般論としてお答えさせていただきますが、一国の政府の承認関係が移つた場合の国有財産の取り扱いでございますけれども、国有財産のうちいわゆる外交領事財産が新たに承認された政府に帰属するということにつきましては、国際法上異論のないところだと存じます。

他方、外交領事財産でない国有財産、これらにつきましましては、国際法上必ずしも確立した原則というものが存在していません。したがしまして、これらの財産の取り扱いにつきましては、個々の具体的なケースに従ひまして、それぞれの事情に着目して判断されるべきものと考えている次第でございます。

○飯田忠雄君 それでは、先ほど読んでいただきましたウィーン条約でございますと、どうなるでしょうか。

○政府委員(齊藤邦彦君) 申しわけございませんが、我が国はこの条約の内容につきましましていろいろ疑義を有しております、したがしまして採択会議でも棄権したところでございまして、それからこの条約はいまだに発効しておりませんし、締約国はまだ一つもないような状況でございます。したがしまして、我が国が、我が国政府といたしましてこの条約につきましまして有権的な解釈と申しますか、確立した考え方を持つていくわけではございません。

ただ、私個人の理解しているところで差し支えないということであれば、この条約におきましては承継の際、国有財産を二つの種類に分けて考えるという考え方は必ずしもとつていないというふうな理解しております。

○飯田忠雄君 それでは、今の問題はこれぐらいにしておきまして、次に自衛隊法につきましまして非常に疑問に思われる点が多々あるわけでございます。例えば、防衛出動の場合はつきりとわかる言葉で書いてありますが、治安出動の場合の言葉がどうも明確でないわけですね。治安出動の場合、命令による治安出動、これには「間接侵略その他の緊急事態に際して」とありますが、間接侵略その他の緊急事態に際してはどのような場合であるのか、これが明確でありませんが、どのように理解しておられますか。

○政府委員(依田智治君) この間接侵略というのは、外国の教唆または干渉による大規模な内乱及び騒擾というように解釈しております、その他は緊急事態というものは結局今言ったようなものに基づきまして、一般の警察力をもって治安を維持することができないようなもの、こういうふうに理解しております。

○飯田忠雄君 内乱が起こったといひました。治安出動できますか。

○政府委員(依田智治君) ちよつと質問の趣旨を

……。

○飯田忠雄君 内乱が発生をいたしました。直ちに防衛庁長官は治安出動を命ずることができるといふ問題ですが、内乱というのは先ほどのお話では間接侵略ということになりますね。間接侵略というものは、これは直接侵略じゃありません、間接的なものでしょう。外国から使喚されて行つたといふだけども、そうなるものとまず外国が使喚したかどうかを調査しないといふわけですね。内乱が起こつても、その内乱が間接侵略であるか間接侵略でない内乱か、これは判断するのに困るでしょう。そういう困つて迷つていくうちに大変なことになると思いますが、どうお考えになりますか。

○政府委員(依田智治君) この点につきましては、今申し上げましたように、間接侵略というのが外

国の教唆または干渉による大規模な内乱、騒擾と、その他のものといふのはその他緊急事態ということとで通常一般警察力等をもって対応するようになつて、その中には内乱的なものもあるかも知れませんが、そういう一般警察力をもっては対応できないといふような場合に、この七十八条の規定によりまして内閣総理大臣によって防衛出動を命ぜられれば、自衛隊が治安出動できるというふうに解釈しておるわけでございます。

○飯田忠雄君 今おっしゃつたことはわかつたようであつたのですが、間接侵略といふのは、これは率直に申しますと、昔からよく研究されてきた内容は、今最も妥当なのはスパイですね。謀略。謀略機関が日本の国内で謀略を行ひまして、そうして騒動を起こさせる、その謀略行為が間接侵略と従来言われたのです。それで、間接侵略の方法にはいろいろの方法がありますが、我が国がこの間接侵略に引つかつたのが、一つはゾルゲ事件です。ゾルゲといふ、これはもう初めから計画されて日本の国策を左右するために送り込まれた人が、当時の総理大臣をうまく丸め込んで南方政策、南方進取政策をとらせました。そういうのが間接侵略なんです、本来はね。そういうようなこ

とをやつて日本の国内で内乱を起こさせたものを間接侵略だというふうに政府で定義づけしてしまつておられるから、だから間接侵略の内容がわからなくなつてしまふと思ひますね。

それで、これは純粹の間接侵略の中で内乱というものを考えた場合、内乱という武力行動は刑法の問題で、これは、刑法の問題で、内乱罪の問題である。その内乱罪を日本人がこれを起こしてやる、内乱罪をね。それを外国人がやれやれと言つてやらされたということになると、外国人がやらされたということだけをとりますと、それは武力じゃないんですよ。考え方、思想でありあるいは政策であり、そういうけしかり行動だというわけでしょう。そういうものに一体自衛隊という武力を使うのか、こういうことになるわけですね。武力に対して使うならいいけれども、そういうものに武力を使うのはおかしいじゃないか、こうなりますので、どうですか。

○政府委員(西廣整輝君) 若干お答えが悪かつたかも知れませんが、私も考へておりますのは、治安出動の対象となるものは通常の警察力等をもつては対抗できないような大規模な内乱及び騒擾事態を考へておるわけでございます。その大規模な内乱及び騒擾事態について二つに分けておりまして、一つは外国の教唆煽動に基づくもの、それを間接侵略による大規模な内乱あるいは騒擾状態。もう一つは、外国の教唆煽動のない場合の大規模な内乱及び騒擾事態がありますが、これもやはり治安出動の対象になつておるといふことでございませう。

○飯田忠雄君 私がいま申し上げたいのは、自衛隊法の七十八条はこのようなややこしい、書かぬでもいいことを文句を並べる必要はないではないかということなんです。初めの「間接侵略その他の緊急事態に際して、」なんて要らぬ文句ではないか。そのものずばり「一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、」で、それでいいではないか、こういうことを申しているんですよ。要らぬことをつけら

れるので防衛庁長官は治安出動ができなくなりますよと言つてゐる。現行法のままだったら、内乱が起こつた場合、治安出動ができせんわ。もしやつて、裁判になつたら負けます、裁判で。

○政府委員(西廣整輝君) そういうことではございませんで、先ほどから申し上げてゐるやうに、間接侵略及びその他の緊急事態というわけで、その他の緊急事態の方は、私もはいわゆる外国の教唆及び干渉によつて生じたものでない内乱及び騒擾事態を申し上げておるといふように従来から申し上げております。決して外国の教唆煽動を伴わない大規模な内乱なり騒擾事態について治安出動できないということではございせんので、その点は御理解いただきたいと思ひます。

○飯田忠雄君 この問題はこのぐらゐにしておきまして、次に、いわゆるシーレーンという言葉がございませう。シーレーンと洋上防空の問題ですが、私は実は大変無學なので、シーレーンという言葉が何語なのか、どういふ内容を持つのかさっぱりわからなくて困つてゐるんですが、これは何語であつてどういふ内容を持つ言葉でしようか。

○政府委員(西廣整輝君) 私どもは、防衛力整備等を行う場合の防衛政策として、シーレーンの防衛という一つの言葉として使つております。シーレーンの防衛と申しますのは、我々としてはその目的は、国民の生存あるいは継戦能力の保持を図るための必要な物資等を海上輸送する、そういった海上交通の保護をすることそのものをシーレーンの防衛と言つております。先生今御質問のシーレーンとは何かといふことになりま

と、これはいろんな使い方があつて思ひますが、単なる翻訳といふことになれば、航路といふような意味になるのではないかとにかくに私は思つております。

○飯田忠雄君 それで、その翻訳だけじゃなくてその意味する中身ですね、防衛庁で考へておられる中身は何かといふことなんです。

○政府委員(西廣整輝君) これは防衛庁と申しますか、政府として統一的に申し上げてゐることで

ございませうが、定義として私はシーレーン防衛といふことについては、政府としては、これは端的に言へば海上交通の安全を確保することといふやうに考へております。そして、その目的は、先ほど申し上げたやうに、四方を海に囲まれており資源の大部分を海外に依存する我が国が、有事の際国民の生存を維持しあるいは継戦能力を保持するために海上交通の安全を確保する、そういう目的のために海上交通安全を確保することだといふやうに従来から申し上げております。

なお、そういったシーレーン防衛を確保するための方法としては、哨戒であるとかあるいは船団護衛であるとか、あるいは海峡なり港湾等の防衛、そういった方法を通じて、その事態に応じた各種の作戦の組み合わせによりまして、そういった各種作戦の累積効果で今申し上げたやうな目的を達成するといふことを含めて、私もシーレーン防衛といふやうに申し上げております。

○飯田忠雄君 それでは、この自衛隊法の第八十二条を見ますと、これには「海上における警備行動」といふことで規定がございませう。「長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。」、こ

ういふ条文がございませうが、この条文との関係はどういふことになりませうか。

○政府委員(西廣整輝君) この隊法八十二条の海警行動、海上における警備行動と申しますのは、海上における人命財産の保護、あるいは治安の維持といった警察権の範囲に入るものと私も考へております。つまり、こういった行動は警察的活動に属するもので、外部からの武力攻撃といったやうな我が国を防衛するための目的である防衛出動、そういったものは別の種類に属するものであらうといふやうに考へております。

○飯田忠雄君 それでは、シーレーン防衛といふものは防衛出動だといふやうにお考へになつてい

るといふやうに今承りましたが、防衛出動であるならば、外国からの武力攻撃あるいはそのおそれがあるといふことが明らかでなかつたといふやうに困りますね。そうすると、このシーレーン防衛といふものを防衛出動の場合だといふやうに規定してしまふことはどういふやうなかね。どのようにお考へになりますか。

○政府委員(西廣整輝君) 先ほどの政府見解で申し上げましたとおり、私もがシーレーン防衛と申しておりますときは、有事の際つまり防衛出動下令下における、要するに我が国に対して不正な外国からの侵略が生起してゐる、そういう状況下において国民の生存を維持したり、あるいはそういう防衛活動を続けていくための海上輸送を確保するといふことであるといふやうに定義をいたしております。

○飯田忠雄君 そうしますと、こういうことですか。平時においては自衛隊法八十二条でやるけれども、戦時になつたらいわゆる防衛出動としての七十六条におけるシーレーン防衛だと、こ

ういふお考へなんでしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) 平時におきます警察活動につきましては、通常これは海上保安庁が御担当になつておるといふやうに私も考へております。しかしながら、状況が非常に厳しくなりまして海上保安庁だけでは対処しきれないといふたやうな事態、そういったときに海警行動といふものが発動されるといふやうに御理解いただきたいと思ひます。

○飯田忠雄君 八十二条の場合は平時の場合で、これは海上保安庁では手に負へぬ場合に海上自衛隊がやる場合だといふ御見解だといふやうに承りましたが、それで、七十六条のシーレーン防衛といふのは防衛出動の場合だと、こ

ういう場合であるかどうか問題なんです。そういう場合でないのにシーレーン防衛ということである。いろいろ部隊活動をするということは、法律上大変困難になるんじゃないかと思いますが。

例えば、現在イランとイラクが戦争をしており、そこで石油を横断するタンカーを護衛するという場合、これは平時ですから当然これは海上保安庁及び海上自衛隊の仕事になるでしょう。しかし、これは海上自衛隊だけじゃないんです。八十二条は、海上における警備行動というのは自衛隊の部隊に対して海上において必要な行動をとらせる。そうすると、これは海上自衛隊が行動をとるということじゃなくて、海上で行動するのは航空自衛隊だって海上で行動できるでしょう。航空自衛隊が海上で行動をしていろいろ海上自衛隊と共同作業で護衛するということも起こってきます。それも八十二条でできることになるんじゃないか。法文上は、どうですか。

○政府委員(西廣整輝君) まずお断り申し上げますが、実は自衛隊というのはいくつかございまして、法律上、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊という三つの自衛隊があるわけじゃない。自衛隊というものは一体であるということに御理解いただきたいと思ひます。

なお、それでは海警行動の際に海上自衛隊以外のものが行動できないかということになれば、それは私はやり得るというように考えておりますが、実際問題としてこれは警察行動でありますので、例えば警察官職務執行法に基づいて行動するというようなことで、実際にそういう権限を与える場合には、海上自衛官のたしか三曹以上だったと思ひますが、そういう人間に海上保安官と同じような職務上の権限を与える。例えば船舶への立ち入りであるとか、質問であるとか、進行を停止させるとか、そういう権限を付与するということになっておりますので、実態としては海上自衛隊の隊員以外にはそういう行為はなかなか行ひ得ないというように考えております。

○飯田忠雄君 平時の場合は要領のいい御返答い

ただきましたのでこれ以上論じませんが、七十六条の防衛出動の場合がシーレーン防衛だと、こういうことに先ほどお話しがございましたが、そうなりますと、七十六条の場合は国会の承認を必要とする、こうなっています。シーレーン防衛というのは国会の承認を必要とする、防衛行為をとつておいて後で国会の追認を得るということになりますけれども、そう書いてあるから、法律に。現在まだ実際に防衛出動をしなきゃならぬような外国からの武力攻撃があると思われぬようなときに、なぜシーレーン防衛ということが問題になるのか。その辺のところが理解できないのでお尋ねするわけですが、その点はどうか考えてしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) これはシーレーン防衛そのものは海上自衛隊単独の任務ではございませぬが、自衛隊の任務そのものの大部分というものは有事、つまり防衛出動が下された段階に何をするかということが本来の任務でございませぬ。これは陸上自衛隊の国土防衛の任務であれ、航空自衛隊が中心になっておる防空任務であれ、いづれもこれは防衛出動が下された我が国に対して侵略が生起している段階、いわゆる有事における段階におけるものでありまして、決してシーレーン防衛だけがそういう有事のものを現在既にやっているというだけではございませぬ。防衛力のほとんどすべてというものは有事に備えて、万々一そういう事態があった際に我が国を守るかというためのものであることを御理解いただきたいと思ひます。

○飯田忠雄君 それでは、シーレーンというのはそういうものだと莫然と理解をいたしました。たが、シーレーン防衛というものは現段階では実際に起こり得ないというふうに理解されることになりませんか。御説明によれば。

そこで、海上防空ということが言われますが、シーレーンに関連して海上防空ですね、海上防空といひますのは、これは太平洋か何かというのは

洋ですね、そういう洋の上で防空をする、こういうふうな文字ではなるんですが、この実態はどういうことでしょうか。海上防空というものの内容です。そして、この海上防空というものを法的根拠としては、自衛隊法のどの権限に基づいて行ふのかという問題です。八十二条なのか。私はどうも八十二条のような気がするんだけれども、八十二条でないとおっしゃれば、それじやないか、こういうことになるわけですが、どうでしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) 海上防空と申しますのも、これは防空という機能の一端、一部であるというふうな御理解をいただきたいと思ひます。しかし、我が国の防衛というときに、我が国に対する侵害というのは主として海上から行われる侵害もありまして、空を経由して行われる侵害もある。あるいは陸上戦闘、上陸なり着陸して相手方が攻め込んでくるという場合もございませぬ。その場合、主として空からの脅威に対抗するためにあるのが防空機能だということに御理解をいただきたいと思ひます。さらに、海上防空ということになれば、この防空機能が発揮される場所が海上においてであるということ、防空機能の一端だと申し上げておるわけでありませぬ。いづれにしましても、これは有事、いわゆる防衛出動下命令時、我が国に対する侵略があった際の、そのときの侵略の態様に応じて防空機能は発揮されるというふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○飯田忠雄君 これは言葉の問題だと私は思ひますが、法律上は「海上における警備行動」としておるのであって、海上と書いてあるんです。それをわざわざ海上というふうな言葉を変えねばならぬ意味がどうも私にはつきりしませんが、太平洋であらうとあれは海上でしょう、海であるんだから。日本海も海上ですが、どうして海上という言葉でいいないのか、海上と言わなきゃならぬのか、ということが一つ疑問点です。つまり、こういう言い方をしなければびびりこない内容です。内容がどうもわからぬわけですが、こういう点

について、御説明は難しいかもしれせんけれども、やはり自衛隊も国家機関である以上は法律に基づいて動いているんですから、法律の根拠がい明確にしておいていただかねと困るのではないかと、こう思ひますがね。

そこで、恐らく想像いたしますに海上防空というのは、今は非常に航空機の発達が激しいので、航空機でいつ攻められるかわからぬから、いつ攻められてもいかに攻めてくるものを何とかする処置を考えようという、そういうようなお考えがあつて、海上における警備行動というよりも船だけでやるように見えるので、飛行機でやるようなものをひとつこの際印象づけよう、こういうようなことでお始めになったのではないかと思ひますが、しかし、法的根拠としては自衛隊の部隊は海上において行動できると書いていますから、これは海の上は空だつて海上ですよ、あれは。水の上じゃなくたって海上でしょう。それだからいふように思ふんですが、それじやいかぬとおっしゃるので、それじやどういふところに根拠を置くかということですが。

もし、これではいけなくて、こういうことをどうしてもやらなきゃならぬということであれば、自衛隊法の改正が必要ですね。自衛隊法をどこか改正されて、できるようにすべきではないか。今は法律の改正の話ですから、それだまだ自衛隊法の改正するところがあるのではないかと、こうお尋ねしているんですがね。それで、この八十二条で賄えるのかあるいは賄えないのか。賄えなければどうするんだ、こういう質問なんです。この点いかがですか。

○政府委員(西廣整輝君) どうも御質問を十分私理解しているかどうかわかりませんが、私先ほど来申し上げておるのは、シーレーン防衛と申しておるのは我が国有事の際の問題である。つまり、我が国に対して不正な侵略行為が行われておる、防衛出動が發動されておるといふ事態のことだと申し上げております。

一方、先ほど来お話の出ている海上における警

○飯田忠雄君 防衛庁の御見解でそういうふう
に理解をしなさいとおっしゃれば無理に理解をせ
んでもありませんが、私はやっぱり法律屋だもの
です。から法律的にきちっとしておらぬとどうも
気がなつてしょうがない。

これにどうもお話から想像しておりますと、いつ日本の国は洋上から攻撃を受けぬとも限らぬので、飛行機とかあるいは大陸間弾道弾でね、そういうものの攻撃を受けた場合に、今のうちに何とかそういうものを撃ち落とす方法を考えておこう、これは自衛隊法にあつてもなくてもそんなことは構わぬので、とにかくやつておこう、こういうふうなお考えのように見えるんですよ。ところが、それではやはり予算がつかぬし、これは困るわけだ、予算がつくようにしておいておやりにならぬとね。どうですか。もう少し明確にシーレーンとは何であるか、シーレーン防衛というものは明確に自衛隊法のどれを根拠に置いてやり得る問題であつて、やらねばならぬのだというお考えです、ね、そういうものを明確にひとつとしておいてくださいよ。

も、訓練空域の範囲の問題ですが、今日訓練空域をお決めたになった法的根拠は安保条約の何かの法規に根拠があると思いますが、それはどこでしょうか。

○政府委員(渡辺允吾) ただいま先生御質問の御趣旨は、米軍の訓練空域のことでございますでしょうか。それでございますれば、米軍の訓練空域としたしまして現在日米合同委員会で協議をいたしました上で設定されました空域が、我が国領域の上空及びその周辺の上空二十三カ所ございます。

○飯田忠雄君 その訓練空域の内容というものは、

国民の生命財産に関係があるような場合には公示されることになっておりますか。公示はされないんですか。

○政府委員(渡辺允吾) この米軍の訓練空域と申しておりますのは、実は施設、区域として提供い

りますとおり、在日米軍は安保条約第六条で日本に駐留を認められております目的のために、軍隊として必要な一定の行動をすることができるといふのでございます。現在、先生御指摘の飛行訓練あるいは飛行という観点からそれを申し上げますと、その飛行の具体的な場合の形態によりましてそれはその施設、区域の上空でございましていわゆる訓練空域で行うべきものであり、またそう行われているもの、あるいは自衛隊の訓練空域を自衛隊と調整しながら利用してそこで行っているもの、あるいはそれ以外の空域で行っているもの、今回の

奈良県の事故のような場合には、これは例えば射撃撃でありますとかそれから戦技の訓練というやうなことを伴わない、いわゆる航法の訓練であるというふうに理解しておりますけれども、そのやうなものにつきましては、必ずしもこの指定された空域以外で行うことができないということではないというのが私どもの解釈でございます。そういたしますと、その場合に適用されます法律関係につきましては、これは一般国際法それから地位の米軍に基づきまして、米軍あるいは個人としての米軍にどういふものがどういふふうに適用されるかという、一つ一つの法令の問題になつてくるかと思ひます。

○飯田忠雄君　このたびの事件につきまして、現

案にはどういう処置がとられたのでしょうか。奈良県の超低空飛行で米軍の飛行機がワイヤを引つけた事件でございませぬ、現実にはどのような処置がなされたんでしょうか。

○政府委員(渡辺允君) 今回の事故につきまして、現在のところ米軍としてまず事故調査委員会を設置して、原因等事実関係の究明に当たっておりますのでございませぬ。日本側も日本側としての調査をしておるわけでございませぬ。したがって、これらの調査が終了いたしました段階で、そのときに判明いたしました事実関係に基づきまして、必要な措置がとられることになるかどうかと思ひます。

○飯田忠雄君 それでは別の問題に入りますが、現在ペルシヤ湾の紛争がございませぬ。イランとイラクが戦争をしておりますね。これはイランとイラクは交戦国でしょうか。国際法上交戦国であるかどうか。もし交戦国でないなら、どういうわけで交戦国でないのか、その辺をお伺いいたします。

○政府委員(斎藤邦彦君) 国際法の歴史的進展に即して申し上げますと、戦争というものは、いわゆる戦時国際法が全面的に適用される国家間の状態であるというふうに従来考えられていたわけでございませぬ。しかしながら、今世紀に入りまして戦争違法化の動きが急速に進められて、国連憲章のもとにおきまして武力行使が原則的に禁止されるに至ったわけでございませぬ。このような体制のもとにおきましては、伝統的な意味での戦争というものは認められなくなっております。したがって、現在のイラン・イラク紛争もこのような国際法上の伝統的な意味では戦争に当たるとは言えないというふうには考えている次第でございませぬ。

○飯田忠雄君 そうしますと、大体これは過去における満州事変とか日支事変のようなものと考えられるわけでしょうか。それとも、現在は本当は戦争だけれども国際連合の関係で戦争と認めないと、これその辺のところは御見解をお伺いし

たいんですが。そして、どちらにしても日本は中立国としての立場に立つのか、それともそうでないのか。昔の戦争法規でいきますと中立国の宣言をすることになるはずですが、今中立国宣言をしないのはなぜかという問題、その点はいかがでしようか。

○政府委員(斎藤邦彦君) 国際法上戦争が違法とされておりました時代には、交戦国でない国家、これは自動的に中立国という立場に立ちまして、一定の義務を負うことになっていたわけでございませぬ。その際、中立宣言をするかしないか、これはその国の政策判断の問題でございまして、中立宣言をしなくても中立国としての立場に立つということになってはいたわけでございませぬ。しかしながら、国際法上の戦争が違法化されました現在、国連憲章のもとにおきましては、戦争自体が合法であることを前提とした伝統的な中立概念というのは、もうそのまま適用があるわけではないというふうな考えでございませぬ。イラン・イラク紛争に關しまして我が国が中立国であるかどうかというふうな問題、これも従来の国際法上の考え方ではできない状況にあるというふうな考えでございませぬ。

○飯田忠雄君 それでは、従来の戦争法規じやもう役に立たぬということでありませぬ、実際に我が国のタンカーその他の船舶が被害を受けた場合に、それに対する損害賠償の請求はどういうふうにするかという問題、それから我が国が中立国としての義務を負わないということになるのかどうか、そういうふうな問題はどうかでございませぬか。

○政府委員(斎藤邦彦君) 損害賠償請求の権利の問題は、中立義務があるかないかという点を離れまして、一般国際法上ある国家の不法行為によりまして他の国家が損害を受けたときは、損害賠償請求その他の国家責任の解除ということを要求する権利がございませぬ。したがって、御設問のような場合、我が国が何らかの形で権利の侵害を受けたといたしますと、我が国といたしましてはその侵害を行った国に対して損害賠償請求を

含めまして、国際法上の責任を追及することができるといふことになるわけでございませぬ。

○飯田忠雄君 時間が迫ってきましたのでこの問題はそれまでとしまして、せっかく大蔵省に来ていただいたのでひとつ大蔵省の方へお尋ねいたしますが、現在防衛費の問題で一割増が撤廃された、こういうふうな新聞その他で書いてあります。こういうふうな状況下において、大蔵省で防衛費を査定なさる上において、従来は一割増という枠があったので大変査定がしやすかったと思ひます。この枠がなくなりました段階においては査定が非常に難しいと思ひますが、一割というものをやはり考えて査定されるのか、あるいはそういうものはないでございませぬのか、あるいはそういうものはないでございませぬのか、そういう点は御答えていただきたいと思います。

○説明員(岡田康彦君) お答えします。六十二年度の防衛関係費につきましては、厳しい財政事情のもとにありまして中期防衛力整備計画の着実な達成という点を一方で踏まえながら国の他の諸施策との調和を図り、極力圧縮に努めたところでございませぬが、名目GNP成長率との関係もございませぬ、GNP比が一割をやや上回ることに結果的になつたわけでございませぬ。来年度の防衛関係費につきましては、昨日要求書を受け取つたばかりでございまして、今後の予算編成過程において調整されていくことになりませぬが、いざにしましては、本年一月二十四日の閣議決定におきましては、昭和五十一年十一月五日の閣議決定の精神を尊重し、節度のある防衛力の整備を行つていくということが掲げられておりますので、私どもとしましては他の予算と同様、厳しく中身を一つ一つ見せていただいて、これからこの査定にタッチしていこうと思つております。

○飯田忠雄君 時間が参りましたので、御無礼します。私のために御出席願ひまして質問ができなかった政府委員の方には、この際おわびをいたします。どうも済みませぬ。

○吉川春子君 先般発表されましたことしの防衛

白書についてお伺ひいたします。今年度の白書は昨年度と幾つか違った記述が見られるわけですが、軍事力の意義を冒頭に掲げております。この記述は大変問題があると思ひますけれども、なぜこの部分が置かれたのでしょうか。

○政府委員(瀬木博基君) 防衛白書は、御存じのように、毎年防衛庁として出しております報告書でございまして、何とか毎年多少とも特色を持つたものにした心にかけておりました。毎年同じような編集ではおもしろくないということから、少しずつは変えるように努めている次第でございませぬ。

ことしの版につきまして、世界の軍事情勢というところに、冒頭「軍事力の意義」ということを挙げさせていたわけがございませぬが、この我々の防衛白書というものは、その性格上、世界の国際情勢を見ますときに、やはり防衛上ないし軍事上という、そういう観点から国際情勢を分析するということにいたすわけでございませぬ。その際、この軍事力というものが国際政治の中においてどういう意義を持つておるか。軍事力と申しますと、えてして武力の行使があつて初めて意味があるというふうなふうに誤解を受けるといけません。軍事力はもちろんそういう武力の行使ということにおいて意味がある一方、そういうことのない、有事でないときに国民の皆さんにわかつていただきたい。そういうことから「軍事力の意義」というものを冒頭に記述したところでございませぬ。

○吉川春子君 ここには、「外国からの侵略の可能性を否定できない以上、侵略を抑止して国の生存と独立及び平和と安全を維持するための手段としての軍事力を備えておくことも重要である」と述べています。そして、「世界の中には、軍事力を持たないこととしている国もあることは事実であるが、これらの国は、いずれもその人口、面積、経済力などや周辺の国際環境がわが国などの場合と異なっている」というふうな記述がなされてい

ですが、この表現からいいますと、日本は軍事力を持たない国のグループには入らないわけですね。

○政府委員(瀬木博基君) 我が国が憲法その他の法律また国策に従いまして防衛力を整備しておる、この点につきましては何ら疑いを入れないところでございます。他方、世界の中にはいろいろな国がございます。また、その国がいろいろな環境の中にあると思います。そういう一部の国におきましては、全く自分の力で自衛力を持たないという国もあるわけでございます。そういう国も世界には一方にある。しかし、それらの国々と我が国などの環境、それは国際環境がやはり違っており、そういうことを書いた次第でございます。

○吉川春子君 端的にお答えいただきたいんですが、長官、我が国は軍事力を持つ国なんですか、持たない国なんですか。

○政府委員(西廣整輝君) 御承知のとおり、我が国は、我が国固有の憲法というものがありませんから、自衛力としての防衛力を持っております。この防衛力の内容というものを諸国の軍事力と比べた場合に、いわゆる軍事力に当たるもの、軍事力とみなされるものも私はあるというふうに考えております。

○吉川春子君 ちょっと今聞き逃しましたが、防衛力の中には軍事力に当たる部分もあるとお答えになりましたか。

○政府委員(西廣整輝君) 諸国で軍事力と言っているものと同じものもあるというふうに申し上げました。

○吉川春子君 そうしますと、日本は軍事力を持たない国のグループではないわけですね。

○政府委員(西廣整輝君) 私は白書の編集を担当しておりますから十分理解しておりますが、この白書で書かれておるのは恐らく、軍事力を全く持たない幾つかの国があるというふうに私は理解しておりますので、そういう国のグループとは違うという考え方であらうと思います。

○吉川春子君 ちょっとそのお答えは大変な意味じゃないかと思うんですが、憲法九条が持つてはならないというふうに禁止している軍事力は日本は持つていないと、これは午前中からの論議ではつきりされたわけですが、これは日本でも持つていて、そういうものに当たる部分を持つていて、ということですか、これはまさにここに書かれていて、それと、日本は軍事力を持たないグループには入らないわけ、しかしそういうこと自体大変重大な問題だということに思っています。防衛庁長官、そういう同じような御意見でしょうか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 前から言っているように、日本は防衛力を持つております。

○吉川春子君 重ねて伺いますが、その防衛力の中に軍事力に当たる部分も含まれているというふうに長官はお考えでしょうか。

○国務大臣(栗原祐幸君) それは今防衛局長が言ったように、実力において相似たものがある、そういうことでございます。

○吉川春子君 もう、ちょっとそういうのは許せないと思います。

それで、さらにこの記述の中でけしからぬのは、日本で軍事力を持つべきであるというようにことを書いた後、「軍事力の役割ないし機能は、究極的には力によつて相手に対する要求を充足させる」ことにあるなどと述べています。これは憲法前文の、いずれの国も自国のことにのみ専念し他国を無視してはならないのであり、政治道徳の法則は普遍的なものであるとか、あるいは諸国民の協和による成果の確保とか、恒久の平和を念願し、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して我らの安全と生存を保持しようと決意したと、こういう憲法の国際協調主義に真向から反するものであると思うんですが、この辺の御見解はいかがですか。

○政府委員(瀬木博基君) この点につきましては午前中御質疑がございましたが、日本政府が憲法

その他の法規のもとに行動する、また防衛白書を書くに当たってもそういう精神のもとに書かれて、これは当然のことでございます。私も、ここに書きましたのは、国際政治、現在の世界の情勢を見るに当たって、軍事面から分析してみればどういふことだろうか、という一つの基準と申しますか、よすがと申しますか、そういうものを読者の皆様提供したということでございます。したがって、いま世界の実情においてこれは究極の理想から見れば遺憾であると思ひますが、力の均衡というもので動いているという、そういう現実の中で軍事力の意義というものは見失うべきでないというのが我々の考えでございます。

○吉川春子君 この点についてもう一つお伺いたしますが、長官、日本は自衛力を持つていて、そしてその中には軍事力というふうに世界の中で呼べる力の部分も含まれるかもしれないということですが、そうしますと、防衛白書を読んだ私の印象ですけれども、軍事力というものが世界の平和を守るんだというふうに書いてありますので、日本としても世界の平和を守るためにはいずれははつきりとした軍事力のようなものを持つべきである、そういうふうに防衛庁は考えていらつしやるんじゃないかというふうに私はこの防衛白書を読みましたが、そういう解釈でよろしいんですか。

○政府委員(西廣整輝君) 我が国の防衛につきましては、これは再三申し上げておる通り、自衛の範囲の最小限のものを持つ、しかも我が国自身がその種最小限の防衛力を持つということは、この白書でも書かれておるような国際情勢下にあつて、日本自身が力の空白ということにならないということがある意味では平和を維持するうえんでもあるというふうに考えておりました、この点については従来から一貫した考えであつて、今回の白書で特に我が国の防衛についての政策なりというものの考え方を改めたということとは全くございません。

○吉川春子君 憲法には違反しない、従来の考えを変えたつもりでないとおっしゃりながら、この記述もそうではないとおっしゃりながら、この大変危険な方向に踏み出していると私は思ひます。こういうような、特に武力に対する、軍事力に対する定義などという、こういう憲法を踏み越えるような記述については白書の中から削るべきだと、それぐらいこの記述というのはけしからぬものだということを私は指摘しておきます。

次の問題に移りたいと思いますが、いわゆる米海洋戦略についてお伺いいたします。

新聞の報道によりますと、海上自衛隊の幹部は六月二十四日から三日間、米海軍と共同で「日本防衛のための北西太平洋戦略」と題する本格的なウオーゲームをロードアイランド州ニューポートの海軍大学校で行ったということですが、これは事実でしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) 今御質問の件がこの六月の中ごろですが、アメリカの海軍大学校、これは先生のおっしゃるとおりロードアイランド州のニューポートにあります。そこに自衛隊の幹部数人が、十名ほどが派遣されて研修を行ったというものを指すのであれば、そのとおりであります。この派遣研修は、我が国でいろいろ訓練等をする際に、いわゆる図上演習というのをやります。要するに実際の艦艇、航空機等を動かさないでいろいろな演習をするわけですが、その際にアメリカでは既にコンピュータ等を持ち込んでそういった状況が現実に表示をされ、しかもその指揮、活動をした状況、結果等が客観的あるいは定量的に分析、評価されるような手法が取り入れられていて、ということでもありますので、我々としても従来やつておる図上演習の精度というものをより高めるために、アメリカのやり方というものを研修させるために派遣をいたしました。

○吉川春子君 コンピューターを使ったこの種のシミュレーションというのは初めてなんですか。

○政府委員(西廣整輝君) いわゆるシミュレーション

ンといひますか、一つのモデルを使つていろいろシミュレーションをするということとはたびたび行われておりますけれども、いわゆる図上演習、実兵指揮といひますか実際の艦艇等を動かさないうで指揮演習をやるわけですね、こういう部隊を動かすといふような指揮演習をやるわけですが、それにコンピュータを組み込んだやり方というものは我が国では今までやったことがございません。

○吉川春子君 ちよつと教えていただきたいんですけど、私はファミコンぐらいしか知らないんですけど、アメリカの海軍大学校にあるといふその大型コンピュータのディスプレイと呼ぶんでしうか、画面は物すごく大きなものなんですか。どういふものなんですか。

○政府委員(西廣整輝君) 実は私も行ったことがあります。また日本自身にそういうものがないもので、恐らく今我々が図上演習といふことをやりますと、通常敵味方に分かれて、それぞれが自分の与えられている部隊といふものを動かしていくわけですから、従来の我々のやり方ですとそれを紙に書いてそして統制部にそれを出すと、統制部が図上でそれを動かしていくといふようなやり方をするわけです。恐らくそういう処理がすべてコンピュータにお互いに打ち込めば即座にいろいろ現示されていく。さらに現示されてそれがどういふ結果になつていくかといふこともリアルタイムにわかつていくといふような形で、コンピュータシステムといふものを十二分に取り入れた方法であらうと思いますが、私も詳しいことはまだ知りません。

○吉川春子君 そうしますと、コンピュータのゲームがありますね、小さいのが。それでミサイルを撃つと相手の飛行機をやつとけるとか船が沈むとか人が死ぬとか、こういうゲームがありますわね、普通たくさんあつて。子供なんかもやつて問題だと思ふんです。そういうようなもので大きいもので、しかも弾薬の数とか飛行機の数とかみんな正確に現実にある航空機やら潜水艦や

らいろんなものを全部使つてコンピュータに打ち込んでおいて、それを使つてこゝろやるといふことは、大型の要するにファミコンみたいなもので、そういうふうな理解していいわけですか。

○政府委員(西廣整輝君) 具体的な結果を出すシミュレーションといふことになると、それぞれ使う兵器、例えばミサイルであるとか砲であるとか、それぞれの命中精度とかなんとかの精度、命中率等をコンピュータに打ち込んでおかなきゃいかぬわけですね。そして、何発撃つたから恐らく何発が命中したであろうといふようなことで、結果がどのくらい成功したとかしないとかといふことになるわけですが、今の申し上げたいわけは図上演習、指揮演習のためのコンピュータといふことになりまして、そういう実戦をするかわりのシミュレーションをやるといふわけではございませんから、私はそこまで細かいことは打ち込まないのではないかとこゝろに思つております。

○吉川春子君 そうしますと、これに参加された方は、日米両方ともどういふ方が参加されたんですか。

○政府委員(西廣整輝君) これは基本的には向こう側はその海軍大学校の先生方あるいはコンピュータ等を扱つておられる方であらうと思ひます。こちらから参加いたしましたのは、今言つた指揮所演習の関係でございまして、私どもの運用幹部、オペレーションの方の幹部を出したということでありまして。

○吉川春子君 新聞の報道によりますと、スミス海軍少将も参加されたとなつていますが、この方はどちらの所屬の方なんですか。

○政府委員(西廣整輝君) ちよつと突然のお尋ねなんで、私もよく存じませんが調べて御連絡したいと思います。

○吉川春子君 それでは、調べてくださるということですので、そのときに参加されております第七艦隊、在日米海軍の方々の名前も後でお教えいただけますか。

○政府委員(西廣整輝君) 細部にどこまで申し上げられるかわかりませんが、責任者については申し上げられると思ひますので、一応調べてみます。

○吉川春子君 それでは、このコンピュータゲームといひますか、シミュレーションはどういふシナリオでやられたんですか。

○政府委員(西廣整輝君) 先ほど申し上げたように、コンピュータを取り入れた図上演習の勉強といふことでありますから、極めて簡単なものであつたようでありますけれども、我が国の海上防衛のディピカルな一つの形態のシナリオを打ち込んだといふことであります。

○吉川春子君 私が聞きました、新聞の報道ですけれども、シミュレーションは、欧州戦争が勃発した場合に、通常戦争の初期段階において北西太平洋方面でも対ソ戦線を開き、同時にソ連近海でミサイル原潜SSBNに先制攻撃をかけるといふ、アメリカ海洋戦略の一環として行われた、こゝろいふことなんですか。

○政府委員(西廣整輝君) 先ほど来申し上げているように、私どもの図上演習、そういう訓練がより精緻に行われるためのシステムの勉強でありますから、アメリカの海洋戦略等とは余り関係ありません。私もがやる通常の訓練にどう使つかといふことを確かめに勉強に参つたわけでありまして、我々の通常の演習の比較的軽易なものを試してみたいといふように聞いております。

○吉川春子君 今私が申し上げましたようなことは、米海軍省スポークスマンが発表しておるんですけれども、そうしますと、この新聞の記述は間違ひなんですか。

○政府委員(西廣整輝君) 新聞、私は読んでおりませんけれども、もし今先生が言われたようなこととあれば、私どもの聞いておることと違つております。

○吉川春子君 読んでいないといふのは大変意外な御答弁ですね。それで、ちよつとお教えいただきたいんですけど、アメリカの海洋戦略といふのはどういふものなんですか。

○政府委員(瀬木博基君) 恐らく先生御質問の海洋戦略といふのは、米国の前海軍作戦部長のワトキンス大將が論文に書きましたものをお指しになつてゐるのではないかと思ひます。

米国の軍事戦略また戦術については、いろいろな著述がございまして。その基本といふものをなしておられますのは、米国の戦略といふものは抑止であるといふことであります。ワトキンス大將が書いておられますのも、いろいろなことを書いておられますけれども、いろいろな事態、平時においてまた戦争が行われそうになつてゐる事態その他のことを想定しながら、いかにして抑止を維持していくかといふことを記述してゐるものといふふうに了解しております。

ちなみに、ワトキンス大將は引退されたわけでありまして、その後、トロス海軍大將といふ方が現在には作戦部長をされておられますが、このトロス大將が海洋戦略といふものを改めて記述いたしておられますけれども、このトロス大將によりまして、海洋戦略といふものは一つのシナリオといふようなものであるべきでない、また今までもそういうものであつたことではない、これからまた戦力を備える、これこそ海洋戦略であるといふことを書いておられます。

○吉川春子君 これはケリーといふ米海兵隊司令の書かれた海洋戦略のことなんですけれども、途中だけちよつと読んでみますと、「段階Ⅱ」として、「イニシアチフをつかめ」

ソビエトが中部ヨーロッパへの全面的規模の侵略をはじめた場合、NATOの初期の戦略は、攻撃を撃退し、敵を消耗させ、イニシアチフをつかむことである。攻撃型潜水艦は、すばやく、ノルウェー海、バレンツ海、地中海、太平洋で、ソビエト海軍部隊と交戦する。空母戦艦群は、ソビエトの海上脅威、空からの脅威をなくし、あるいは中和せよとするし、一方同盟国軍の対潜戦部隊は、ソビエトの海底の部隊をさが

し出して、壊滅させる。
こういうのも海洋戦略なんですよ、それでしょ

○政府委員(瀬木博基君) 私ども日本政府として米政府の代弁をするということは到底できませんし、また、いわんや海兵隊について有権的にこれを代弁するということはとてもできません、またすべきでもないと思います。

ただいま申し上げたように、米国の全体の戦略というものは、これは三軍ないし海兵隊を含めて抑止というところに基本があるんであろうと思います。ケリー大將がどういう意図に基づいてどういう論文を書かれたかということは、私どもは定かではありませんけれども、彼の論文の中においても、結論的にまた序文で書いてあると思いますが、抑止というものがいかに守られるべきであるか、そういうために海兵隊としてもほかの三軍と協力して尽力するということを書いておったと思いますが、いろいろな具体的なシナリオというふうなもの、そういう基本的な思想を支えているものではないかと私は推測いたしております。

○吉川春子君 その抑止という意味は、ソ連がもしアメリカとかこの国に戦争をしかけてもそれは間尺に合わないんだと、もつと痛い目に遭うんだと、そういうことを思い知らせるために、日常的に軍備をどんどん拡大しておいてそれが抑止の力になるというものなんですか、そこは百歩譲って前提として、その抑止が崩れたときどうするんですか。抑止が崩れたときは、例えばヨーロッパでソ連が攻め込むというふうに言うわけでしょう、アメリカは、そのときに、抑止が崩れて攻め込んだときに、じゃ太平洋ではどうなるんですか。そのときは、やっぱり抑止だから実際にパランスが崩れたときはもう黙っているんですか、太平洋で。

○政府委員(瀬木博基君) これまた米国の戦略でございまして、日本政府が代弁するということではございませぬけれども、米国の国防報告等に出

おいて書かれておりますのは、米国の戦略は、まず抑止を維持することであるというところを、一方、仮に抑止が破れるというふうな有事の事態が発生する場合には、米国並びにその同盟国の利益を損なわないように、で、得る限り早期にこの事態の收拾を図る、そういうことを書いてございませぬ。そういう意味において、有事になった際もできるだけその紛争が拡大しないように、そしてまたそういう態勢を整えていく、これこそが全体の抑止になるというのが考え方だろうと思います。

○吉川春子君 もし、ヨーロッパで有事になったときに、戦線を拡大しないために太平洋で事を起こしてソ連の力をそぐ、こういうのが海洋戦略だと思ふんですが、これはとりあえずそういうことにしまして、局長にお伺いしますのは、さっきアメリカでシミュレーションをやったときに、日本のいようなことに役立つような簡単なものだとおっしゃいました。日本のために役立つということとは、日本を防衛するためにという意味ですね。

○政府委員(西廣整輝君) おっしゃるとおりであります。

○吉川春子君 そうすると、日本が防衛しなきゃならないときというのは相手国から侵略を受けたときだと思ふんですけれども、どういうときに日本は侵略を受けるんですか。

○政府委員(西廣整輝君) 日本が侵略される場合というのは、さまざま考え方があろうと思いますが、今の私には一概に言えないと思いますが、いずれにしても我々の考えというのは、現在世界の各国の中で最も軍事的な能力がすぐれておるといふ国は米ソの二カ国だと思っております。そして、それら例えば一カ国の侵略意図に対して、他の国は一国ではとてもそれに對抗できないのではないかと、かというように考えております。したがって、我々としては、同じような自由主義、民主主義を基調としているアメリカとの同盟関係を結ぶことによって、侵略を抑止するという考え方をとっておるわけでありませぬ。また、同時に、米ソ両国というのとは、お互いの力というものを十分認識してい

ると私は思いますから、少なくともお互いに一番戦いたくない相手はアメリカはソ連であり、ソ連はアメリカであるというように考えているのではないかと、思います。そういう意味で、私どもはそういうお互いが戦いたくないと思っているぐらい非常に強力な国の一つと同盟関係、安全保障体制を結ぶことによって、日本への侵略というものを未然に防止するという基本的な考え方に立っておるわけでありませぬ。

先ほど来アメリカの海洋戦略のお話が出ておりますけれども、我々としては、今申し上げたような考え方で、米ソが戦うというふうな事態はよくよくのことではないと起り得ないという前提のもとに安全保障体制を組んでおるわけでありませぬ。一方アメリカにすれば、ソ連と実際に戦う場合にどうできるかというのを考えておくのは、これはまたアメリカにとっては当然なことであろうと思ふわけですね。その際に、生き延びることが可能であればすべての事態に対応できるとアメリカが考えておることまた当然のことであろうと思ふんですが、我々はそういったような世界の終末に近いような状況下で何をやるかということよりも、現実において日本が侵略されない、安全であるためにはどういう選択をとるべきかということと考えており、そのための防衛力整備をしているというように御理解いただきたいと思ひます。

○吉川春子君 防衛庁長官のお考えをお聞きしたいと思ひます。

日本がどこかの国から侵略される可能性があるんでしようか。もし侵略されるとすれば、それはどこの国から侵略されるんでしようか。

○政府委員(西廣整輝君) 可能性というものはあると思ひます。しかし、どこかというところは、これはわからぬです。これは言えませぬ。○吉川春子君 侵略の可能性があるから防衛力を増強するということだと思ふんですけれども、そうしますと、どういふ事態のときに日本が侵略を受けるか、こういうことはいろいろ研究なさらないと自衛隊の役割は果たせませぬわね。どういふ事

態になれば日本は侵略を受けるんですか。

○政府委員(西廣整輝君) 日本という国は、たゞこれ申し上げていることですが、かなりの国力がある、高度の技術も持っている産業もある、そういったこととかなり魅力のある国であります。さらに言えば、軍事的に見てもその地理的条件からいって東アジアの外縁に位置しておりまして、海洋戦略上その他から考えても非常に重要な軍事的な価値を有する地理的条件にあるわけですね。そういう意味で、各国のそれぞれの戦略目標というか、国家戦略があらうかと思ひますけれども、そういう意味合いから見ると、日本というものは決して魅力のない国ではない、それなりの非常に高い戦略的価値のある国だと私は理解をしております。したがって、日本が仮に全くの無防備でありかつ同盟国もなくたやすく日本というものを自分の勢力圏下に入れられるという判断がされれば、その国はちやうちやなくそういう行動をとる可能性は常に存在をしておるといふふうになっておると思ひます。

○吉川春子君 魅力のある国に対しては侵略するということは、まさか防衛庁の考え方じゃないんでしようね。そういう考えというのはすごく恐ろしいと思ふんです。魅力のある国だとどうして侵略されるんでしようか。むしろたくさんのお国と仲よくしていけばいいのであつてね、その理由はちよつと納得できません。

○政府委員(西廣整輝君) 魅力がある国でありかつそれなりの価値のある国に対して、その国が全く軍事的に無抵抗であるとしたら、何も軍事力を使つて侵略する必要はなく、軍事力というものをバックに威嚇するだけでその国の意向に従わなくちゃいけないという状況になるということをお申し上げておるわけでありませぬ。

○吉川春子君 これもアメリカの高官の言葉を引用したいと思ひますが、ギン元在日米軍司令官の米議会での証言です。「日本だけが攻撃され、単独で応対しなくてはならないような事態はあり得ず、日本へのソ連の限定攻撃は、米ソの世界的対

決の中だけであり得る」というふうに出ています。白書ではいろいろ否定しておりますけれども、日本が戦争に巻き込まれるとすればそれは米ソ戦争のときなんだと。この人だけではありませんが、あちこちでこういうアメリカの高官の発言もありますけれども、そういうお考えに對してはどう思われますか。

○政府委員(西廣整輝君) 私は今のような考え方に對しては非常に反對といえますが、賛成しがたいと思っております。

先ほど来申し上げたように、米ソの軍勢力というものは世界の中でも隔絶したものがあつて、恐らく私の見るところ、米ソが戦つた場合にお互いに勝つことはできない。しかし、刺し違えることはできる能力を相互に持っているのではないかと思っております。したがって、米ソが相戦つた場合には共倒れになる可能性が非常に強い。

〔委員長退席、理事岩本政光君着席〕

そういう意味で、米ソが戦うということは最も可能性が少ない戦争の一つだろうと思っております。

一方、米ソ間の相対的な力関係というものがあつた程度動いてきた場合に、それにしても私は今言ったような勝てないまでも負けない力というものはお互いに維持していくのではないかと思っております。ただ、その際にある程度相対的に力が下がった方がやり得ることといへば、同盟諸國に對するコミットメントをできるだけ縮小していくということだろうと思ひます。自分の十分な力がないのに火中のクリを拾うということはだんだん困難になってくると。そういう意味で、コミットメントというものを縮小せざるを得ない。最後は自分だけを守るということにアメリカとしてもならざるを得ない。アメリカ自身が自分を危うくしながら最後まで日本を助けるということは、相対的な力関係が動いてくればそれはだんだん変わつてくると考えざるを得ないと思ひます。したがって、私は同盟國の間に何か侵略が起きるとすれば、常に米ソが戦つた場合だということ考え方は間違つておるし、いまだかつてそういう例もなかったというふうに出ております。

○吉川春子君 アメリカも最後になれば日本を守つてくれないと、核の傘がさしかけられないと、そういうような御意見を最後にちよつとおしやられましたけれども、私はこのアメリカの海軍の大学校でこういう大型コンピュータを使って研究をやる、そしてソ連の侵略を前提として海洋戦略に基づいたこういう訓練をやる、たとえ図上であつても、コンピュータの図面であつても、ディスプレイの画面であつても、そういうことはやうに非常にソ連に對しても挑発的なことだし、私はこういうことはやるべきでない、そのことを指摘して、時間の関係がありますので次の問題に移りたいと思ひます。

〔理事岩本政光君退席、委員長着席〕

さつき沖繩の話が出ましたけれども、私もこの夏沖繩に行つてきました。日本の米軍基地の七五%のある沖繩で、沖繩の県民がどんなにつらい大変な思いをしているかということを見てまいりまして、本當にこれは安保があるからではないかという認識を一層強めたわけですが、その全体的な問題については逐次御質問をさせていただきますが、アメリカの基地ではなくて日本の基地ですね、海洋観測所についてお伺ひしたいと思います。

沖繩の勝連に海上自衛隊の海洋観測所がありますけれども、ここでは何をしていますでしょうか。私たちの質問に對して田中所長は、潜水艦の音も調べていると、音の伝わり方を研究しているんだというふうにおっしゃつておられますが、そういうことなんですか。

○政府委員(西廣整輝君) 海洋観測所におきます任務というのは、我が國周辺の海域におきます海洋といひますか、海の変化なり状況といひものを常時把握しておくということが最大の任務であります。したがって、あるところで音を出してそれがどういふふうに伝播するか、そういうことも含めてさまざまな海洋環境についての調査をいた

しております。

○吉川春子君 ここにはアメリカ人のエンジニアが派遣されてきておりまして、私たちの調査でも嘉手納基地とか普天間基地からの米軍人軍属のYナンバーの車が日常的に出入りしているということを確認しています。このアメリカのエンジニアの身分について、衆議院の内閣委員会でも海軍の軍属だといふふうにお答えになつていらつしやいます。軍属といふ場合は、中身といひますか範囲といひますか、どういふものなんですか。

○説明員(岡本行夫君) 日本とアメリカの間の地位協定第一条(b)号に軍属の定義がございまして、それによりまして、「軍属」とは、合衆國の國籍を有する文民で日本國にある合衆國軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの」でございます。

○吉川春子君 そうしますと、具体的に例えばアメリカ軍の軍人の家族であるとか、あるいはいろいろな人がいると思うんですが、今の条文を具体的に言うとうどういふことになりますか。

○説明員(岡本行夫君) 地位協定の対象を受けます人たちは、大きく分けまして米國軍隊の構成員として軍属——軍属は平たい言葉で言いますと文民であつて、つまり制服の方ではない文民であつて、米軍と主として雇用契約を結んでその仕事に従事している人たちでありまして、その方々、そして家族の方々といふ区分けになっております。合衆國軍隊の構成員とそれから軍属の間の地位協定の取り扱いにつきましては、出入國等につきまして若干の取り扱いの差異がございまして、そのほかの規定につきましては、大体軍の構成員と軍属は同様に取り扱われている場合が多いと御承知おきいただきたいと思います。

○吉川春子君 そうしますと、沖繩の海洋観測所に入出入りしておられる軍属といふのはどういふ方なんですか。今言つた軍属の範囲の中で言つて、どこに当たるんですか。

○政府委員(西廣整輝君) 私どもの方、海洋観測所二カ所持っておりますが、そこで使つておりま

す器材の多くのものは、現在そういった海洋の観測に最高の技術を持っておりますアメリカの器材の供与を受けて行つております。したがらしまして、このアメリカから購入した器材、これらの維持、整備あるいは調整といったようなこと、そういったことに携わるアメリカの民間技術者の技術援助を受けております。

○吉川春子君 そうしますと、民間の会社の社員という身分も一方では持つてゐるということですか。

○政府委員(西廣整輝君) あるいは外務省の方からお答えすべきかと思ひますが、恐らく民間の技術者をアメリカ軍として雇用をしているということではなからうかと思ひます。

○吉川春子君 アメリカの技師が観測所にどうして出入りしているのかという理由について田中所長は、FMSで購入した観測器材なので保守整備のために来るというふうにおっしゃつておられました。で、保守整備のためといふのでありますと疑問が生ずるわけですが、毎日来てゐるんです。初期調整とか定期点検のためなら毎日必ず一定の時間に来る必要はないと思ひますけれども、ここではオペレーターの養成訓練が何か行つてゐるんでしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) 先ほど申したように、整備もありまして、器材の維持あるいは調整、そういうことも含めて彼らの技術をかりておるわけでございます。

○吉川春子君 そうすると、毎日二十四時間いなければならぬような仕事があるんですね。

○政府委員(西廣整輝君) ちよつと一般論になつて恐縮ですが、海洋といふのは非常に様々によつて見えますけれども、やはり四季あるいは昼夜によりまして海温等は非常に変わつてくる。それによつていろいろな層ができて音波の伝搬状況等が極端に変つてくるわけでありまして、そういう状況を通じていろいろな実験をして観測をするということになりますので、昼夜、夜いろいろ行つてもあらうかと思ひます。

○吉川春子君 アメリカの軍属である技師が二十四時間という事は、實際上米軍の指揮のもとにあるのではないかとような疑いを持ちますが、考え過ぎですか、これは。

○政府委員(西廣整輝君) 指揮という意味が十分理解できませんが、いずれにしても、この観測所というのは部隊とかオペレーションやつておるわけじゃないで、海洋の観測に常時従事をしていてのことである。したがって、業務そのものは観測所長の命によってみんなが勤めておることであり、かつ先ほど申し上げたように個々の器材、アメリカから供与された器材の運用なりあるいは整備なりあるいは実験のやり方なりについて彼らの技術的な助言をかりておることである。

○吉川春子君 この海洋観測所はホワイト・ビーチの、つまり米軍基地の敷地の中にあるわけですね。で、外務省にお伺いいたしますけれども、地位協定の二(四)に基づき施設となつてゐるわけですか、この海洋観測所が。この場合、米軍はその観測所の中に自由に立ち入りできるんですか。

○説明員(岡本行夫君) 御指摘のとおり、この建物は地位協定第二条一(四)に従つて我が方の自衛隊が共同使用をしてゐるものでございます。米軍がこれに自由に立ち入りできるかというお尋ねでございますが、第一に、この施設区域は二条一項(四)の提供ということからも明らかのように、米側の管理権は依然として潜在的に存在してゐるものでございます。それから、一般的に自衛隊の施設に米軍人が立ち入ることがあるとおっしゃるお尋ねであれば、これはもちろん個々具体的な事例に即していろいろお答えしなければならぬと思ひますが、安保条約のもとでのその効果的な運用と円滑な実施に資する限りはそれは私も私としては当然のことと考えております。

○吉川春子君 もう一つ伺いたいですけれども、その部分をアメリカから返還させて、そして自衛隊がその観測所をつくるというふうにはしなかつたのはなぜですか。

○説明員(岡本行夫君) いわゆる地位協定の二(四)(a)の提供と申しますのは、日本の政府または日本の国民がその施設、区域の一部または全部を使用する必要がある場合であつて、しかも他方米側としてはその施設、区域を全体として保持する必要があるという事柄が、したがって部分的にせよこれを返還するといふようなことは困難である、このような場合に使つてゐる方法でございます。したがって、繰返しになりますが、この施設については米側が全体としてそれを依然として保持する必要があるのでございませう。

○吉川春子君 いや、イエス、ノーだけでいいんですけれども、要するにその海洋観測所も含めて米軍は管理をしておく、管理というか米軍のものにしておく必要があると、その海洋観測所の敷地を含めてそういう必要があつたからだということですね。もう簡単にいいです。

○説明員(岡本行夫君) 敷地全体について米側が全体として保持する必要があるとあるということ、これは、先ほどのお答えのとおりでございます。

○吉川春子君 そして、ここで自衛隊が集められたさまざまな情報、シグナルというんですか、原潜のシグナルとか、もうそろそろ局長がおっしゃいましたような海洋の状態、そういうようなデータはアメリカ軍に提供されるんですか。

○政府委員(西廣整輝君) これは潜水艦の音をとつてゐるというわけじゃないで、音の伝搬状況等がどう変化をするだろうという海洋状況を調査してゐるものであります。御承知のように、海洋観測所というのは北では下北半島の北にございませう。これは自衛隊の施設でございますけれども、いづれにしても北と南に一方所ずつあり、かつそういう海浜に面した基地というのはほかにございませう。南の方ではホワイト・ビーチを使つてゐるというところであります。

○吉川春子君 これらの資料は一括して横須賀にありますが、資料隊の方に送られてくる、そこで処理をするあるいは蓄積しておくというものであります。なお、そこで集められたデータ等については、

必要に応じては米側とデータ交換することも可能でございますが、これはやはり状況により、我々の必要性等を勘案しながらやつていくことになるわけですね。

○吉川春子君 聞いてゐると潜水艦の音も入つてくるんでしょ。

○政府委員(西廣整輝君) あるいはこちらの測定器の近くには潜水艦が通れば、潜水艦と言わず漁船と言わず入つてくると思ひますが、アトランダムに物が入つてきても、どういふ状況に音波が伝わるかわかりませんので、結局決められたところから発せられた音がどういふ形で屈折するかとかどういふ形で聞こえるかという、要するに海洋の方の变化、そういうものが重要なわけであります。

○吉川春子君 そうしますと、いろいろな海洋の状態とかノイズとか調べてゐるけれども、本当に潜水艦の音かどうか確かめるほどの設備はここにはないんだ、こういうことですね。

○政府委員(西廣整輝君) ある船舶のノイズが仮に入つたとしまして、それが何の発した音であるかということを確認するためには、やはり船なり航空機なりが出動して確認しなければできないわけですが、そういう業務をやつておるわけではございません。

○吉川春子君 FMSで買つたものは何ですかと伺いましたら、温度、圧力、潮流をはかるセンサー、そして陸にデータを送信するケーブル、またデータの処理器であるというふうにお答えをいたしましたが、このとおりですか。

○政府委員(西廣整輝君) 私、個々の器材等についてはわかりませんが、基本的にはその種のものだといふように考えております。

必要に応じては米側とデータ交換することも可能でございますが、これはやはり状況により、我々の必要性等を勘案しながらやつていくことになるわけですね。

○吉川春子君 聞いてゐると潜水艦の音も入つてくるんでしょ。

○政府委員(西廣整輝君) あるいはこちらの測定器の近くには潜水艦が通れば、潜水艦と言わず漁船と言わず入つてくると思ひますが、アトランダムに物が入つてきても、どういふ状況に音波が伝わるかわかりませんので、結局決められたところから発せられた音がどういふ形で屈折するかとかどういふ形で聞こえるかという、要するに海洋の方の变化、そういうものが重要なわけであります。

○吉川春子君 そうしますと、いろいろな海洋の状態とかノイズとか調べてゐるけれども、本当に潜水艦の音かどうか確かめるほどの設備はここにはないんだ、こういうことですね。

○政府委員(西廣整輝君) ある船舶のノイズが仮に入つたとしまして、それが何の発した音であるかということを確認するためには、やはり船なり航空機なりが出動して確認しなければできないわけですが、そういう業務をやつておるわけではございません。

○吉川春子君 FMSで買つたものは何ですかと伺いましたら、温度、圧力、潮流をはかるセンサー、そして陸にデータを送信するケーブル、またデータの処理器であるというふうにお答えをいたしましたが、このとおりですか。

○政府委員(西廣整輝君) 私、個々の器材等についてはわかりませんが、基本的にはその種のものだといふように考えております。

いうよりも、その測定器をどこに設置をするかというところからかと思ひます。

○吉川春子君 私、間もなく時間が終りまして、この質問は引き続き次の機会に譲りますが、この質問の最後は、防衛庁長官にお伺いしたいんです。

実は、私も共産党の調査団がこの海洋観測所を見せたいのだというふうなこの夏お願ひしましたら、見事に断られました。その理由をお伺いしたいわけなんです。つまり、国会議員がそういう自衛隊の基地に入つて重大な機密を見せよ、そういうことをしないんです。その中に入つて、どういふことをしているのかということを見たいというその要望を断られたということであれば、やはりシビリアンコントロールという立場からいっても好ましくないんじゃないかと私は思ふんですけれども、その点について長官はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(依田智治君) 先生今お尋ねの点は、七月十六日に瀬長議員等が見学したいということで、八月三日に見学したいという申し入れがあつた件ではないかと思ひます。

一般の問題として、国会議員の先生方が部隊の視察をなさるといふ場合には、国防調査権に基づくものであつたとその他のものでありまして、私も私としてはできる限り協力するといふ基本姿勢であります。ただ、この沖繩の海洋観測所の場合には、先ほど来防衛局長等からお話がありましたように、高度の機密に属しておる、機密保全上協力できない面がございますので、御遠慮いただいた。一般的な数字を申し上げますと、例えば昭和五十九年でございまして、四十九件の申し入れがありましての対しまして、公務の都合等でお断りしたのが六件、最近の数字ですと、六十一年は五十件の申し込みに対しまして二件、本年は十九件に對して現在三件というふうなことでございまして。

一般原則として、これはもとともと三木總理時代に国防調査権と守秘義務というふうなことでお答えしておるわけでございますが、結局守るべき秘密とそれから国防調査、その両方の公益と

いうか、個々の事案を比較考量して、それにおいて判断するということですが、私もとしましては、できるだけやはり基本姿勢としましては、国防調査、議員の先生方の視察に協力するといふ姿勢であるわけでございますが、そのあたりの点は、ひとつどうしても公務上または秘密保全上お断りしなければならぬ場合もあるという点をひとつ御了解いただきたいと思ひます。○国務大臣(栗原祐幸君) そういうことでございしますので、あしからず。

○吉川春子君 では、次回に続けます。

○柳澤謙造君 私は、最初にお聞きをしていきたいことは、きのうの本会議でも中曾根総理が、日本には仮想敵国はないという答弁をなさつておつたんです。これは総理が御答弁なさつたんですから総理に聞かなくやいけないんですけれども、防衛庁としてその点はどうかお考えをお持ちかなのか。私の判断から言わせていただくならば、仮想敵国がなくどうして国防の防衛といふものについての戦略戦術が立てられるか。何らかのものを考へてそこに防衛の戦略、戦術を立てるわけですから、そういう点に立つて防衛庁としての御見解をお聞きしたいんです。

○政府委員(西廣肇君) 我が国はかねがね仮想敵国がない、逆に言えば敵性を持つ国をできるだけなくすといふ姿勢であることは、御理解いただけると思ひます。

一方、防衛力の整備あるいはその運用に関連して我々としてもいろいろ研究をしたり勉強をしたりするわけでございしますが、その際、当然のことながら、我が国周辺にありまます諸国の軍備の動向なりあるいは軍事技術の状況といったものには非常に強い関心を持っておりますし、それらのものが能力として我が国に対して何をなし得るかといふことについては常々研究を怠らないところであります。そういうことから我々としても十分な防衛の戦略といひますか、防衛の作戦等についての研究は可能であるといふふうに考へております。○柳澤謙造君 そうすると、防衛庁は仮想敵国は

あるという判断を持つていふふうな理解していいわけだね、今の局長の答弁からいくと。

○政府委員(西廣肇君) 繰り返しますが、仮想敵国はないといふふうな御理解いただきたいと思ひます。

ただ、たびたび申し上げておりますように、軍事力といひますか、脅威といふのは、そのある特定の国が持つておる能力、軍事力そのものとその国が我が国に対して抱くであろう意図、そういうものが結びついて初めて脅威として顕在化するものだと思ひます。一方、意図といふものが比較的変わりやすいといふことに対して、能力といふものはそれを築き上げるには相当な時間がかかるということでありまして、我々は変わりがやすい意図といふものに着目するのではなくて、能力といふものに常に十分な観察を行つて、もし相手の意図が急変したような場合に国の安全といふものが全うできるようにいふことでかねがね注意は怠らないし、それなりの勉強はしておるということがあります。それは必ずしも相手を仮想敵国視していふこととは別のものであるといふふうな御理解いただきたいと思ひます。

○柳澤謙造君 今の防衛局長のような、これは学校の先生が教壇の上でしゃべつてゐるのならそれでも済むわけですが、それで、長官考へていただくべきやならぬのは、第一次世界大戦のときは日本はドイツと戦つたわけでしょう。それで、第二次世界大戦のときは今度は日本はドイツと同盟国の関係になつた。それで、またアメリカとの関係にしてもさうだけれども、この間の世界大戦のときにはもう真つ向からアメリカと戦争したわけだ。そのアメリカとは十年後には、先ほどからお話が出てゐる通りに、日米安保条約まで結んでいゝゆる同盟国の関係になつて今こう來てゐるわけだ。だから、私から言わせてもらへば、日本以外はすべて仮想敵国でしよう。どこの国とどういふ関係になるかなんといふことは、そんなことはわかりはしないことだ。ただ、敵国との関係のそういう状態といふものは九〇%から濃度が高いか、

あるいは一%しかない低さか、その違いは私はあると思ふんです。何も仮想敵国と言つたからつてその国と戦争するわけじゃないんです。さうでなければ皆さん方が日本の国防態勢をどういふ状態でもつて配備をしてやるかといふときに、戦略、戦術が成り立つはずがないんだから。

歴史的に見ても、それこそ昭和十六年の一月と七月といふわずかの半年の差でもつて日本の防衛態勢といふのは百八十度転換したわけだ、あのときはね。ですから、その辺の点で今までの防衛局長のような答弁では納得もしないし、それから、私が言つてゐるのも、何も仮想敵国があつたらとて、これは戦争になるだらうなんて言つてゐるんじゃないんです。戦争にならぬように努力をして、これはいろいろ外交の手段もあるし、あらゆることをやらにやいかぬ。しかし、先ほど長官言われたとおり、これだけの経済力を持ち工業力を持つた国家なんですから、それはいろいろなところからねらわれる。そのねらわれるのを防がなきゃならぬ。ですから、その辺の点について、別に揚げ足を取るわけじゃないですけれども、あるいは言葉のあやになるかも知れぬけれども、仮想敵国はないといふふうなそういう表現じゃなくて、すべてが仮想敵国の対象ですと、そういう中에서도、極端な言い方をすれば、大部分はそういう仮想敵国の要素はほんの五%か五%しかないでしよう。それとゼロにするような努力はいたしますといふことの表現はあつてもいいと思ふんです。ないといふ言い方だけであつたならば、それではどうやって防衛庁、防衛の戦略、戦術を立てるんですかといふことになるんですから、長官からその辺お答えいただきたい。

○国務大臣(栗原祐幸君) お話の何を言わんかといふことはよく私も理解できるつもりでございします。ただ、仮想敵国といひますと、いかにも敵が心に燃えるような雰囲気になるといひますか、そういうムードを持つ人もゐるんじゃないでしようか。仮想敵国といふようなことはやはり政治的に非常に刺激をしますと思ひますね。ですから、や

はり今まで言っているのとおり、そういう国は日本にはない、仮想敵国は。ただし、現実には日本として注意をしなければならぬ周辺の軍事情勢、そういったものについては十分に配慮して、おさおさ意りのないように努めております。ということも言った方がかえっていいんじゃないでしょうか。これはもうお気持ちよくわかりますが、私はその方が現在の政治的な判断としてはいいように考えます。

○柳澤謙造君 だから、日本の防衛庁というのは何を考へておるかわからなくなつてやう。日米安保条約だって、それはこういう場になににしようかぬけれども、日本が侵略されたときに出かけていって助けてあげようというのが表向きのあれにはなっていることは事実。しかし、アメリカと強くならねば、言うならば日本が余り軍事力を持つて強くなつてもらつて困るといふやうなものもあつて、あの日米安保条約を結んだ。そういう逆な作用、ある限界でもって日本の軍事力を抑え込んでおこうというものもあつて、あの日米安保条約が結ばれたわけでしょう。それは長官たち御存じないわけないから。だから、その辺はどういう表現を使つたらいいかわからぬけれども、仮想敵国はないんだというふうなそういう言い方は、もうちょっと適切な言葉を考へて使ひなさいよ、本当にもう誤解を、逆な意味の誤解を生むことになりまふよ。

それで、次に私申し上げたい点は、この中にいっぱいこれずつとに在りてあるけれども、いわゆるシビリアンコントロール、これはもういつも言われていること。このシビリアンコントロールというところについて防衛庁としての認識というものをお聞きをしたいんです。厳格なシビリアンコントロールを文民統制で云々とか書いてあるわけだ。だから、総理も文民でなきゃならないし、これは憲法上からもそのとおりです。それで、最高の指揮監督権を持つわけでしょう。とするならば、少なくとも内閣総理大臣が文民であるだけに、言うならば統率議長とか各幕僚長とかそういう人たちと月に何回ぐらい会つて、それでい

ろいろとそういうふうな軍事情勢について話を聞いて、絶えず総理の頭の中にはそういう情勢について物事を判断できる材料を持たせるようなことをしておるのか。その辺についてどうなんですか。統率議長や各幕僚長なんかは総理と月何回ぐらいお会いしているんですか。

○政府委員(依田智治君) シビリアンコントロールの点につきましては、この白書でも防衛の基本的な問題といたしまして八十五ページ以下に基本原則の一つとしてうたつておるわけでございまして、今日の我々としては戦前の反省に立つて、政治の軍に対する優先というところで十分機能しておるというように確信しておるわけでございまして、今お尋ねの統率議長等とのくわい合つていゝかという問題でございまして、中曽根総理が間もなく五年になるわけでございまして、中曽根総理の代にちよつと数字をあはれしてみますと、国防会議とか安全保障会議、同議員懇、こういうのが統率議長が出席して国際情勢等を説明したりというものがこれまで二十回行われております。あと夕食懇談という形で一回やつただけで、実は鈴木総理の場合三回くらいやつておりましたか、このところ途絶えておる状況でございまして、観閲式とか自衛隊高級幹部会同、それから防大卒業式等には必ず出席して訓辞をいただくというやうな形で直接考へを自衛官にお示しいただく、このほかに必ず自衛隊の一線幹部、これは新退任のあいさつするときには必ず官邸に総理にこゝろをいさつて行つて、その際時間の許す限り懇談し、当面のあいさつだけでなくて意見を聞くというやうな形、これが二十三回行われた。こんなやうな状況でございまして。

○柳澤謙造君 国防会議とかなんとかそんなものは、私が聞いている数の中に入れたって意味はなさぬわけだ。それから、鈴木総理のときは三回だつて、私が鈴木総理に予算委員会、あなた総理になつて何回統率議長と会いましたかと言つたら、総理になつて七ヶ月でたしか七回だつておれに言つたんだよ。そうしたら後ろの方でもつて、いや柳澤さんよ、それは飯食つてゐるのも一緒に

入れて言つてゐるんだよと言つていたくらいだけれども、それはそれでいいわ。

それで、そういうふうな形式的な答弁をおれは聞いているんじゃないんだから。現実には日本の現職の内閣総理大臣がドイツの総理大臣からサミットで、いよいよソ連がSS20をアジアへ配備したと言つて、SS20って何だか知らなかつたというんだ。そういうことじゃ困るわけなんだよ。ほかのことならば、それは総理大臣はいろいろ税金がどうだとかこうだとか頭に入つてゐる。しかし、やっぱり軍事情勢の問題なんというものはそれは専門家がやらないから、いろいろそういうことについていつもやつぱり頭に入れておいて、そして判断ができるやうな、そういう材料を提供しておいてやらないと。だから、その辺がシビリアンコントロールということについて、今こゝでこれ以上私議論せぬけれども、若干皆さん方の認識というものが正確ではないです。もう少し文民優先、政治優先というこゝろはどういうことを指すんだという、その辺をやつぱり防衛庁の幹部の皆さん方理解しておいていただきたい。

だから、総理が最高指揮権を持つておつて、今までどれだけやられたかわからぬけれども、領空侵犯、領海侵犯、言うならば日本の国の主権を侵された、それについて内閣総理大臣が、これは中曽根総理に限らぬでいいですから、最高指揮官として指揮権を発動して命令した総理がおられるんですか、どうなんですか。

○政府委員(西廣登輝君) 今おっしゃられた指揮権という意味はいろいろあるかと思ひますが、いわゆる法に定めた内閣総理大臣がやらなくちゃいけないこと、例えば治安出動であるとか、その種の指揮というものは今まで発動されたことはございませぬが、個別の事項で実際問題としては、個々の行政の問題であつて、今おっしゃられた例えは領海があつたとかいろいろ情勢の変化に依つては対応策があつた、その都度重要なものについては総理にも御報告し、状況によつては総理から指示なりが与えられるという状況でございまして、回

数というものは何回というふうに覚えていられないぐらゐり何度も総理のところにはお伺いするといふ状況であります。

○国務大臣(栗原祐幸君) 私も防衛庁長官これ二回目です、シビリアンコントロールということについては全責任を負つてゐるつもりです。私は週に一回は統率議長、三幕長、これは国会なんかあれば別ですよ、呼びまして、それに次官、官房長交えていろいろと懇談をする、いろいろ聞く、注意をする、そういうことをやつております。それで、必要な場合はこういうことをしたと私が総理大臣に伝える。必要とあればあなたから下命をしないさい。また防衛局長その他を随時総理大臣のところへやるといふことですから、まあいろいろあるでしょう。私大變生意氣なやうですけれども、割合にシビリアンコントロールはしつかりやつてゐるつもりでございまして。ただ、足らぬところもあるでしょうから、今後とも御鞭撻を賜りたいと思ひます。

○柳澤謙造君 わかりました。今度一回こゝへ統率議長、各幕僚長を呼んで我々にも直接やつぱり自衛隊の実態について聞かしてくださいます。そういう機会を持つてくださいます。

それから、次は防衛計画の大綱、これもこの中からなんですけれども、言うならば、この白書の中で大綱の考へ方は、限定的かつ小規模な侵略に原則として独力で対処し得る防衛力を整備することにより云々と言つて、これも至るところに出てくる文句なんです。それで私がわからなないのは、防衛計画の大綱のやうな中で、限定的かつ小規模な侵略に原則として独力で対処し得る防衛力ってどういふことなんですか。これはまあ戦争は避けなくちやいかぬから、戦争にならぬやうにすることはもちろんのことだけれども、もしも攻め込まれるというときに小規模でもって小ぢんまりと来てくれよとこつちから言つて、ああそうか、じゃ一個小隊ぐらいでもって行くかなんて、そんなことになるわけないわけでしょう。小規模で来るのか大規模で来るのかかわからぬわけよ、これは

相手のあることで、そうすると、どういう形で来てもそれに対応するだけのものはきちんとしておかなくちやいけなことであつて、それが防衛計画の大綱というやうな中で今のような表現を使つて、そして日本の防衛力はと、こういうやうな言い方をしているところが私は理解ができないことなんで、この辺も御答弁がいただければあれだし、もしなんなら無理に申しません。ただ、さっきのと同じで、やっぱりもうちょっと、誤解を与えてはいけなけれども、正確に皆さん方に理解ができるやうな、そういう表現を考えないと私は間違ひを犯すと思うんで、その点はどうなんですか。

○政府委員(西廣整輝君) 防衛計画の大綱というのは、御承知のように、防衛力整備の大綱でありまして、現在の国際情勢その他から見て直ちに日本に対して軍事力を用いて現状変更をしかけてくような国はないといひますか、そういうことは非常に強く抑止されている国際情勢下にあるといふ前提における、平時から持つべき防衛力の水準といふものを明示してあるわけでありまして、したがつて、それは日本が日米安保といふものがあるにしろ、そういったものが有効に機能をしていないやうな状況、非常に短時間の間に既成事実ができてしまふやうな状況であつては、日本に対して侵略する気持ちは持ちかねないといふことも含めて考へて、小規模限定的な事態に独力で対応できるだけの防衛力を少なくとも平時から持つておるべきであるといふ考え方であります。日本に対する侵攻が仮に本に行われるといふ事態を考えますと、相手がよく頭が悪くない限りは、日本に勝てるだけの兵力をつぎ込んでくるといふことは疑いのない事実だと思ふんです。そういう状況になれば、勝つか負けるかわからない兵力を持ち込んでくるといふことは余り考えられない。勝てるだらうと思ふから来るわけでありまして、相当な軍事力を投入してくるといふことは疑ひないことでありまして、現在直ちにそういう状況ではないし、そういう状況に変わるためには、やはり今の

それぞれの各国間、各地域における均衡状態といふものが破れてくる、あるいは損なわれてくる状況にならないと、そういう大規模な軍事力といふものを動員する事態にはならないであらうといふことで、現在の防衛計画といふものが定められておるやうに理解をいたしております。

したがひまして、防衛計画大綱に言つておる限定的小規模侵略といふものは、何度でも申し上げるやうですが、防衛力整備の基本的な考え方として、まずそれを水準として考へておるといふことであつて、運用の大綱ではないといふことは御理解いただきたいと思います。

○柳澤謙造君 防衛局長ね、そういう答弁を聞いているともうあと質問するの嫌になるんだ。それは文部省かどこかの何とか局長が今のようなことを聞かれて言つてゐるのならばそれで済むけれども、防衛庁の防衛局長の地位にある西廣さんが今のようなことを言うからさ。私は戦争を何もやる用意しろと言つてゐるんじゃないんです。戦争は起こさないやうにしないんじゃない。そのためのいかにして抑止力を持つてやらなければいかぬかといふことを考へればこそ言ふことであつて、そういうふうな今の局長の答弁のやうなことで、後でもつてよくお考えください。全く私から言われば逆立ちの論理でもつて、ですからそれ以上その点はもう触れません。

リムパツクのことももうこれやめまして、大城先生からもちよつとあつたF5X、次期の支援戦闘機について、大城先生の質問のときの防衛局長の御答弁聞いていて、私から言わせばこれも逆立ちの答弁。これは兵器でしよう、戦闘機だから兵器であるならば極力自前で、国産で持たなければ。国産といふ言い方はあれだけれども、持つべきものなんだ。それでなければ、外国から物を買つてくれれば即これみんなわかつちやうわけだから。だから、第一にはやはり国内で開発をして自前で持つ。ところが、どんなにそう思つたつて日本にそれだけの力がなければ、今で言へばアメリカと協力をして共同開発をするか、それともだめな

らば、しよがないから外国で開発した飛行機を買つてくるかといふことになるわけだ。そういう点に立つならば、第一に考えなくちやいけぬことは、もうこれ三年ぐらゐ前からこの問題はやつていて議論しているわけですよ。今の日本の航空機産業のあれからいけば、私そのくらの技術はもう持つてゐると思ふんです。だつて、YS11が戦後最初に開発した旅客機、今はもうなしたけれども、割合に小型だけれども評判がよかつた。その次には今度はC1でしよう、あれは輸送機だけれども、それで、その後はP51の飛行艇をつくつて、さらに発展していつて今度はF1で、これは戦闘機。今の自衛隊の中にもF1、これは恐らくかなりたくさんあると思ふんです。百機近くは。そうしてゐるならば、その次のこのF5Xについてお考えになるのが最優先。

ところが、先ほどの大城先生の答弁のときに、局長のあれを私黙つてこゝで聞いていたときに言われた点は、何か時間がないんだとかなんとかかんとかといふやうなことを言われた。昭和二十九年に自衛隊法をつくつて、三十二年か三十四、五年ごろならば、いろいろの点について準備が間に合わない、時間がないといふことは、そういう言葉を使うこともあり得るかわからぬけれども、今は昭和六十二年ですからね。それで、もうずっと今までもだんだん二次防、三次防、四次防とやつてきているんだから、そうすると今度、この次の段階はどういうことをやらなければいかぬかなんといふことは、もうはるか前に、現実にF5Xにしたつて私の記憶だけでももう三年ぐらゐ前から議論しているわけだ。だから、そういう点に立つならば、もう一回聞きをするんだけれども、やはり国内で開発をするといふことを最優先して考へていくべきだと思ふんだけれども、その点についての考へえいかがですか。

○政府委員(西廣整輝君) 先ほど大城先生にお答えしたのは、F5X選定期はいつごろでしようかといふ御質問でございまして、それぞれの

選択肢によつて違ふし、開発する場合にはできるだけ早く決定した方がよいと思ひますといふことを申し上げたわけでありまして。

なお、今の御質問ですが、私どもは防衛のための装備といふものは国産で基本的にあるべきであるといふ考え方は必ずしもつておりません。先ほど先生、全方位で全部仮想敵国といふお話もありましたけれども、私どもの防衛政策といふのはやはり日米安保といふものを基軸にして考へております。しかも、我が方の有事といふのは常に国土戦であるといふことを考へますと、日本自身が持つておる武器の生産能力といふものが、有事においても十分有効に働くとは必ずしも思へないわけでありまして。そういうことを考へますと、損耗の非常に激しいもの、例えば航空機等について言えば、やはりできるだけ米側と同じやうな機種、パイロットが直ちに使いこなせる機種であるといふことも、非常にまた重要なことだらうといふやうに私どもは考へております。大綱にもありますやうに、状況の変化に応じてエクスパンドできるといふやうなことも含めて考へますと、パイロットさえ健在ならば航空機を持つてくれればある程度の柔軟性のある対応ができるといふこともまた非常に重要なことだと考へております。ただ、こゝに防衛装備につきましては、やはり自分自身がある程度の技術力なり生産能力といふものを持つておらねと、しかるべき装備といふものが公正な値段で手に入るといふこともまた難しい点があります。そういう点でパーゲニングパワーといふのは必ずしも私は好きではございませぬけれども、そういう意味で日本自身が相当な能力を持つてゐるといふこともまた重要だと考へておるわけだ。

さらに申し上げれば、現在の日米関係で見ますと、アメリカから供与されている、アメリカに頼つてゐる部分といふのがいかにも多いわけでありまして。一方、アメリカが日本に頼つてゐるといひますか、そういう部分はほとんどない状況でありまして、技術の問題につきましても装備の問

題につきましても、日米間にはたくさん糸が繋がっており、糸が切れて血が出るのはいつも日本側であるという状況は必ずしも適切ではない。やはり一部のものではあっても日本のすぐれた技術というものがアメリカの装備の中に取り入れられるという状況は、日米安保の効果的な運用なり安定のために私は非常に重要なことだというふうに考えております。

○柳澤録造君 長官は賛成なの。

○國務大臣(栗原祐幸君) 今日本が、共同開発、それから現有機の転用ですね、外国機の導入、この三つで、俗に言う三原則でいろいろやっているわけですね。

この間ワインバーガーさんが来ましたときに、ワインバーガーさんの方から、アメリカの航空機をひとつ主体として、日本の技術を入れていろいろ検討してみたいかというお話がありました。それについては、それ検討しましょうと私は言ったんです。ただ、同時に私が言ったことは、私の関心はアメリカの航空機を買うということに

関心があるんじゃないんだと。しかし、どうしても日本でもつくりなげやないんだと。そういうところにも関心があるんじゃないんだと。日本の技術とアメリカの技術をどうアジャストするか、そして両国のために最もいいものをつくるか。これはただ単にFSXだけじゃない、これからのハイテク時代に向かってアメリカの技術と日本の技術をどうアジャストするか、そういうところに私は

関心があるんですと、これは一般論として申し上げますというのを言ったんです。それに對しましてはワインバーガーもうなずいておりました。

○柳澤録造君 何でも日本でもつくりなげやないで私言っているんじゃないのであって、それはイタリアの兵器も日本の護衛艦には積んでいるんですから、だからそういう点に立って性能のいい兵器はそれは買ってもいいと思う。しかし、日米安保なるがゆえにというところばかりやっつけておたら、結局日本の自衛隊はわかりやすく言えばアメリカに支配されたようなことになってしまうんだ

から、極力やっぱり自主独立してきちんと存在する状態であって、それであってこそ防衛庁長官がアメリカへ行つて今度はなにしたいって対等な物で言えるわけなんです。そういう点に立って、これだけの工業力を持って、それで技術開発も、私なんか心配するのは、ある程度そういう技術の開発のことを次々とやらせていかなければ技術者がいなくなっちゃうんです。いなくなつてから今度は物を開発しようとしたってこれは間に合わないのであって、ですからそういう点に立って、一つのものを開発するのでも大変なお金がかかってあれだけども、そういう言うならば自前で開発をするというのを基本に置いて、といつてもいいかな。アメリカも今それは無理だ、じゃこれはもう考え方をとつていただきたいということをお願ひをしておきます。

それから次にベルシヤ湾情勢で、この間もちょっとお聞きをしたんですけれども、これも本来なら総理に聞かなきゃいかぬことだけれども、私もきのう本会議を聞いておつて、総理の答弁でまことに不可解な答弁をなさつたわけなんです。それはベルシヤ湾では日本は最大の受益国だと。それは確かに私はそうだと思うんです。五五%あそこから油を運んでいるんです。日本は最大の受益国であつて、非軍事的な役割で貢献していくと。これは総理に聞かなきゃわからなければまた総理が来たときにするんだけれども、防衛庁の方でもつてこの点について御答弁ができるならばお聞かせをいただきたいと思ふんです。

○政府委員(瀬木博基君) この点はもう既に委員も御承知だと思ひますが、従来から政府が申し出ております非軍事的な役割というのには、外交的な役割であると思ひます。やはりこのベルシヤ湾の危険な状態というのは、基本的にはイランとイラクとの間の紛争状態にあるわけでございまして、これを何とかして早期に解決する、これがやはり一番の基本であらうと思ひます。この点について、日本政府としてももちろんイラン、イラクそ

れぞれに働きかける。また国連を通じて働きかけるときも、我が国は非常任理事国の立場にございまして、その立場に立って国連からの働きかけをして、現在もそれを続けておると防衛庁としても承知いたしております。

○柳澤録造君 その国連に、これは外務省に聞かなきゃいかぬのだけれども、だれが行つたの。恐らく日本からは次官クラスかだれかだ、ほかの国と違つて。それから、この間外務大臣みずからがイランにも行つておるわけでしょう。それで少しは鎮静化したかといつたら、ますます激化して、今もう毎日のようにあのとおりの行われて、それで今日本のタンカー、だから平常時の半分以下なんですから、入つてくるのは、もう危なくつてしょうがないから、だから、その辺の点が、イランとイラクの戦争をと言つて、これは言葉では簡単だけれども、もう五年、六年でしう。それで依然としてあのとおりのやうなわけなんです。だから、何か日本がいろいろ知恵あつて、それでイランにもイラクにも納得させておさめるような方法があればいいことだけれども、その辺の点が何もしない、日本は最大の受益国であるのだから非軍事的な役割でもつて貢献をしていくんだなということを一國の総理が本会議で答弁されているというの困つてしまつて、この辺は防衛庁にということも言つても無理だけれども、ただこのことだけは長官よく覚えておいてください、きょうは御返事はいいけれども、この前に私が聞いたときに、防衛庁の答弁は、ベルシヤ湾の問題について、防衛庁は関係ありませんと言つた。そういうことの答弁をしておつていいのかどうか。少なくとも主権が侵害されていられるにもかかわらず、その国の、日本で言へば自衛隊なり、外国で言うならば国防軍なりが、それは我関せず、関知することではありません。なんてことを言っている国が、少なくとも世界の主要な国家の中で日本以外にあるかといつたら、私はないと思ふ。だから、そういうことを安直に言つてもらつては困るんですということだけ申し

上げておきたいと思ふんです。それで、これは私いいことで何ですけれども、今度のこの防衛白書、一番後ろにアンケートがついていりますが、今までこんなことしたことはない、なかなかいいことをなさつたと思ふから、それでせっかくの機会、そういう意味では官房長でもないんだけれども、この白書の発行部数がどのくらいで、それで我々のところなんか決まり切つて来るんだけれども、一般の国民が買ふなり何なりして読んでもらえる部数というのはどのくらいあるのか。それで、今度はアンケート初めのことで、それから、これ集計されたら何らかの機会に私どもにもそれを教えていただきたい。これは大変いいことをされたから、その点は評価をして、白書の中身じゃなくてアンケートつたことはよかつた。

それから、ベルシヤ湾のことについてはあえて答弁求めませんけれども、これは次の機会にでも私また時間かけてやりたいと思ひますので、外務省にも出てもらつて、それでよくお考えだけしておつていただきたいと思ひます。

○政府委員(依田智治君) 白書の点についてお尋ねです。お答えいたします。

発行部数大体三万部を予定しております。大蔵省の印刷局で印刷いたしまして、それで政府刊行物サービスセンター等でそのうち二万部を販売するということをやつております。大体これまでの売れ行きですと、経済白書、中小企業白書に次いで警察白書と防衛白書が三位を争つていまして、この状態でございまして、昨年度の実績が一万五千部程度というように聞いております。なお、残り一万部につきましても、全国にある図書館とかそういうところを中心に、また先生方やマスコミ関係者その他有識者等に有効に活用していただくように配付しているという状況でございます。

あとアンケートにつきましても、ちよつとこの白書につきましても非常にどちらかというとしんどい、じっくり読んでもらえれば相当中身はいいことを書いてあるつもりでございますが、ただ一般的

請願者 大阪府東大阪市上石切町二ノ一、
五五四 田村士郎 外六名

紹介議員 森下 泰君

旧海軍特務士官、准士官(以下特准士官という)の仮定俸給年額の格付は正が、昭和五十四年ないし昭和六十年に実施されたが、引上げ幅が僅少にして、なお不公平であるので、是正されたい。

理由

恩給額の格付は、公務員の退職時における俸給額と在職年数によるという建前から見て、なお特准士官は一般士官に比べ仮定俸給号俸の是正が必要である。(資料添付)

第一一七二号 昭和六十二年八月十九日受理

元従軍看護婦に対する慰労給付金に関する請願

請願者 静岡県下田市柿崎三ノ一九ノ三
鈴木ミサオ 外七名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一一七三号 昭和六十二年八月十九日受理

元従軍看護婦に対する慰労給付金に関する請願

請願者 長野県上田市前山一、六八九 宮
沢まつ子 外百十六名

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一二〇九号 昭和六十二年八月十九日受理

元従軍看護婦に対する慰労給付金に関する請願

請願者 北九州市門司区清滝四ノ七ノ一三
佃スエ子 外百三十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一二一〇号 昭和六十二年八月十九日受理

旧海軍特務士官、准士官の恩給格付は正に関する請願(七通)

請願者 東京都世田谷区下馬二ノ五ノ八
山口七郎 外六十名

紹介議員 板垣 正君

この請願の趣旨は、第一一七〇号と同じである。

第一二一一号 昭和六十二年八月十九日受理

旧海軍特務士官、准士官の恩給格付は正に関する請願

請願者 京都府舞鶴市浜九三〇 渋谷岩光
外九名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一一七〇号と同じである。

第一二一二号 昭和六十二年八月十九日受理

旧海軍特務士官、准士官の恩給格付は正に関する請願(二通)

請願者 山口県玖珂郡玖珂町一、〇一七ノ
四 田中康生 外七名

紹介議員 岡田 広君

この請願の趣旨は、第一一七〇号と同じである。

第一二二三号 昭和六十二年八月十九日受理

旧海軍特務士官、准士官の恩給格付は正に関する請願(二通)

請願者 神奈川県平塚市南原一ノ一三
宮下千里 外十七名

紹介議員 斎藤 文夫君

この請願の趣旨は、第一一七〇号と同じである。

第一二二四号 昭和六十二年八月十九日受理

旧海軍特務士官、准士官の恩給格付は正に関する請願

請願者 横浜市西区元久保町二ノ四 渡
辺香 外六名

紹介議員 杉元 恒雄君

この請願の趣旨は、第一一七〇号と同じである。

第一二二五号 昭和六十二年八月十九日受理

旧海軍特務士官、准士官の恩給格付は正に関する請願

請願者 山口県徳山市戸田四、七四六 渡辺
請願者 山口県徳山市戸田四、七四六 渡辺

勲 外二十名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第一一七〇号と同じである。

第一二一六号 昭和六十二年八月十九日受理

旧海軍特務士官、准士官の恩給格付は正に関する請願(二通)

請願者 島根県浜田市浅井町一〇ノ四
佐々木善人 外十八名

紹介議員 成相 善十君

この請願の趣旨は、第一一七〇号と同じである。

第一二一七号 昭和六十二年八月十九日受理

台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

請願者 神奈川県平塚市南金目一、二九二
ノ二 喜多村順一郎 外十九名

紹介議員 杉元 恒雄君

この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第一二一八号 昭和六十二年八月十九日受理

台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市今泉三ノ二ノ一
一 磯崎喬 外十名

紹介議員 斎藤 文夫君

この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第一二一九号 昭和六十二年八月十九日受理

引揚者在外財産の補償の法的措置に関する請願(三通)

請願者 岐阜県加茂郡坂祝町取組三一
兼松正毅 外六十五名

紹介議員 藤井 孝男君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一二二〇号 昭和六十二年八月十九日受理

元従軍看護婦に対する慰労給付金に関する請願

請願者 愛媛県松山市堀江町甲四五ノ二
山口みゑ乃 外二十六名

紹介議員 松垣徳太郎君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一二二二号 昭和六十二年八月十九日受理

元従軍看護婦に対する慰労給付金に関する請願(九通)

請願者 群馬県高崎市鶴見町五ノ三 岩瀬
圭子 外七十二名

紹介議員 板垣 正君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一二二三号 昭和六十二年八月十九日受理

元従軍看護婦に対する慰労給付金に関する請願

請願者 千葉県君津市広岡三七五芙蓉マン
ション二五九 坪内公子 外八名

紹介議員 堀江 正夫君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一二二三号 昭和六十二年八月二十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 千葉県葛城二ノ二ノ五五 柳川
昭 外五十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第一二二四号 昭和六十二年八月二十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 千葉県八千代市八千代台北一六ノ
一七ノ四 萩原卓 外六十三名

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第一二二五号 昭和六十二年八月二十日受理

元従軍看護婦に対する慰労給付金に関する請願

請願者 福島県会津若松市門田町御山村下
二八六ノ二 武田文字 外八名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一二二六号 昭和六十二年八月二十日受理

元從軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願
請願者 東京都江東区住吉二ノ一八ノ三
金子はる 外八名

紹介議員 久保田真樹君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第二二七号 昭和六十二年八月二十日受理
元從軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡黒崎町島原二八ノ
一三 小島政子 外八十七名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第二二八号 昭和六十二年八月二十日受理
元從軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 福島県会津若松市御旗町七ノ六
山内利智子

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第二二六三号 昭和六十二年八月二十日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 千葉市天台一ノ一六ノ一〇 池田
知聡 外六十名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第二二六四号 昭和六十二年八月二十日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 千葉県野田市清水六六〇 市川弘
子 外五十八名

紹介議員 青木 茂君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第二二六五号 昭和六十二年八月二十日受理
台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

請願者 千葉県船橋市高根台二ノ三ノ八四
ノ一 西片平八郎 外九名

紹介議員 板垣 正君

昭和六十二年九月十二日印刷

この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第二二六六号 昭和六十二年八月二十日受理
台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

請願者 東京都練馬区豊玉北六ノ三ノ四
〇二 武田実 外十五名

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第二二六七号 昭和六十二年八月二十日受理
台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

請願者 東京都練馬区大泉町二ノ二五ノ三
鈴木邦子 外十九名

紹介議員 堀江 正夫君

この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第二二六八号 昭和六十二年八月二十日受理
台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

請願者 東京都練馬区大泉町三ノ三ノ三
六 内藤英男 外十三名

紹介議員 村上 正邦君

この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第二二六九号 昭和六十二年八月二十日受理
元從軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 徳島県麻植郡鴨島町鴨島三七ノ七
乾フサ子 外八名

紹介議員 亀長 友義君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第二二七〇号 昭和六十二年八月二十日受理
元從軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 千葉県君津郡袖ヶ浦町横田三、五
四二ノ四 深井正子 外八名

紹介議員 堀江 正夫君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第二二七一号 昭和六十二年八月二十日受理
元從軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

昭和六十二年九月十四日発行

(九通)
請願者 福岡県浮羽郡田主丸町地徳三七一
ノ一 吉岡ミサヲ 外七十三名

紹介議員 村上 正邦君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第二二七二号 昭和六十二年八月二十日受理
旧海軍特務士官 准士官の恩給格付は正に関する
請願

請願者 山口市宮野下三〇四 重富良介
外四名

紹介議員 二木 秀夫君

この請願の趣旨は、第一一七〇号と同じである。

八月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正す
る法律案(第百八回国会提出、衆議院継続審査)

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
(第百八回国会提出、衆議院継続審査)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する
法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正す
る法律案

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六
十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「四万五千五百五十一人」を「四万五
千七百九十人」に、「四万七千六百五十五人」を「四万
七千三百三十二人」に、「二十七万二千七百六十
八人」を「二十七万三千二百七十八人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五
号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第二項中「四万四千九百人」を「四
万六千四百人」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

(小字及び一は衆議院修正)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律
防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六
十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項中「三千円」を「四千円」
に改める。

附則
この法律は、公布の日
昭和六十二年四月一日から施行す
る。この法律による改正後の防衛庁職員給与法の規定は、昭和
六十二年四月一日から適用する。

第百八回国会内閣委員会會議録正誤
第二号中正誤

第三号中正誤

第四号中正誤

第五号中正誤

第六号中正誤

第七号中正誤

印刷者 大蔵省印刷局